

岩手県監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 20 年 3 月 7 日

岩手県監査委員 中 平 均

岩手県監査委員 工 藤 勝 子

岩手県監査委員 菊 池 武 利

岩手県監査委員 谷 地 信 子

平成19年度

包括外部監査の結果報告書

平成20年2月

岩手県包括外部監査人

公認会計士 佐藤 孝夫

## 目次

<b>I 包括外部監査の概要</b> .....	5
(1) 外部監査の種類 .....	5
(2) 選定した特定の事件(テーマ) .....	5
(3) 監査対象期間 .....	5
(4) 監査対象部局 .....	6
(5) 特定の事件(テーマ)を選定した理由 .....	7
(6) 外部監査の方法 .....	8
(7) 外部監査の実施期間 .....	10
(8) 補助者 .....	10
(9) 利害関係 .....	10
<b>II 特別会計の分析並びに包括外部監査の結果および意見</b> .....	11
<b>II-1 結果と意見の要約</b> .....	11
<b>II-2 岩手県の特別会計の分析並びに包括外部監査の結果および意見</b> .....	13
(1) 特別会計のあらまし .....	13
(2) 岩手県の特別会計の概要 .....	14
(3) 対象とした特別会計の結果および意見ならびに分析 .....	15
i. 母子寡婦福祉資金特別会計 .....	15
1. 母子寡婦福祉制度の沿革 .....	15
2. 母子福祉資金貸付制度の概要 .....	15
3. 寡婦福祉資金貸付制度の概要 .....	16
4. 母子寡婦福祉資金貸付制度の今日の特徴 .....	16
5. 母子寡婦福祉資金特別会計の概要 .....	16
6. 県の母子寡婦福祉特別資金の状況 .....	18
7. 貸出・償還のフロー .....	21
8. 予算の状況 .....	23
9. 貸出先の内容 .....	31
10. 資金残高 .....	33
11. 延滞債権の状況 .....	35
12. 不良債権の回収プロフェッショナル部署の創設の必要性 .....	38
13. 違約金の取扱い(減免措置について) .....	38
14. 債権回収時の充当順番の周知化 .....	39
15. 他の社会福祉制度の利用について .....	40
16. 回収行為等の実施要領(マニュアル)を定める必要性 .....	41
17. 償還金の重要性の認識 .....	41
18. 連帯保証人への対応について .....	42
19. 連帯借受者への対応 .....	46
20. 借受者の高齢化問題 .....	46
21. 滞留債権の管理状況について .....	47

22. 不納欠損処理の必要性.....	48
23. 法的処理について.....	49
24. 審査基準の運用の徹底について .....	50
25. 回収作業におけるクレーマー対策 .....	52
26. 研修会の企画/開催.....	52
ii. 農業改良資金特別会計、林業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計 .....	54
1. 第一次産業にかかる資金特別会計.....	54
2. 岩手県の制度.....	54
3. 特別会計と担当部所の概要 .....	55
4. 農業改良資金特別会計の概要 .....	57
5. 林業改善資金特別会計の概要 .....	60
6. 沿岸漁業改善資金特別会計の概要.....	63
7. 関係省庁.....	65
8. 関連法令、規則等 .....	66
9. 県の特別資金の状況.....	68
10. 県直貸資金の基金造成額・予算・貸付実績.....	73
11. 貸出、回収、償却のフロー.....	78
12. 延滞債権の状況 .....	83
13. 農業改良資金特別会計(就農支援資金).....	88
iii. 中小企業振興資金特別会計.....	101
1. 中小企業振興にかかわる資金特別会計.....	101
2. 岩手県の制度.....	101
3. 特別会計と担当部所の概要 .....	101
4. 中小企業振興資金特別会計の概要.....	101
5. 資金の概要 .....	104
6. 中小企業振興資金の貸付実績及び貸付残高の推移.....	106
7. 貸出のフロー .....	107
8. 延滞債権の状況.....	109
9. 償還猶予債権の状況.....	110
10. (財)いわて産業振興センターの審査の方法について.....	113
iv. 証紙収入整理特別会計.....	115
1. 岩手県収入証紙について .....	115
2. 特別会計の設置根拠.....	115
3. 岩手県証紙収入整理特別会計の流れについて.....	116
4. 証紙収入整理特別会計のながれ.....	119
v. 港湾整備事業特別会計.....	122
1. 日本における港湾整備事業の特徴 .....	122
2. 岩手県における港湾事業の特徴.....	123
3. 各港湾の特徴.....	131
4. 港湾整備事業特別会計の概要 .....	160

5. 決算概要 .....	163
6. 港湾整備事業特別会計について .....	167
7. 港湾事業に係る借金について .....	169
8. 県債について .....	170
9. 資本費平準化債について .....	171
10. 港湾台帳の整備状況について .....	174
11. 港湾施設の管理状況について .....	175
12. 施設の利用状況について .....	177
13. 工業用地の造成及び売却状況 .....	180
14. 県所有の港湾に関係する用地について .....	182
15. 港湾関連用地の管理状況 .....	183
16. 工業用地の造成原価 .....	183
17. 占用料について .....	186
18. 使用料について .....	189
19. 採算状況について .....	192
20. 船舶給水委託料について .....	195
21. 整備費について .....	197
vi. 土地先行取得事業特別会計 .....	200
1. 制度の目的及び概要 .....	200
2. 県の特別資金の状況 .....	201
3. 予算とフローからみた状況 .....	201
4. 結果または意見 .....	204
vii. 流下水道事業特別会計 .....	205
1. 流域下水道事業の概要 .....	205
2. 流域下水道事業特別会計 .....	208
3. 管理費 .....	209
4. 建設費 .....	211
5. 公債費 .....	219
6. 財団法人 岩手県下水道公社 .....	220

## I 包括外部監査の概要

### (1) 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項および岩手県包括外部監査契約書第 7 条に基づく包括外部監査

### (2) 選定した特定の事件(テーマ)

以下の特別会計(公営企業会計を除く)に係る事務の執行及び事業の管理

- ・母子寡婦福祉資金特別会計
- ・農業改良資金特別会計
- ・林業改善資金特別会計
- ・沿岸漁業改善資金特別会計
- ・中小企業振興資金特別会計
- ・証紙収入整理特別会計
- ・港湾整備事業特別会計
- ・土地先行取得事業特別会計
- ・流域下水道事業特別会計

### (3) 監査対象期間

平成 18 年度(平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要と認めた範囲において、平成 17 年度以前の各年度分および平成 19 年度の事務の執行および経営に係る管理の状況についても一部監査の対象とした。

(4) 監査対象部局

監査対象	対象部局
・母子寡婦福祉資金特別会計	保健福祉部児童家庭課 県南広域振興局保健福祉環境部 県南広域振興局総合支局保健福祉環境部および保健福祉環境センター 各地方振興局保健福祉環境部
・農業改良資金特別会計	農林水産部団体指導課、農業普及技術課 県南広域振興局農林部 県南広域振興局総合支局農林部 各地方振興局農政(林)部
・林業改善資金特別会計	農林水産部団体指導課 県南広域振興局総合支局農林部および農林センター
・沿岸漁業改善資金特別会計	農林水産部団体指導課 各地方振興局水産部
・中小企業振興資金特別会計	商工労働観光部経営支援課 財団法人いわて産業振興センター
・証紙収入整理特別会計	出納局 総務部税務課 盛岡地方振興局税務部
・港湾整備事業特別会計	県土整備部港湾課 各地方振興局土木部
・土地先行取得事業特別会計	県土整備部県土整備企画室
・流域下水道事業特別会計	県土整備部下水道環境課 財団法人 岩手県下水道公社

## (5) 特定の事件(テーマ)を選定した理由

国・地方公共団体の会計には、一般会計と特別会計がある(財政法第13条、地方自治法第209条第2項)。特別会計は、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計である。しかし、むやみに特別会計の設置を認めることは、予算の統一的な経理を阻害するものであり、妥当なものとはいえない。

国では特別会計の改革を行政改革の重要事項として取り組んでいる。岩手県においても財政危機が叫ばれ、様々な行財政改革に取り組んでいるが、特別会計(公営企業会計を除く)についても例外ではなく、行政改革の重要事項として取り組む必要があるものと考えている。

一方、平成19年6月15日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、財政健全化法という。)が成立し、毎年度、実質赤字比率等の健全化判断比率を公表し、当該比率が基準以上である場合、「財政健全化計画」や「財政再生計画」の策定が義務づけられることとなった。

財政健全化法の成立により、一般会計に加え、特別会計についても、その執行及び管理の重要性が高まってきたといえる。

岩手県の特別会計(公営企業会計を除く)の平成18年度の当初予算の総額は279億円程度であり、その予算・決算については、それぞれ広く県民に周知されている。

岩手県の特別会計(公営企業会計を除く)を取り巻くこのような状況にあって、「特定の歳入をもって特定の歳出に充てる」という特別会計の意義が果たされているかどうか、また、その管理運営事務が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成しているかどうかにつき、県民にその実態を開示し、透明性を高めておくことが、さらに有意義になったと判断した。

そこで、特別会計(公営企業会計を除く)のうち、既に包括外部監査の対象となった県有林事業特別会計を除く、母子寡婦福祉資金特別会計、農業改良資金特別会計、林業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、中小企業振興資金特別会計、土地先行取得事業特別会計、証紙収入整理特別会計、流域下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計の9つの特別会計(公営企業会計を除く)を監査対象として選定し、特別会計(公営企業会計を除く)を本年度の監査対象とした。



## (6) 外部監査の方法

### (1) 監査要点

- ① 事業に係る財務事務の執行は、法令規則に準拠して行われているか。
- ② 一般会計との間の繰入、繰出処理の合規性、合理性、適切性が確保され、不必要な振替処理がなされていないか。
- ③ 事業計画は適切に策定され、運用されているか。
- ④ 対象事業を取り巻く将来見通しが、的確に把握されているか。
- ⑤ 事業は効率性、経済性及び有効性の観点から適切に行われているか。
- ⑥ 事業に係る固定資産の取得および維持管理は適切に行われているか。
- ⑦ 事業の申請から執行完了までの財務事務に関する手続きの合規性・合理性は守られているか。
- ⑧ 滞留債権等の原因把握、条件緩和・変更の有無、回収可能性の把握が適切に行われているか。
- ⑨ 損失補償や債務保証行為等に係る情報開示が適切になされているか。
- ⑩ 委託業務関係事務の合規性、適切性は守られているか。
- ⑪ 一般会計繰入金が増加・減少要因の分析が適切になされているか。
- ⑫ 特別会計運営上の合規性、効率性、経済性に係る問題点の有無が把握されているか。また、問題点があれば、その改善策がなされている。

### (2) 主な監査手続

本庁において、まず、各特別会計の設置根拠等を確認し、各特別会計の財政状況につき把握した。関係書類の閲覧、分析、質問等の手続により、関係諸法令、事業の状況、管理の方法、予算の執行状況などを概括的に調査した。なお、各振興局等へ往査し、現場で財務事務の執行等に関する監査手続を実施した。主な監査手続は以下のとおり。

#### <資金関係>

- ① 資金の種類別にその概要を把握し、貸出基準や内容等を理解・把握する。
- ② 新規貸出について、新規申込状況を把握するために、貸付申請書入手し、検討すると共に、貸付時の調査資料入手し、新規の貸出が貸付要件を満たしているか等を確認する。
- ③ 審査会の審査記録等入手し、審査が適切に実施されたことを確認する。審査時点での貸付審査基準の遵守および回収可能性の判断等が適正になされているか確認する。

- ④ 借入借用書の実査により貸出の実在性、網羅性を検証する。
- ⑤ 連帯借受者や連帯保証人に対する対応に関して、現場担当者にヒアリングすると共に、関係記録等を開覧し、その妥当性、合理性を確認する。
- ⑥ 貸出の実行に関して、原議を入手して実行状況を把握し、その合規性を確認する。
- ⑦ 期中の償還事務手続が所定の手続に従って、合理的、経済的に処理されていることを確認する。
- ⑧ 滞留債権の状況を把握し、その対応の合理性、経済性、妥当性、合規性に関して確認する。
- ⑨ 一般会計からの繰入金、一般会計への繰出金の内容について、関係証票により確認する。

#### <港湾事業>

- ⑩ 港湾に関する業務概要、パンフレット、地図、港湾施設一覧表等の関係資料を入手し、港湾の概要を把握する。現場視察を実施し、港湾の管理状況を把握する。港湾関係の統計資料を入手し、各港湾の経済情勢等を分析、把握する。
- ⑪ 港湾計画書を入手し、各港湾がどのように開発されてきたかを確認し、現在どのような施策が施されているか確認すると共に、将来に向けどのような計画になっているかを把握する。
- ⑫ 港湾施設の申請、承認、請求、回収事務が合理的、経済的に実施され、かつ関連法規に準拠していることを確認する。
- ⑬ 用地造成に係る関連資料を入手し、過去の用地開発の必要性、売却の状況、売却価格の根拠、造成用地の原価計算、未利用地の状況等を調査し、適切な用地開発がなされているかを確認する。

#### <証紙収入整理特別会計>

- ⑭ 関係書類等の開覧により、事業の概略を把握する。
- ⑮ 収入証紙の受払、保管状況を確認するために、実査を行い、必要に応じて実際にカウントして保管状況の正確性を確認する。各振興局においても、同様にその保管状況を確認する。

#### <土地先行取得事業特別会計>

- ⑯ 土地取得から土地売払い、土地の活用、県債償還のフローを把握する。
- ⑰ 土地先行取得に係る関係書類を入手し、合規性、合理性、経済性を確認する。

#### <流域下水道事業特別会計>

- ⑱ 契約事務について、法令等に準拠して業者選定、入札、検査、支払のそれぞれの事務手続が適切か確認する。
- ⑲ 管理する4浄化センターの概要につき関係書類を閲覧し把握すると共に、現場を視察して、施設の運営および管理状況を確認する。
- ⑳ 下水道公社の概要につきヒアリングし関係書類の閲覧・入手により把握し、同公社へ往査して、事務処理や運営状況を確認する。

## (7) 外部監査の実施期間

平成19年7月1日から平成20年2月15日

## (8) 補助者

公認会計士	大枝	宏
〃	佐々木	伸之
〃	高橋	雄一郎
会計士補	北野	勝也
〃	古川	直磨

## (9) 利害関係

包括外部監査人および補助者は、いずれも包括外部監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係を有していない。

### 注:本報告書の金額表示と引用について

本報告書に含まれている表の内訳数値・金額については、端数処理の関係で合計・合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値・金額を引用した場合にも同様に、引用した数値の合計または金額等の他の数値・金額と一致しない場合がある。

本報告書の中の説明文書・図表には岩手県、国、岩手県以外の地方公共団体からの引用がある。

## II 特別会計の分析並びに包括外部監査の結果および意見

### II-1 結果と意見の要約

結果と意見の要約は以下のとおりであり、詳細に関しては参照できるようにページを付した。

#### <結果>

##### i 母子寡婦福祉資金特別会計

- 1 連帯保証人への対応 ②連帯保証人に対する履行請求などのアプローチ 【42Page】
- 2 連帯保証人への対応 ④弁済能力が認められる連帯保証人に対する対応 【44Page】
- 3 連帯借受者への対応 【46Page】
- 4 滞留債権の管理状況について 【47Page】
- 5 法的処理について ①借受者等に対する法的処理 【49Page】
- 6 法的処理について ②借受者等の自己破産に対する対応について 【49Page】
- 7 審査基準の運用の徹底 ①投資的資金への貸出 【50Page】
- 8 審査基準の運用の徹底 ②財産内容の正確な把握について 【50Page】

##### ii 農業改良資金特別会計、林業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計

- 9 貸出審査時・実行時の資料の保管 【81Page】
- 10 必要書類の完全な入手 【81Page】
- 11 回収記録の作成 【82Page】
- 12 連帯保証人変更時の審査方法 【82Page】
- 13 主債務者・連帯保証人への適時の対応 【85Page】
- 14 連帯保証人に対しての積極的な請求と回収の必要性 【86Page】
- 15 事業破綻の場合の対応について 【87Page】
- 16 延滞債務者へのモニタリングと財産の任意整理 【87Page】

##### v 港湾整備事業特別会計

- 17 港湾施設の管理状況について 【175Page】

#### <意見>

##### i 母子寡婦福祉資金特別会計

- 1 不良債権の回収プロフェッショナル部署創設の必要性 【38Page】
- 2 違約金の取扱い(減免措置について) 【38Page】
- 3 債権回収時の充当順番の周知化 【39Page】
- 4 回収行為等の実施要領(マニュアル)を定める必要性 【41Page】
- 5 償還金の重要性の認識 【41Page】
- 6 連帯保証人への対応 ①連帯保証人の要件について 【42Page】
- 7 連帯保証人への対応 ③連帯保証人の現況確認について 【43Page】
- 8 連帯保証人への対応 ⑤連帯保証人等への貸付時の説明について 【44Page】
- 9 連帯保証人への対応 ⑥連帯保証人の保証能力について 【45Page】
- 10 連帯保証人への対応 ⑦連帯保証人が自己破産している場合について 【45Page】

11	借受者の高齢化問題	【46Page】
12	不納欠損処理の必要性	【48Page】
13	審査基準の運用の徹底 ③既債務の弁済可能性の検討について	【51Page】
14	審査基準の運用の徹底 ④事業開始資金における事業計画の検討	【51Page】
15	研修会の企画、開催	【52Page】
<b>ii 農業改良資金特別会計、林業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計</b>		
16	農業改良資金 転貸の積極的な活用	【68Page】
17	林業・木材産業改善資金 転貸の積極的な活用	【70Page】
18	船舶への担保設定	【82Page】
<b>iii 中小企業振興資金特別会計</b>		
19	償還の単年度猶予が連続して行われている先への対応	【110Page】
20	延滞債権の連帯保証人への請求について	【112Page】
21	設備資金貸付制度 審査時の小規模企業設備導入診断書調書の添付	【114Page】
<b>iv 証紙収入整理特別会計</b>		
22	証紙収入整理特別会計から一般会計への繰り出しについて	【118Page】
<b>v 港湾整備事業特別会計</b>		
23	資本費平準化債の発行について	【173Page】
24	港湾台帳の整備状況について	【174Page】
25	施設の利用状況について	【177Page】
26	工業用地の造成及び売却状況 ①久慈港半崎地区	【180Page】
27	工業用地の造成及び売却状況 ②久慈港諏訪下地区	【181Page】
28	工業用地の造成及び売却状況 ③宮古港藤原地区	【181Page】
29	工業用地の造成原価 ②久慈港半崎地区の造成原価について	【184Page】
30	工業用地の造成原価 ③大船渡港永浜/山口地区の工業用地埋立開発	【185Page】
31	船舶給水委託料について ②給水業者の選定について	【195Page】
32	整備費 ③大船渡港永浜/山口地区埋立工事	【199Page】
<b>vii 流域下水道事業特別会計</b>		
33	地方公営企業法の適用について	【209Page】
34	浄化センターの管理委託契約	【210Page】
35	一般競争入札の対象工事の拡大	【219Page】

## Ⅱ-2 岩手県の特別会計の分析並びに包括外部監査の結果および意見

### (1) 特別会計のあらまし

国・地方公共団体の会計には、一般会計と特別会計がある。

一般会計とは、国及び地方公共団体における中心となる基本的な会計で、特別会計に属さない予算を包括的、一般的に経理する会計のことをいう。

岩手県の一般会計は、県税を主な収入財源として道路、河川、警察署、学校、県営住宅などの建設をはじめ、介護保険や障害者に関する社会福祉、食品の安全性の確認や保健衛生、環境保全、労働福祉の充実、産業、教育・文化の振興、警察活動など、県の行政運営の基本的な経費や事務事業を網羅して経理する会計である。

特別会計とは、国または地方公共団体の官庁会計において、一般会計とは別に設けられる独立した財团的な会計で、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計である。

特別会計は、それぞれに予算をもち、一般会計における単一予算主義の原則に対する例外となっている。単一予算主義の原則とは、国・地方公共団体の会計について、すべての歳入・歳出などを単一の会計で経理する原則をいう。しかし、この原則に固執すると、かえって個々の事業の損益や資金の運営実績などが不明となり、好ましくない場合がある。そのようなことを避けるため、特定の事業について、例外的に一般会計から切り離して独立の会計を設けて経理を行うのが特別会計である。もともと、一般会計から特別会計への繰り入れもあるため、完全に独立しているわけではない。

特別会計については、公営事業会計を含める場合と、含まない場合がある。簡単に定義立てを行うと、特別会計(広義の特別会計)には、公営事業会計を除く特別会計(狭義の特別会計)と公営事業会計があるといえる。

## (2) 岩手県の特別会計の概要

岩手県では、公営事業会計を除く特別会計として10の特別会計が設置されている。

- ・ 母子寡婦福祉資金特別会計
- ・ 農業改良資金特別会計
- ・ 県有林事業特別会計(監査対象外)
- ・ 林業改善資金特別会計
- ・ 沿岸漁業改善資金特別会計
- ・ 中小企業振興資金特別会計
- ・ 証紙収入整理特別会計
- ・ 港湾整備事業特別会計
- ・ 土地先行取得事業特別会計
- ・ 流域下水道事業特別会計

一般会計と公営事業会計を除く特別会計をもって、普通会計と呼んでいる。

公営事業会計は、特別会計のうち原則として県税を収入財源とせず、独立採算制を追求する極めて企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定を受けて設置する会計である。

岩手県では、公営事業として3の特別会計が設置されている。

- ・ 県立病院等事業会計
- ・ 電気事業会計
- ・ 工業用水道事業会計

### (3) 対象とした特別会計の結果および意見ならびに分析

#### i. 母子寡婦福祉資金特別会計

##### 1. 母子寡婦福祉制度の沿革

戦前の母子福祉対策は、一般の母子家庭に対する施策が行われる一方、安心して兵役に服することができるように軍人の妻と子に対する保護事業が別に行われ、軍人遺族母子家庭に対して特別の手厚い保護がなされていた。

そして戦後は、極めて厳しい経済状況の中、大量の戦争未亡人が発生し、多数の母子世帯が生活困難に陥った。このため、これらの母子を救済することが緊急の課題となった。

しかし、戦後の平和憲法の下では、軍人遺族を優先する施策をとることはできず、一般の母子世帯と併せた「母子福祉対策要綱」が成立し、新しい福祉施策が行われることとなった。主な施策は、①母子家庭に対する生活保護に基づく公的助成の徹底 ②母子寮を整備し、居住環境の改善を図る ③職業の斡旋、職業技能の習得の促進 ④子の健全育成のための保育所への優先入所、育英資金の貸付等であった。

こうして母子福祉対策要綱によって母子福祉施策が整備されてきた。しかし、母子家庭の社会的、経済的特殊事情により、一般家庭と一律の制度ではなく母子家庭だけを対象とした特別の保護を目的とした特別法の設定が望まれることとなり、①資金の低利貸付制度 ②母子相談員制度 ③売店等の設置の許可等の3つの事項を内容とする「母子福祉資金の貸付等に関する法律」(昭和28年施行)が成立した。

このようにして「母子福祉対策要綱」や「母子福祉資金の貸付等に関する法律」等の基本的な考え方が現行の「母子及び寡婦福祉法」に引継がれてきた。

##### 2. 母子福祉資金貸付制度の概要

この制度は、「母子及び寡婦福祉法」(母子福祉法の一部改正により昭和57年4月より施行)に基づき、都道府県・指定都市及び中核市が実施主体となり、20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子に対する貸付事業である。現在の資金種類は、13種類であり、資金の新設、貸付限度額の引上げ、償還期限の延長等の変更が毎年行われている。

財源に関しては、国及び都道府県等が繰入れる原資と償還金等が充てられている。



### 3. 寡婦福祉資金貸付制度の概要

この制度は、「母子及び寡婦福祉法」の一部改正により昭和 57 年度から法律に基づく制度として施行されるようになった。それ以前は、昭和 44 年から予算措置として「寡婦福祉資金貸付制度」として行われてきた。当該制度の趣旨は、母子家庭の福祉に関する施策は「母子福祉法」を中心に行われてきていたが、子が 20 歳に達したことにより母子福祉法の対象外となってしまう母子や子のない寡婦のなかには、社会的、経済的になお不安定な状態にあるものが多く見受けられることから、これらの者を対象として資金の貸付を行うことにより、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、安定した生活を営むようにすることを目的としている。

現在の資金種類は、12種類であり、資金の新設、貸付限度額の引上げ、償還期限の延長等の変更が毎年行われている。なお、扶養する子のない寡婦については、所得制限がついている。財源は、母子福祉資金貸付制度と同様に国及び都道府県等が繰入れる原資と償還金等が充てられている。

### 4. 母子寡婦福祉資金貸付制度の今日の特徴

最近利用されている母子寡婦福祉資金の種類は、『修学資金』及び『修学支度資金』に収斂してきている。このことは、全国的な傾向であり、岩手県においても母子寡婦福祉資金について、件数・金額ベースともに、『修学資金』及び『修学支度資金』の割合が実に全体の 90%程度にも及んでいる。

母子寡婦福祉資金制度の趣旨は、配偶者のない母子等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて、扶養している児童の福祉を増進し、安定した生活を営むようにすることを目的とする制度である。しかし、当該資金の運用実績をみると、その大部分が無利子・無担保の卒業後 20 年以内の割賦返済となる学資貸付制度の利用となっているのが実情である。

### 5. 母子寡婦福祉資金特別会計の概要

#### 1 制度の設置根拠

母子寡婦福祉資金特別会計の設立根拠、設立目的、対象者、関係省庁および関連法令は以下のとおりとなっている。

## ① 設立根拠

母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号。)第 36 条第1項の規定に基づき、特別会計を設けているものである。

### 【母子寡婦福祉法第 36 条第1項】

都道府県は、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付を行うについては、特別会計を設けなければならない。

## ② 設立目的

母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために、資金の貸付を行うものである。

### 【母子寡婦福祉法第13条第1項、第32条第1項】

(母子(寡婦)福祉資金の貸付)

都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(寡婦)又はその扶養している児童(民法第877条の規定により扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者)に対し、配偶者のない女子(寡婦)の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- 二 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金
- 三 配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

### ③ 対象者

- 母子福祉資金
  - (ア)母子家庭の母
  - (イ)母子福祉団体
  - (ウ)父母のない児童
- 寡婦福祉資金
  - (エ)寡婦等
  - (オ)40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
  - (カ)母子福祉団体

### ④ 関係省庁

厚生労働省

### ⑤ 関連法令

- 母子及び寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)
- 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年7月1日政令第224号)
- 母子及び寡婦福祉法施行規則(昭和39年7月1日 厚生省令第32号)
- 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和41年2月25日岩手県規則第9号)
- 母子及び寡婦福祉資金貸付事務処理要領(平成4年3月30日児第1783号)

## 6. 県の母子寡婦福祉特別資金の状況

### ① 県の担当部所・組織の概要

岩手県においては、母子寡婦福祉特別資金の担当部所は、本庁では「保健福祉部家庭課」であり、また出先の各振興局では、各振興局保健福祉環境部がその担当となっている。

- 保健福祉部児童家庭課
- 各振興局保健福祉環境部

② 母子寡婦福祉特別資金の種類(母子寡婦福祉法施行令第8条第1項、第37条第1項)

岩手県における母子寡婦福祉特別資金の種類とその内容は以下の図表のとおりである。

図表 1

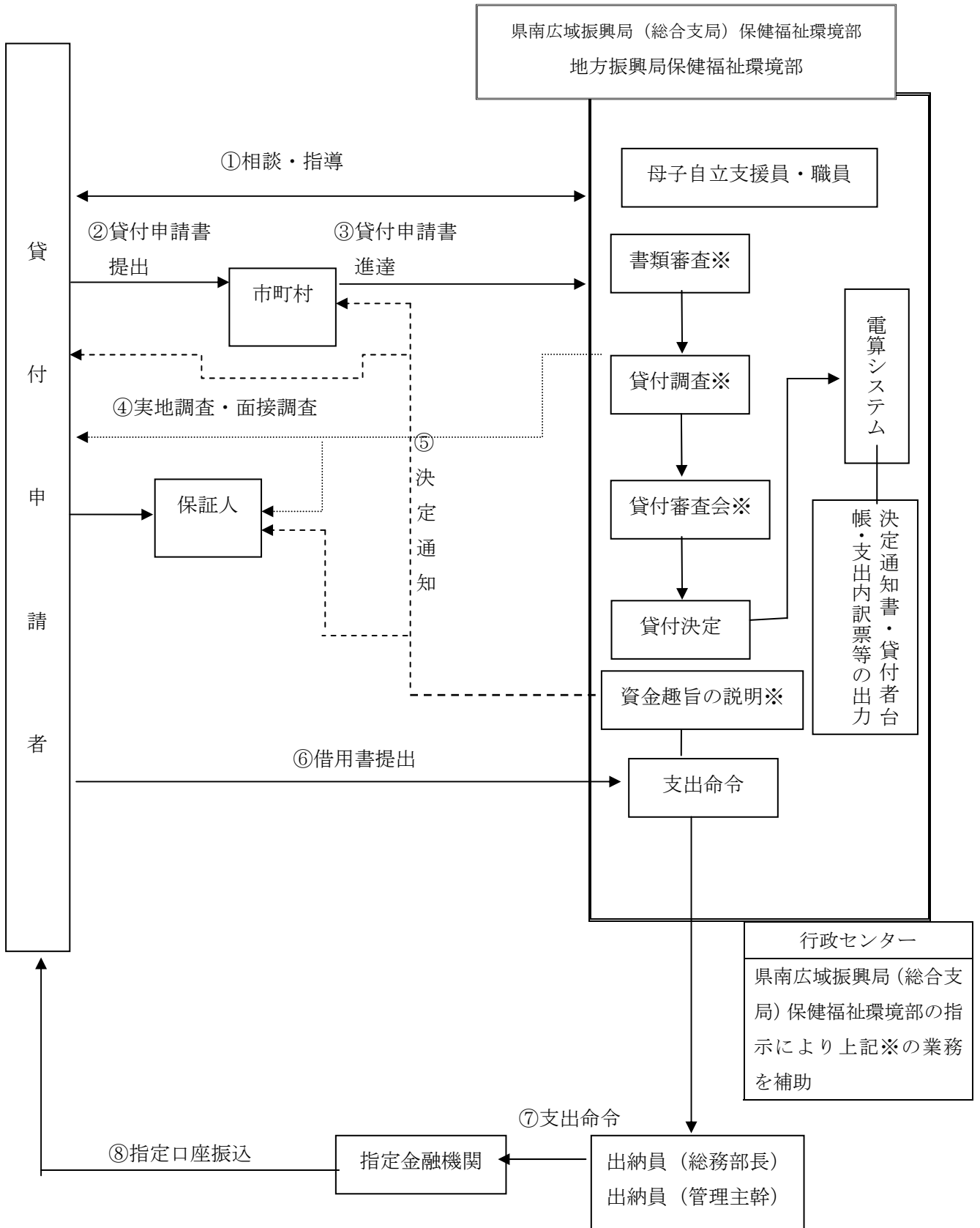
資金の種類(金利)	据置期間	償還期限
事業開始資金 (無利子)	貸付けの日から一年間	据置期間経過後七 年以内
事業継続資金 (無利子)	貸付けの日から六箇月間	据置期間経過後七 年以内
修学資金 (無利子)	当該資金の貸付けにより修学をした者が当該 修学を終了した後六箇月を経過するまで	据置期間経過後二 十年以内(専修学校に 就学する児童であっ て、一般課程を履修す るものに係る修学資金 については、据置期間 経過後五年以内)
技能習得資金 (無利子)	知識技能を習得する期間が満了した後一年を 経過するまで	据置期間経過後十 年以内
修業資金 (無利子)	知識技能を習得する期間が満了した後一年を 経過するまで	据置期間経過後六 年以内
就職支度資金 (無利子)	貸付けの日から一年間	据置期間経過後六 年以内
医療介護資金 (年3%)	医療又は介護を受ける期間が満了した後六箇 月を経過するまで	据置期間経過後五 年以内
生活資金 (年3%、月額2万 円までは無利子)	知識技能を習得する期間が満了した後六箇 月を経過するまで	据置期間経過後十 年以内
	医療又は介護を受ける期間が満了した後六箇 月を経過するまで	据置期間経過後五 年以内
	失業貸付期間が満了した後六箇月を経過す るまで	
	生活安定貸付期間が満了した後六箇月を経 過するまで	据置期間経過後八 年以内
住宅資金 (年3%)	貸付けの日から六箇月間	据置期間経過後七 年以内
転宅資金 (年3%)	貸付けの日から六箇月間	据置期間経過後三 年以内

<p>就学支度資金 (無利子)</p>	<p>当該資金の貸付けにより小学校又は中学校に入学した者が満十五歳に達した日の属する学年を終了した後(その者が死亡したときは、その死亡した後)六箇月を経過するまで</p> <p>-----</p> <p>当該資金の貸付けにより高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に入学した者が当該高等学校、大学又は高等専門学校における修学を終了した後(その者が死亡し、又は修学をすることをやめたときは、その死亡し、又はやめた後)六箇月を経過するまで</p> <p>-----</p> <p>当該資金の貸付けにより修業施設に入所した者が当該修業施設における知識技能の習得を終了した後(その者が死亡し、又は知識技能の習得をやめたときは、その死亡し、又はやめた後)六箇月を経過するまで</p>	<p>据置期間経過後二十年以内(専修学校に入学する児童であつて、一般課程を履修するものに係る就学支度資金については、据置期間経過後五年以内)</p> <p>据置期間経過後五年以内</p>
<p>結婚資金 (年3%)</p>	<p>貸付けの日から六箇月間</p>	<p>据置期間経過後五年以内</p>
<p>特例児童扶養資金 (無利子) (経過措置)</p>	<p>貸付機関満了後の翌日から一年間</p>	<p>据置期間経過後十年以内</p>

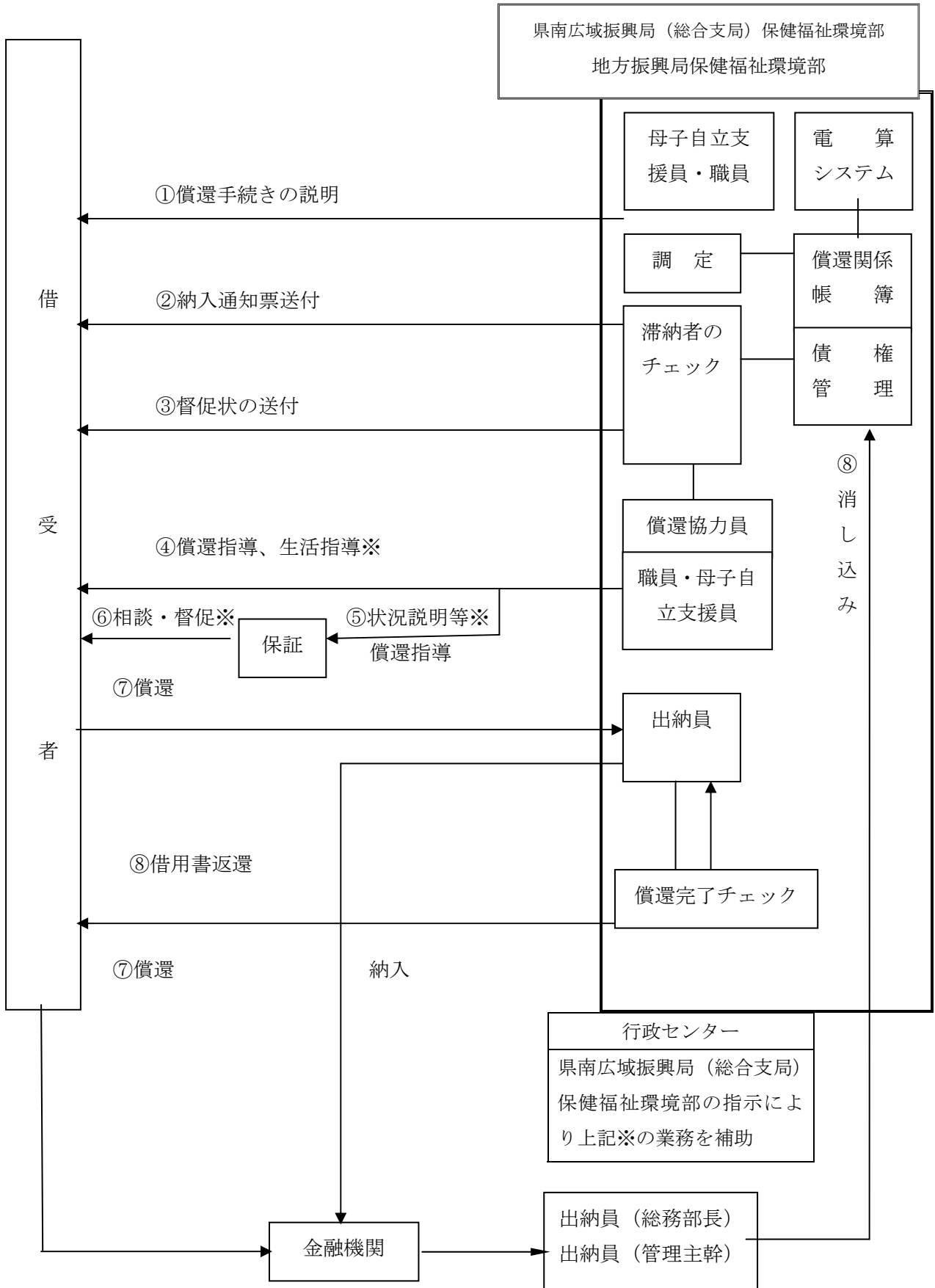
## 7. 貸出・償還のフロー

母子寡婦福祉資金の貸付事務と償還事務の流れは下記の図表 2 と図表 3 のとおりとなっている。

図表 2 ① 母子（寡婦）福祉資金貸付事務の流れ



図表 3 ② 償 還 事 務 の 流 れ



## 8. 予算の状況

### ① 母子福祉資金の予算の推移

母子福祉資金の最近の新規貸付の状況及び歳入・歳出等の予算の状況は以下の図表 4 のとおりとなっている。

図表 4

#### (I) 母子福祉資金貸付

##### 1 貸付件数及び金額

資金種別	13年度(決算額)		14年度(決算額)		15年度(決算額)		16年度(決算額)		17年度(決算額)		18年度(決算額)		19年度(当初予算)		差引増減	
	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)
事業開始	3	7,820,000	0	0	1	1,100,000	0	0	0	0	0	0	1	2,830,000	1	2,830,000
事業継続	4	3,449,000	2	1,958,000	0	0	0	0	0	0	1	1,420,000	1	1,420,000	0	0
修学	627	279,415,850	597	277,631,900	605	280,889,500	593	279,700,500	538	265,190,408	502	256,809,588	580	268,030,000	78	11,220,412
技能修得	9	3,293,000	7	1,894,000	5	1,624,000	3	1,166,000	7	2,408,000	13	3,672,000	6	3,460,000	△ 7	△ 212,000
修業	30	10,476,500	27	11,537,457	19	7,747,000	26	9,982,000	23	9,363,000	23	9,614,090	23	11,980,000	0	2,365,910
就職支度	3	300,000	5	650,000	4	620,000	4	840,000	5	920,000	4	400,000	5	720,000	1	320,000
医療介護	3	672,640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100,000	1	100,000
生活	74	6,962,200	16	4,715,000	13	4,402,000	5	1,993,000	5	1,797,000	11	4,227,000	9	11,124,000	△ 2	6,897,000
住宅	1	2,000,000	4	5,420,000	3	2,440,000	1	185,000	1	800,000	3	1,340,000	2	3,000,000	△ 1	1,660,000
転宅	4	762,700	4	700,115	9	1,925,417	8	1,815,000	4	810,000	8	1,377,000	7	1,820,000	△ 1	443,000
就学支度	162	33,109,600	164	38,770,500	162	38,880,700	155	36,752,500	145	39,814,365	155	45,530,560	154	64,680,000	△ 1	19,149,440
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	300,000	1	300,000
(特例)児童扶養	2	28,040	5	348,080	3	117,960	0	0	0	0	0	0	1	40,000	1	40,000
合計	922	348,289,530	831	343,625,052	824	339,746,577	795	332,434,000	728	321,102,773	720	324,390,238	791	369,504,000	71	45,113,762

##### 2 歳入及び歳出の状況

( )内は件数 (単位:千円)

		14年度決算	15年度決算	16年度決算	17年度決算	18年度 決算A	19年度 当初予算B	差引増減 B-A
母子福祉資金	歳入							
	繰入金	15,891	33,065	19,868	32,934	30,375	12,768	△ 17,607
	繰越金	116,787	72,353	87,805	61,998	78,622	89,758	11,136
	諸収入	281,716	284,539	281,349	275,966	282,428	254,761	△ 27,667
	県債	12,694	48,040	17,654	41,972	35,894	4,176	△ 31,718
	合計①	427,088	437,997	406,676	412,870	427,319	361,463	△ 65,856
歳出	母子貸付金	(831)	(824)	(795)	(728)	(720)	(791)	
	事務費	343,625	339,747	332,434	321,103	324,390	369,504	45,114
	合計②	354,735	350,192	344,678	334,248	337,561	383,108	45,547
	差引①-②	72,353	87,805	61,998	78,622	89,758	△ 21,645	△ 111,403



直近の平成 18 年度を平成 13 年度と比較してみると、貸付件数で 202 件 (21.9%) と大きく減少してきているものの、金額では 23,899 千円 (6.8%) しか減少していない。

また、平成 13 年度以降、利用されている資金の種類では、修学資金、就学支度資金が金額の大半を占めている。

1 件当たりの貸付金額については、平成 13 年度では 377,754 千円であったのに対し、平成 18 年度では、467,135 千円となり、1 件当たり 23.6% のアップとなっている。これは、各貸付種類の貸付上限額が改善されアップされてきたことが原因となっていると考えられる。

## ②寡婦福祉資金の予算の推移

寡婦福祉資金の予算規模は母子福祉資金と比べると相当に小さい。寡婦福祉資金の予算の最近の貸付の状況及び歳入/歳出等の予算の状況は以下の図表 5 のとおりとなっている。

新規の貸付に関しては、母子福祉資金と同様の傾向にあり、貸出件数が 11 件減少し、貸出金額も 3,719 千円減少している。

主な貸付資金の種類も同様に、就学資金、就学支度資金が大部分の貸出になっている。

図表 5

### (2)寡婦福祉資金貸付

#### 1 貸付件数及び金額

資金種別	13年度(決算額)		14年度(決算額)		15年度(決算額)		16年度(決算額)		17年度(決算額)		18年度(決算額)		19年度(当初見込み)		差引増減	
	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)	件数	貸付金額(円)
事業開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,830,000	1	2,830,000
事業継続	1	650,000	0	0	3	2,900,000	0	0	0	0	1	1,300,000	1	1,420,000	0	120,000
修学	24	17,124,000	22	16,560,000	18	11,994,400	19	12,599,800	17	11,023,800	21	13,398,000	19	11,867,000	△ 2	△ 1,531,000
技能修得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	460,000	1	460,000
修業	0	0	0	0	1	600,000	1	600,000	0	0	3	1,800,000	2	1,060,000	△ 1	△ 740,000
就職支度	0	0	0	0	0	0	1	320,000	0	0	0	0	2	420,000	2	420,000
医療介護	1	50,000	1	150,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1	250,000	1	250,000
生活	11	1,133,000	0	0	1	100,000	0	0	0	0	0	0	1	1,236,000	1	1,236,000
住宅	3	3,170,000	2	717,630	2	800,000	1	1,300,000	2	2,280,000	2	1,500,000	2	3,000,000	0	1,500,000
転宅	0	0	0	0	0	0	1	200,000	0	0	0	0	1	260,000	1	260,000
就学支度	1	380,000	3	1,150,000	4	1,699,000	3	1,106,000	4	1,410,000	3	790,000	4	2,360,000	1	1,570,000
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	300,000	1	300,000
合計	41	22,507,000	28	18,577,630	29	18,093,400	26	16,125,800	23	14,713,800	30	18,788,000	36	25,463,000	6	6,675,000

#### 2 歳入及び歳出の状況

( )内は件数 (単位:千円)

		14年度決算	15年度決算	16年度決算	17年度決算	18年度 決算A	19年度 当初予算B	差引増減 B-A	
寡婦福祉資金	歳入	繰入金	835	883	1,277	1,166	828	1,344	516
		繰越金	33,678	40,643	44,367	48,509	54,187	55,015	828
		諸収入	25,612	22,078	19,907	20,312	19,881	17,876	△ 2,005
		県債	0	0	0	0	0	0	0
		合計①	60,125	63,604	65,551	69,987	74,896	74,235	△ 661
	歳出	寡婦貸付金	(28)	(29)	(26)	(23)	(30)	(38)	
		事務費	18,578	18,093	16,126	14,714	18,788	25,463	6,675
		合計②	904	1,143	916	1,086	1,093	1,646	553
	差引①-②		19,482	19,236	17,042	15,800	19,881	27,109	7,228
	差引①-②		40,643	44,368	48,509	54,187	55,015	47,126	△ 7,889

### ③母子寡婦福祉資金貸付収支(母子及び寡婦福祉資金合算)

平成 18 年度および平成 17 年度の母子寡婦福祉資金貸付収支(母子及び寡婦福祉資金合算)の詳細な収支は次のとおりである。償還金を上回る新規貸付に充当するために、一般会計からの貸付金充当分と国庫貸付金による歳入が財源化されている。さらに、翌期への繰越金が増加されてきていることが判る。

図表 6

#### (1)平成17年度母子寡婦福祉資金貸付収支

##### 1. 歳入の部

区分	予算額			決算額
	当初予算額	追加更正額	合計	
前年度からの繰越金	63,108,000	47,399,000	110,507,000	110,507,629
一般会計からの繰入金	34,100,000	0	34,100,000	34,100,000
貸付金充当分	20,986,000		20,986,000	22,580,000
事務費充当分	13,114,000		13,114,000	11,520,000
国庫貸付金	41,972,000		41,972,000	41,972,000
母子福祉資金償還金	261,981,000	221,000	262,202,000	275,965,192
現年度分	252,465,000	135,000	252,600,000	257,568,290
元金	250,039,000	123,000	250,162,000	253,012,455
利子	682,000	12,000	694,000	485,219
違約金及び納付金の延滞金	1,743,000		1,743,000	3,094,079
納付金	1,000		1,000	976,537
過年度分	9,516,000	86,000	9,602,000	18,396,902
元金	9,273,000	70,000	9,343,000	18,305,053
利子	243,000	-11,000	232,000	91,849
納付金		27,000	27,000	
寡婦福祉資金償還金	19,497,000	-732,000	18,765,000	20,296,349
現年度分	18,685,000	-756,000	17,929,000	18,478,083
元金	18,328,000	-754,000	17,574,000	18,136,595
利子	274,000	-2,000	272,000	168,080
違約金及び納付金の延滞金	82,000		82,000	173,408
納付金	1,000		1,000	
過年度分	812,000	24,000	836,000	1,818,266
元金	756,000	22,000	778,000	1,763,977
利子	56,000	2,000	58,000	54,289
納付金			0	
預金利子等付属雑収入 (預金利率等)	1,000	14,000	15,000	15,662
計	420,659,000	46,902,000	467,561,000	482,856,832

## 2. 歳出の部

区分	予算額			決算額
	当初予算額	追加更正額	合計	
21 母子福祉資金貸付金	376,650,000	44,187,000	420,837,000	321,102,773
21 寡婦福祉資金貸付金	28,841,000	2,715,000	31,556,000	14,713,800
事務費	15,095,830	0	15,095,830	14,158,946
1 報酬	10,974,000		10,974,000	10,932,700
3 職員手当等			0	
4 共済費	124,721		124,721	120,263
7 賃金			0	
8 報償費			0	
9 旅費	1,269,830		1,269,830	676,695
11 需用費	1,534,000		1,534,000	1,463,167
12 役務費	1,187,279		1,187,279	966,121
13 委託料			0	
14 使用料			0	
18 備品購入費			0	
19 負担金、補助及び交付金	6,000		6,000	
23 償還金、利子及び割引料	72,170		72,170	72,170
28 繰出金			0	

図表 7

(2)平成18年度母子寡婦福祉資金貸付収支

1. 歳入の部

区分	予算額			決算額
	当初予算額	追加更正額	合計	
前年度からの繰越金	76,320,000	56,489,000	132,809,000	132,809,143
一般会計からの繰入金	31,203,000	0	31,203,000	31,203,000
貸付金充当分	17,947,000	0	17,947,000	17,947,000
事務費充当分	13,256,000	0	13,256,000	13,256,000
国庫貸付金	35,894,000	0	35,894,000	35,894,000
母子福祉資金償還金	259,571,000	-8,972,000	250,599,000	282,428,845
現年度分	250,484,000	-7,303,000	243,181,000	264,525,509
元金	248,063,000	-7,337,000	240,726,000	260,790,464
利子	677,000	0	677,000	365,618
違約金及び納付金の延滞金	1,743,000	0	1,743,000	2,719,494
納付金	1,000	34,000	35,000	649,933
過年度分	9,087,000	-1,669,000	7,418,000	17,903,336
元金	8,855,000	-1,669,000	7,186,000	17,878,271
利子	232,000	0	232,000	25,065
納付金	0	0	0	0
寡婦福祉資金償還金	18,810,000	-845,000	17,965,000	18,481,401
現年度分	17,974,000	-2,144,000	15,830,000	16,679,518
元金	17,627,000	-2,144,000	15,483,000	16,296,394
利子	264,000	0	264,000	140,702
違約金及び納付金の延滞金	82,000	0	82,000	242,422
納付金	1,000	0	1,000	0
過年度分	836,000	1,299,000	2,135,000	1,801,883
元金	778,000	1,299,000	2,077,000	1,786,459
利子	58,000	0	58,000	15,424
納付金	0	0	0	0
預金利子等付属雑収入	1,000	50,000	51,000	51,146
(預金利率等)	0	0	0	0
計	421,799,000	46,722,000	468,521,000	500,867,535
事務費へ充当できる限度額	15,294,666	22,666	15,317,333	16,028,438

## 2. 歳出の部

区分	予算額			決算額
	当初予算額	追加更正額	合計	
21 母子福祉資金貸付金	379,883,000	39,713,000	419,596,000	324,390,238
21 寡婦福祉資金貸付金	26,622,000	7,009,000	33,631,000	18,788,000
事務費	15,274,000	0	15,274,000	14,264,019
1 報酬	10,690,000	0	10,690,000	10,666,200
3 職員手当等	0	0	0	0
4 共済費	135,000	0	135,000	82,452
7 貸金	0	0	0	843,022
8 報償費	0	0	0	1,611,511
9 旅費	1,212,000	0	1,212,000	1,060,834
11 需用費	1,974,000	0	1,974,000	0
12 役務費	1,257,000	0	1,257,000	0
13 委託料	0	0	0	0
14 使用料	0	0	0	0
18 備品購入費	0	0	0	0
19 負担金、補助及び交付金	6,000	0	6,000	0
23 償還金、利子及び割引料	20,000	0	20,000	0
28 繰出金	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	143,425,278
計	421,799,000	46,722,000	468,521,000	500,867,535

さらに、収支の状況の3年間の推移を比較してみると、一般会計からの繰入金、国庫貸付金の状況及び新規貸出や償還金の動向が把握できる。また、翌年度への繰越高を徐々に増加されてきていることが判る。

図表 8

母子寡婦福祉資金特別会計収支状況 (岩手県)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
		円	円	円
入	前年度からの繰越金	132,172,923	110,507,629	132,809,143
	母子福祉資金償還金	279,740,194	274,988,655	281,778,912
	元金	273,784,842	271,317,508	278,668,735
	利子	2,597,999	577,068	390,683
	違約金及び納付金の延滞金	3,357,353	3,094,079	2,719,494
	納付金	0	0	0
	寡婦福祉資金償還金	19,892,542	20,296,349	18,481,401
	元金	18,872,089	19,900,572	18,082,853
	利子	847,963	222,369	156,126
	違約金及び納付金の延滞金	172,490	173,408	242,422
	納付金	0	0	0
	附属雑収入	1,622,744	992,199	701,079
	一般会計からの繰入金	21,145,000	34,100,000	31,203,000
	貸付金充当額	8,827,000	20,986,000	17,947,000
事務費充当額	12,318,000	13,114,000	13,256,000	
国庫貸付金	17,654,000	41,972,000	35,894,000	
歳入計 (A)	472,227,403	482,856,832	500,867,535	
出	母子福祉資金貸付金	332,434,000	321,102,773	324,390,238
	寡婦福祉資金貸付金	16,125,800	14,713,800	18,788,000
	貸付事務費	13,159,974	14,231,116	14,264,019
	その他	0	0	0
歳出計 (B)	361,719,774	350,047,689	357,442,257	
翌年度への繰越金 (A-B)	110,507,629	132,809,143	143,425,278	

## 9. 貸出先の内容

母子福祉資金貸付金の平成18年度末日現在の貸出先の内容について簡単に分析しておく、以下のようになる。

まず、母子世帯の類型は以下のようになり、現在では圧倒的に離別により寡婦となった世帯への貸出ケースが多く、全体の約85%程度に及んでおり、死別による世帯への貸出は少ないことが分る。

図表9 資金別母子世帯類系

区分 資金種別	死別			離別	遺棄	未婚の母	生死不明	その他	合計	
	病死	交通事故	その他							
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業継続資金	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
修学資金	53	42	3	8	420	3	13	0	13	502
技能修得資金	1	1	0	0	12	0	0	0	0	13
修業資金	2	2	0	0	20	0	1	0	0	23
就職支度資金	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	11	0	0	0	0	11
住宅資金	1	0	0	1	2	0	0	0	0	3
転宅資金	0	0	0	0	6	0	0	0	2	8
就学支度資金	10	7	1	2	139	1	1	0	4	155
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	67	52	4	11	615	4	15	0	19	720



次に、平成 18 年度末日現在の貸付先の動態分析状況であるが以下のとおりとなっていた。

特徴的なのは、「修学資金」及び「修学支度資金」について、両資金の合計が、貸付人員は全体の約 70%であるのに対して、貸付中の者は全体の約 92%に及んでいる。これは、修学資金等が他の種類と比較して償還期限が 20 年と長期間であるためと考えられる。また、滞納者に関しても、両資金の合計で 957 名と全体の約 89%となっており、母子寡婦福祉資金の滞留債権は、大半が修学資金関係のものであることがわかる。

図表 10 母子福祉資金貸付金 貸付人員動態

区分 資金種別	貸付人員 A	債権消滅 人員 B	貸付中の 者 C(A-B)	C の 内 訳					
				継続貸付 中の者 (1)	据置期間 中の者 (2)	償還期間 中の者 (3)	(3)の内訳		
							償還中の 者	支払猶予 中の者	滞納者
事業開始資金	2,127	2,114	13	0	0	13	3	1	9
事業継続資金	2,314	2,303	11	0	0	11	1	2	8
修学資金	16,312	13,562	2,750	462	21	2,266	1,644	42	580
技能修得資金	160	113	47	7	5	35	21	1	13
修業資金	1,378	1,233	145	12	15	118	82	2	34
就職支度資金	1,592	1,559	33	2	2	29	20	0	9
医療介護資金	82	81	1	0	0	1	1	0	0
生活資金	238	162	76	5	3	68	43	1	24
住宅資金	2,069	2,053	16	0	0	16	10	0	6
転宅資金	129	99	30	0	5	25	14	0	11
就学支度資金	7,041	5,167	1,874	4	464	1,407	1,006	24	377
結婚資金	13	13	0	0	0	0	0	0	0
児童扶養資金	36	30	6	0	0	6	3	1	2
特例児童扶養資金	4	2	2	0	0	2	2	0	0
計	33,495	28,491	5,004	492	515	3,997	2,850	74	1,073

## 10. 資金残高

母子寡婦福祉資金貸付金に投入された資金がどれくらいであるか、平成 18 年度末の貸付金残高を集計した結果が以下のものである。

図表 11 貸付金残高

(県資料より)

(単位;千円)

区分	母子福祉資金	寡婦福祉資金	合計
貸付残高	2,418,257	133,121	2,551,378

また、その主な財源となっている一般会計からの繰入金(貸付金充当分)および国庫貸付金からの繰入を集計したものが次表である。貸付金残高の2/3程度が国からの借入金によっている。

図表 12 投入財源別累積額

母子寡婦福祉資金財源投入総額					
年度	国庫借入金(母子)	一般会計繰入金(母子)	国庫借入金(寡婦)	一般会計繰入金(寡婦)	総額
s28	12,000,000	12,000,000			24,000,000
s29	5,000,000	5,000,000			10,000,000
s30	5,000,000	5,000,000			10,000,000
s31	2,000,000	2,000,000			4,000,000
s32	8,000,000	4,000,000			12,000,000
s33	8,000,000	4,000,000			12,000,000
s34	8,000,000	4,000,000			12,000,000
s35	8,000,000	4,000,000			12,000,000
s36	11,000,000	5,500,000			16,500,000
s37	8,000,000	4,000,000			12,000,000
s38	8,000,000	4,000,000			12,000,000
s39	12,072,000	6,036,000			18,108,000
s40	15,365,000	7,682,500			23,047,500
s41	7,442,000	3,721,000			11,163,000
s42	9,468,000	4,734,000			14,202,000
s43	5,244,000	2,622,000			7,866,000
s44	1,400,000	700,000	3,500,000	1,750,000	7,350,000
s45	15,800,000	7,900,000	6,800,000	3,400,000	33,900,000
s46	16,000,000	8,000,000	10,000,000	5,000,000	39,000,000
s47	11,000,000	5,500,000	15,000,000	7,500,000	39,000,000
s48	14,000,000	7,000,000	23,000,000	11,500,000	55,500,000
s49	16,000,000	8,000,000	20,000,000	10,000,000	54,000,000
s50	16,000,000	8,000,000	20,000,000	10,000,000	54,000,000
s51	20,000,000	10,000,000	23,000,000	11,500,000	64,500,000
s52	20,000,000	10,000,000	29,061,000	14,531,000	73,592,000
s53	30,000,000	15,000,000	20,000,000	10,000,000	75,000,000
s54	40,000,000	20,000,000	20,000,000	10,000,000	90,000,000
s55	44,000,000	22,000,000	20,000,000	10,000,000	96,000,000
s56	48,000,000	24,000,000	20,000,000	10,000,000	102,000,000
s57	54,000,000	27,000,000	8,000,000	4,000,000	93,000,000
s58	54,000,000	27,000,000	4,000,000	2,000,000	87,000,000
s59	52,000,000	26,000,000			78,000,000
s60	60,000,000	30,000,000			90,000,000
s61	30,000,000	15,000,000			45,000,000
s62	30,000,000	15,000,000			45,000,000
s63	42,800,000	21,400,000			64,200,000
h1	40,400,000	20,200,000			60,600,000
h2	16,000,000	8,000,000			24,000,000
h3	40,000,000	20,000,000			60,000,000
h4	37,200,000	18,600,000			55,800,000
h5	40,818,000	20,409,000			61,227,000
h6	0	0			0
h7	0	0			0
h8	0	0			0
h9	37,694,000	18,847,000			56,541,000
h10	81,072,000	40,536,000			121,608,000
h11	129,392,000	64,696,000			194,088,000
h12	0	0			0
h13	56,334,000	28,167,000			84,501,000
h14	12,694,000	6,347,000			19,041,000
h15	48,040,000	24,020,000			72,060,000
h16	17,654,000	8,827,000			26,481,000
h17	41,972,000	20,986,000			62,958,000
h18	35,894,000	17,947,000			53,841,000
計	1,382,755,000	703,377,500	242,361,000	121,181,000	2,449,674,500
			国庫借入金計		1,625,116,000
			一般会計繰入金計		824,558,500

## 11. 延滞債権の状況

### ① 滞留期間別

調定年度別の収入未済額の発生状況は、図表 13 のとおりとなっており、平成 18 年度における収入未済額は 179 百万円になっている。

図表 13

区分 年度	母子福祉資金			寡婦福祉資金		
	調定額 (S28 以降)	収納済額 (S28 以降)	未済額計 (H18 未済)	調定額 (S28 以降)	収納済額 (S28 以降)	未済額計 (H18 未済)
昭和28年	445,782	445,782	0		0	0
昭和29年	4,176,775	4,176,775	0		0	0
昭和30年	8,349,561	8,349,561	0		0	0
昭和31年	8,070,128	8,070,128	0		0	0
昭和32年	10,829,149	10,829,149	0		0	0
昭和33年	13,587,211	13,587,211	0		0	0
昭和34年	13,151,662	13,151,662	0		0	0
昭和35年	15,773,554	15,773,554	0		0	0
昭和36年	18,274,663	18,274,663	0		0	0
昭和37年	20,654,863	20,654,863	0		0	0
昭和38年	23,299,032	23,299,032	0		0	0
昭和39年	25,397,942	25,397,942	0		0	0
昭和40年	28,140,949	28,140,949	0		0	0
昭和41年	30,829,530	30,829,530	0		0	0
昭和42年	34,744,395	34,744,395	0		0	0
昭和43年	38,051,406	38,051,406	0		0	0
昭和44年	40,329,826	40,329,826	0		0	0
昭和45年	45,179,776	45,179,776	0	898,429	898,429	0
昭和46年	50,941,764	50,941,764	0	3,751,753	3,751,753	0
昭和47年	54,175,219	54,175,219	0	7,289,489	7,289,489	0
昭和48年	61,494,752	61,494,752	0	12,626,278	12,626,278	0
昭和49年	66,266,819	66,266,819	0	18,123,181	18,123,181	0
昭和50年	69,646,538	69,646,538	0	27,844,183	27,844,183	0
昭和51年	72,782,380	72,782,380	0	38,626,039	38,626,039	0
昭和52年	80,012,756	80,012,756	0	49,894,117	49,894,117	0
昭和53年	82,978,365	82,978,365	0	61,914,571	61,914,571	0
昭和54年	87,281,908	87,281,908	0	73,119,257	73,119,257	0
昭和55年	98,623,818	98,623,818	0	81,815,561	81,815,561	0

昭和56年	107,226,281	107,226,281	0	88,216,062	88,216,062	0
昭和57年	116,268,222	116,268,222	0	95,095,507	95,095,507	0
昭和58年	126,878,200	126,878,200	0	99,206,377	99,206,377	0
昭和59年	141,179,725	141,179,725	0	99,843,319	99,843,319	0
昭和60年	156,293,422	156,293,422	0	104,507,693	104,507,693	0
昭和61年	165,161,043	165,161,043	0	96,315,886	96,315,886	0
昭和62年	168,899,069	168,899,069	0	91,103,665	91,103,665	0
昭和63年	183,124,827	182,871,311	253,516	80,515,365	80,515,365	0
平成元年	188,789,160	188,523,264	265,896	74,259,071	74,259,071	0
平成2年	192,905,330	192,639,434	265,896	68,762,151	68,762,151	0
平成3年	200,950,010	200,684,114	265,896	61,901,880	61,901,880	0
平成4年	207,737,458	207,429,101	308,357	59,260,553	59,260,553	0
平成5年	216,144,023	215,994,044	149,979	54,387,267	54,387,267	0
平成6年	220,264,045	220,034,551	229,494	48,395,612	48,389,612	6,000
平成7年	224,466,647	223,601,173	865,474	41,427,753	41,326,518	101,235
平成8年	236,009,738	234,497,044	1,512,694	37,943,524	37,840,752	102,772
平成9年	249,952,101	246,571,778	3,380,323	31,659,074	31,528,548	130,526
平成10年	261,825,397	257,577,210	4,248,187	28,631,468	28,283,255	348,213
平成11年	265,834,449	260,018,192	5,816,257	27,421,387	27,105,950	315,437
平成12年	281,160,985	272,828,994	8,331,991	25,684,043	25,424,009	260,034
平成13年	284,312,972	273,425,512	10,887,460	27,090,274	26,562,034	528,240
平成14年	289,365,154	275,635,612	13,729,542	26,589,630	25,194,678	1,394,952
平成15年	301,005,780	282,900,259	18,105,521	24,757,042	22,923,459	1,833,583
平成16年	294,102,565	268,375,686	25,726,879	22,172,247	19,692,888	2,479,359
平成17年	293,878,078	262,014,017	31,864,061	22,425,840	18,919,750	3,506,090
平成18年	302,042,773	262,731,776	39,310,997	19,697,134	16,607,586	3,089,548
合計	6,779,267,977	6,613,749,557	165,518,420	1,833,172,682	1,819,076,693	14,095,989
償還率	97.56%			92.23%		

## ② 滞留理由別

また、滞留債権の貸出先の内容による分類は、平成18年度まで行われていなかったが、平成19年度から担当課でとりまとめている。収入未済額(平成19年6月現在集計)の滞留理由別の内訳は図表14とおりになっていた。

図表 14

債権管理別	理由(大分類)	理由(小分類)	債務者数(人)	滞納債権収入未済額(円)
A	借受人(連帯借受人)に償還能力がある	計画的に償還されている。	226	63,756,279
B		計画的ではないが、年3回以上償還実績がある。	149	47,230,355
C		計画的ではないが、1年以内に償還実績がある。	88	26,809,160
D		本人に償還の意思があるが1年以上償還が滞っている。	48	13,644,949
E		本人に償還の意思が無く、1年以上償還が滞っている。	11	4,597,642
小計			522	156,038,385
F	借受人(連帯借受人)からの償還は困難だが、保証人(相続人)には償還能力がある。	計画的に償還されている。	8	2,413,479
G		計画的ではないが、年3回以上償還実績がある。	4	916,980
H		計画的ではないが、1年以内に償還実績がある。	1	40,882
I		保証人に償還の意思があるが1年以上償還が滞っている。	3	1,044,899
J		保証人に償還の意思が無く、1年以上償還が滞っている。	6	2,367,693
小計			22	6,783,933
K	本人・保証人とも償還能力が無い、または償還困難である。	状況の変化により償還の見込みがある。	16	5,422,928
L		直近の償還実績後、10年以内に償還の見込みがある。	0	0
M		回収の見込みが無い。	17	9,409,001
小計			33	14,831,929
合計			577	177,654,247

岩手県では、債権管理が調定ベース、すなわち期日到来日ベースでなされていて、期日未到来部分についての債務者管理が行われていない。このため、債務者区分別に債権全体の管理が行われておらず、期日未到来部分は潜在化されており、不良債権、滞留債権の問題を矮小化することとなっている。また、当該調査結果では、借受人(連帯借受人)に償還能力があると判断している金額が156,038千円と当該滞留債権の約88%を占めており、その意味で借受人(連帯借受人)の履行の遵守に対する借受人(連帯借受人)の姿勢に問題があることが推定される。

## 12. 不良債権の回収プロフェッショナル部署創設の必要性

### (意見)

母子寡婦福祉資金の回収業務は、県の自立指導専門員や償還協力員がその業務に当たっているが、不良債権化した債権の回収に関しては、特殊な業務であり、その対応に苦慮しているのが実状である。一定期間滞留した等の不良債権の回収に関しては、以下の理由から、回収専門部署を創設して、その任に当たらせることが望まれる。

- ① 自立指導専門員の本来業務ではなく、本業のサービスに悪影響を及ぼす。
- ② 現実的な問題として素人では回収の実効性が上がらないこと。
- ③ 各部署で同じような不良債権が発生しており、集中的に処理するほうが効率的かつ有効であること。

## 13. 違約金の取扱い(減免措置について)

### (意見)

借受者が支払期日に償還金又は一時償還すべき金額を支払わなかったときは、「延滞元利金額につき 10.75%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。」(母子及び寡婦福祉法施行令第 17 条)とされ、違約金を徴収することとなっている。

岩手県における母子寡婦福祉資金特別会計の違約金の計上額は、平成 17 年度においては 3,094 千円、平成 18 年度においては 2,719 千円となり、同時期の利息計上額よりも遥かに多額の金額が計上されている。さらに、その決算金額は予算計上額を大きく上回っている。違約金の収益計上(認識)時点は、収入未済となっていた元利が回収された時点であり、この時点で始めて違約金額が計算され計上される。未済状態のままで、いくら違約金が計上されるかについては特に把握されていない。

母子寡婦福祉資金に係る違約金のペナルティー利率は、上記の政令で定められているが、10.75%と高い利率となっている。

母子寡婦福祉資金制度における貸出対象者は、経済的に恵まれていない母子家庭等であるため、当該資金は、借受者が誠意を持って弁済しようとしたけれども一時的に弁済できない状況に追い込まれる可能性が比較的高い資金である。弁済が遅延した場合にペナルティーを科し、弁済を促進させるという点に関しては理解はできるものの、母子寡婦資金の科しているような高いペナルティーを科すことは、

誠意ある弁済者に対しては、酷な面がある。

また、高い利率のペナルティーを科されると、滞納者にとって、せっかく元利金額を返済したにも拘らず、新たに多額の違約金が科されることになり、いくら払っても借金が減らないという感が残り、弁済意欲が大きく後退する可能性がある。

母子及び寡婦福祉法施行令第17条には、次の減免規定が付されている。「ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。」という但し書きである。『災害その他やむを得ない理由』があるかどうかの認定は、都道府県知事が行うことになっている。岩手県では、減免に関して「事務処理要領 10-5」に規定しているが、規定項目が現実のケースに対応できていない面があることから、当該減免規定を整備し、誠意ある弁済者を救済していくこと、あるいは新たに減額制度を設けて緩和する等の処置が望まれる。

#### 14. 債権回収時の充当順番の周知化

(意見)

違約金の計上方法に関しては、前項で触れた。本項では、母子寡婦福祉資金の収入未済者からの弁済を受けるに当たっては、弁済を受ける金額をどの債権に充当させるかという充当順の問題について検討する。一般に、収入未済者の債務には、次の3つの債務が発生している。①元本②利息③違約金である。弁済を受ける金額を①あるいは②から、すなわち元利部分から充当させていけば、弁済された元利に対応した新たな違約金の発生はなくなるものの、この時点で当該弁済部分に対応した違約金が新たに計上されることになる。一方、弁済を受ける金額を③違約金部分とした場合には、元利部分の弁済が行われていないため新たな違約金の計上はないものの、後日、元利部分を弁済した時点で違約金が計上されることになる。両者を比較してみると、弁済総額で後者の方が元利部分の滞納期間が長くなるため、違約金額の総額がその分増大して不利な取扱いとなる。

以上のように、充当順によって弁済総額が変動することになるが、各担当者によっては調定年月順に充当させたりしており、この取扱いが統一されていない。

県としては、利用者に対して、どのように取り扱うのかをはっきりと説明すべきであり、各振興局の担当課へ周知徹底しておく必要があると思われる。



## 15. 他の社会福祉制度の利用について

最近の母子世帯あるいは寡婦となる原因としては、死別ではなく離婚によるケースが圧倒的に多くなっていることを踏まえ、母子寡婦福祉制度における貸付金制度を点検してみると、果たしてその役割が現在も必要かつ有効なものか疑問の余地の残る資金がある。特に母子寡婦福祉資金に関しては、圧倒的に『修学資金』、『修学支度資金』が利用されている。

学資貸与制度としては、母子寡婦福祉資金制度以外にも、『生活福祉資金貸付制度』や独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度あるいは国立大学法人や民間学校等の奨学金制度、金融機関における就学ローン制度等の複数の選択可能な制度があるため、敢えて母子寡婦福祉資金で行う必要があるのか、検討する余地がある。

さらに、何処からも借金ができなくなった人たちが、最後の砦として母子寡婦福祉資金の貸付を受けたり、あるいは、最初から弁済するつもりもなく、公的資金だから取立てが甘いと考え、貸付を受けたりする人たちがいる。これらの行為は、制度の根幹を揺るがす所作であって、現に厳しく排除しなければならないものであるが、民間の資金にあっては、これらから生じる不納欠損金は当初より必要コストとして想定されているが、公的資金にあってはそのような考えは許されるものではない。このため、当初より、金銭に関しては厳しく凜とした対応をとることが必要である。

## 16. 回収行為等の実施要領(マニュアル)を定める必要性

### (意見)

各振興局等において債権回収に係る実務処理が相違していた。例えば各振興局等で延滞者に対して、督促回数、手段、連帯借受者や連帯保証人に対する債権の回収方法にばらつきが生じていることは、業務の効率性、有効性、公平性の観点から疑問が生じる。共通した債権回収の事務処理を実施するためには、各地区を統一的に取りまとめた県全体としての具体的な実施要領等の作成が望まれる。

なお、県には、各地区の調定額、収納額、未収納額を把握するだけでなく、その実績データを比較分析し、他地区より回収実績が悪い地区に対しては、その原因調査を行い、県が主導となって具体的な改善方策を指示する等の責務が期待される。

## 17. 償還金の重要性の認識

### (意見)

母子寡婦福祉資金制度は、母子家庭等の生活の安定と子の福祉の増進を図ることを目的とした貸付制度であり、その基本的な仕組みは、貸出金の増加部分に関しては、国からの借入金や一般会計からの繰入金によるものの、大部分の資金に関しては、当該資金の利用者からの償還金を次の利用者へ充当させていくものである。このため、償還金が延滞、欠損した場合には、資金が不足することになり、新たに当該資金を利用しようと希望する母子寡婦等への貸付ができなくなってしまう。このように、償還金が次の対象者への貸出財源となるため、期日どおりに償還金を回収することが制度運用上重要になる。また、母子家庭等からの回収に関して、生活が厳しいからといって、その回収を緩めてしまうことは、借受者のモラルハザードをまねくことにもなり、借受者間の公平性、公正性が確保されないことにもなる。

回収にあたっては、これらの制度運営の枠組みを、利用関係者によく理解してもらい、適切な対応をとることが望まれる。

## 18. 連帯保証人への対応について

母子寡婦福祉資金の貸付を受けようとするものは、連帯保証人を立てなければならず、保証人は、母子寡婦福祉資金貸付の貸付を受けた者と連帯して債務を負担しなければならず、その保証債務は違約金まで包含するものとされている(令第9条)。

母子寡婦福祉資金は、もともと経済的な資力に乏しい母子家庭や寡婦への貸付であるので、民間の貸付事業に比べて借受者から返済されない可能性、返済が滞留する可能性は高くなる。これを補うために、借受者は借受を申請するために連帯保証人を選定することが要請されている。

このように債権回収に当たって重要な役割を担う連帯保証人への対応に関して以下のような問題点が指摘できる。

### ① 連帯保証人の要件について

#### (意見)

岩手県では、申請にあたって次の要件を充足していることが要求される。

- i 独立した生計を営んでいること。
- ii 県内に1年以上居住し、かつ原則として申請者と同一の地方振興局管内に居住していること。

上記要件に関しては、地区ごとの各振興局においてローカル・ルールが適用されている。例えば、一関振興局の保証人の取扱いは、金額の大きいケースでは2名が必要で、どうしても1名しかいない場合にはやむを得ないとして取り扱っている。2名のうち1名は身内であることが要求されていた。

今後は、統一した基準により取り扱うことが望まれる。

### ② 連帯保証人に対する履行請求などのアプローチ

#### (結果)

債権回収に遅延が生じた段階で直ちに連帯保証人へのコンタクトがされていないケースが多数散見された。連帯保証人へのアプローチは、各地区によって異なっており、積極的に連帯保証人への督促、訪問を行っていたところや、「延滞のお知らせ」を通知するだけで、債務履行の請求や訪問をほとんど行っていなかった地区もあった。取扱い手続に従って、債権回収に遅延が生じた段階で

直ちに連帯保証人へアプローチする必要がある。

また、これまで保証人に対して積極的に債務の履行を求めているとはいえない地区があった。さらに、借受者が自己破産等の法的処理を取ったにも拘らず、連帯保証人へ何ら履行の請求をしていないケースが散見された。

連帯保証人は、催告の抗弁権と検索の抗弁権がなく、借受者本人と同様の責任を負う保証人である。的確な回収のためには、もともと連帯保証人となることに同意していることから、連帯保証人に対しても、債務の履行を請求することができるものである。

連帯保証人に対して、履行の指導協力要請や連帯保証人の債務負担能力に応じた履行請求等、より積極的、具体的に回収行為を行える仕組みを整備し、ディシジョン・ツリーなどを含めた借受人の履行遅延発生の段階からの、わかりやすいマニュアルを作成し、運用していく必要がある。

### ③ 連帯保証人の現況確認について

(意見)

連帯保証人に対して催告書を作成し、郵送しているケースにおいて、催告書を郵送したが戻ってこなかったため、催告書を受け取ったものとして処理していた。しかし一方、監査調書では「連帯保証人は行方不明になっている。」と記載されており、整合しない処理となっていた。本件においては、現住所へは一度往査したきりで、連帯保証人の所在確認は封書が戻ってきたかどうかで判断していて、十分な所在確認が行われていなかった。

さらに、遅延債権先の連帯保証人の所在地や現況を的確に把握していないケースとして、借受者から、「連帯保証人である弟は既に亡っている。」と言われたにも拘らず、その後、その事に関して、確認行為が行なわれずに、連帯保証人に対する現況確認が行われていなかったケースがあった。

本人の所在が追求できる書類として戸籍謄本あるいは抄本を公用請求するなどして整備する必要があると思われる。

また、保証人が死亡した場合には、住所変更等の連絡義務は借受人にあるが、県に連絡がないケースがあるため、借受人に定期的に確認を行い、特に、延滞債権に関しては、定期的に連帯保証人と連絡を取っておく必要があると思われる。

#### ④ 弁済能力が認められる連帯保証人に対する対応

##### (結果)

連帯保証人に弁済能力が明らかに認められるにも拘わらず、連帯保証人が債務の履行を拒否しているケースがある。このようなケースでは、母子寡婦福祉資金による貸付は、福祉的意味合いが強い債権だから、県が法的措置の行使等を行わないと見透かされている可能性も否定できず、また、このままでは、連帯保証人が支払を拒否し続ければ、時効が完成し、借受者・連帯保証人とも返済を逃れられる可能性がある。

このような弁済能力があるにも拘らず債務履行を果たさず県の態度を見透かした可能性のある連帯保証人に対しては、貸金の回収のため、県は法的措置も辞さない厳しい姿勢で対応することなどについて検討する必要がある。

#### ⑤ 連帯保証人等への貸付時の説明について

##### (意見)

貸付実行時においては、連帯保証人や連帯借受者に対して、事前に制度趣旨説明や連帯保証人としての責任の説明がなされているものの、当事者が十分に理解していないケースが見受けられた。回収が相当に遅延したため連帯保証人へ連絡を取ったところ、それを知った借受者から激しい抗議を受け、それ以後、連帯保証人とは連絡を取っていないケースがあった。借受者によっては、プライドや性格の問題で、連帯保証人への連絡を極度に忌避するケースがでてくる。

このようなことにならないように貸出時に借受者、連帯借受者、連帯保証人へ直接説明して、当事者の十分な理解を得る措置がなされているが、このような措置がなされているにも拘らず対応しない関係者に対応するために、借受者、連帯保証人に対する回収行為の指針を明らかにし、これに沿って具体的な方策を進めることが重要であると思われる。

## ⑥ 連帯保証人の保証能力について

### (意見)

監査人が調べた記録の中には、連帯保証人が申請時点で多重債務者であったと判断できるケースがあった。また、借受者本人が連帯保証人(弟)との間で、お互いにお互いの保証人となっていたりするケースも見受けられた。借受者自らが他者の連帯保証人になることの見返りとして借受者の連帯保証人になってもらうケースもあった。

確実な回収を担保するために、連帯保証人は、保証能力のある適当な連帯保証人である必要がある。そのためには、多重債務者や母子寡婦福祉資金以外への債務保証の見返りのために連帯保証人になるような者等以外から連帯保証人をとることが望まれる。

## ⑦ 連帯保証人が自己破産している場合について

### (意見)

連帯保証人が自己破産しているにも拘らず、新たな連帯保証人をつけていないケースがあった。

このほか、連帯保証人が死亡した場合等についても、新たな連帯保証人を設定する必要があるが、未対応となっていた。

確実な回収のためには、適切な連帯保証人である必要がある。そのため、連帯保証人が死亡したような場合には、すぐに連帯保証人を追加することが望まれる。

## 19. 連帯借受者への対応

### (結果)

修学資金の貸付は、当該資金の貸付により入学する者が連帯債務を負担する借主<sup>1</sup>として加わることに要請されており、児童が連帯借受者となっている(令第9条第3項)。

しかし、取扱い手続に従って、債権回収に遅延が生じた段階で直ちに連帯借受者へのアプローチがされていないケースや債権の請求行為を行っていないケースなどが散見された。

債権に遅延が生じるなど問題が生じた時点では、多くの振興局で、連帯借受者に対して、特段の対応を起こしていない。これは、あくまでも借主は、母親であり、子に心配をかけたくないとの親心に配慮したのからと思われる。しかし、子が既に成人し就職して立派に自立しているケースや公務員となったりする場合もあり、債務の弁済能力に問題があると見受けられないケースがあった。

多くのケースでは、借受者本人の意思を尊重した対応がとられていたが、修学資金による直接的な利益は子が受けており、資金貸出時に連帯借受者に対しては、きちっとした説明をしているケースが多く、連帯借受者が自らの法的立場等をよく理解しているものと考えられる。

県側の対応として、連帯借受者に対して凍とした対応をとる必要があり、遅延が発生した時点から早期の対応に踏み出し、連帯借受者からの負担能力に応じた回収も積極的に行うべきである。

## 20. 借受者の高齢化問題

### (意見)

弁済に遅延が生じた場合、借受者に対して償還計画書を作成させ回収に当たっている。償還計画を作成する趣旨は、借受者の弁済を計画的に行わせること、借受者に当該返済計画を確認させ履行を促すことにある。

各振興局において、少額でも回収しようと償還計画書を作成させ、回収をはかっているケースが散見

---

<sup>1</sup> 「連帯債務を負担する借主」を設けた趣旨は、修学資金、修業資金、修学支度資金、就職支度資金の場合も、その他の貸付資金と同様に母子家庭の福祉を目的としたものであることから、当然に母子家庭の支柱となっている配偶者のない女子が借主となるべきものであるが、修学資金等の児童に対する資金の場合は直接に利益を受けるのは当該貸付により修学する等の児童であることから、その児童も当然に母親と連帯して返済の債務を負うべきであると考えられた。特に、修学資金の場合には償還期限が長いので、その償還を完了しないうちに母親が死亡してしまう場合が多いと考えられ、この場合の債務の弁済義務が一般の相続によるとすると、当該貸付から直接利益を受けていない他の児童(兄弟姉妹)が、修学した児童と均等に債務を負担することになってしまうため、母親が死亡した場合の弁済義務に当然その貸付により直接利益を受けた児童のみが責任を負うべきだと考えられた。

された。しかし、借受者自体がすでに高齢になっており、僅かな金額の回収では、とても生存中に全額の返済は難しいと思われるケースがあった。このような既に高齢化しており完全回収が難しいと思われる先に対する対応が問題となるが、現状では、償還計画書どおりに回収している場合は特段の対応が取られておらず、回収問題の発生が先送りされていた。

## 21. 滞留債権の管理状況について

### (結果)

滞留債権の状況は、前掲したとおり債権リスクに応じて集計されるようになっているが、債権管理のランク区分に関し次のように取り扱われている。調定額に対して少しでも弁済がなされれば、「1回の返済」として捉えているため、Bランクとされる。また、高齢化のところで記載したように、償還計画において僅かな金額が弁済させているケースでは、借受者から計画どおりに弁済を受けたことになり A ランクとなっている。

しかし、高齢化した滞留債権を有する借受者が債権全額の弁済ができないことが明らかに難しいケース等も含まれており、ランク区分する際に十分斟酌されるように留意する必要がある。

また、滞留債権として把握している金額は、収入未済額であり、調定期限が到来していない債権に関しては、把握されていない。しかし、既に期限が到来している債権に関し遅延が生じている債務者については、当然に期限未到来の債権についても同様のリスク管理を行うべきであり、管理すべき債権として把握する必要がある。



## 22. 不納欠損処理の必要性

### (意見)

母子寡婦福祉資金のなかには、時効が未到来である等の理由で法的には債権として残っているものの、借受者等の資産状態、回収状況から県が回収不能であると判断しているものがある(37 頁図表 14 ランクM=回収の見込みが無い 17 先、金額 9,409 千円)。

このように、今後の償還見込がないと判断される場合は、不納欠損処理の検討が望まれる。

不納欠損処理をしないことの理由として、①県議会の議決を経る必要があること ②延滞債権につき、どのような状況に至った場合に、不納欠損の手続をとるべきといった明確な方針が定められていないことが挙げられる。

しかし、母子寡婦福祉資金貸付金の中には弁済期限の長い資金があるため、これを回収不能が明らかになったときに処理しておかないで、先送りすることになると徒に回収不能債権が溜まるだけであり、債権の実態を表さなくなる。県は回収不能債権につき適切な処理を行うとともに、その内容について開示し、説明責任を有していると考えられる。

## 23. 法的処理について

### ① 借受者等に対する法的処理

#### (結果)

まったく弁済がなされずに長期間不良債権化しているケースが散見された。これらの関係者に対し、特段の対応はされておらず、その措置に問題が生じている。借受者本人からの弁済もなく、連帯借受者とも連絡が取れずという状態のままになっていた。

このまま放置しては、母子寡婦福祉資金は弁済しなくてもペナルティーがなく、ごね得であるという風潮になりかねず、モラルハザードを引き起こしかねない。また、このような借受者等を放置すれば、大多数の誠意を持って弁済している母子家庭等において不公平感が生じてしまう。

こういうケースの対応をどうするか、県でもしっかりした方針を立てるべきであり、一定の期間を定めて法的措置をとることなどについて検討する必要がある。

### ② 借受者等の自己破産に対する対応について

#### (結果)

借受者や連帯保証人が自己破産等の法的措置に踏み切った場合の県側の事務対応がはっきり定められておらず、未対応となっているケースがあった。破産申立書(写)、破産手続開始決定通知書(写)、免責決定書(写)等の関係書類が保管されていないケースも散見された。

特に借受者の自己破産に関して、事前の連絡を受けていないケースもあり、また連帯借受者への債務履行の請求が行われていないケースもあった。

借受者に破産等の法的整理がある場合、関係書類は、債権の完済または債権の償却時まで、適切に保存する必要があり、また、借受者に破産等の法的整理がある場合には、連帯借受者等への債務履行の請求を適切に行うように指導・措置する必要がある。

## 24. 審査基準の運用の徹底について

貸付時の審査に関して、以下のような問題点があり、審査基準等のより厳格な運用が期待される。

### ① 投資的資金への貸出

#### (結果)

事業開始/事業継続資金の申請において、本業があるにもかかわらずサイド・ビジネスにより利益を得ようとした投資的な貸出が、滞留・不良債権化しているケースが散見された。サイド・ビジネスとしては、化粧品の販売、健康食品の販売があったが、いずれの資金も不良債権化し償還金の返済が遅延している状況にあった。

これらのケースの審査状況を確認したが、いずれの審査会での審査も、監査人の見在目ではあるが、民間金融機関の審査と比べるとどうしても甘いといわざるをえない。結果的にこれらの貸付金が滞留・不良債権化していることも考察すると、サイド・ビジネスの難しさと審査の甘さがあったと言える。

母子寡婦福祉資金の審査にあっては、どうしても福祉目的の貸付資金であることが前面にでてくるため、債務者のために良かれとして審査を通す結果となりがちである。しかし、特にサイド・ビジネスの販売見通し等に確固たるものがないケースでは破綻しているケースが多いことから、審査において厳格に対応しておく必要がある。

### ② 財産内容の正確な把握について

#### (結果)

審査時点において借受者の財産内容を的確に把握しておくことが重要であるが、検討が不十分なケースが見受けられた。このため、以下の措置が必要と思われる。

- i 貸付時の資産/負債状況のチェックを強化するため、多額の貸付に関しては、税務申告や所得証明等の提出を措置する。
- ii 貸付時の誠実性のチェックを強化するため、特に複数資金の貸付時、督促状況や他資金の支払い状況をよく確認する。

### ③ 既債務の弁済可能性の検討について

#### (意見)

審査において借受者の弁済能力が十分に検討されていなかった次のようなケースが散見された。

修業資金貸付時点において、既に事業開始資金が滞留していた案件があり、不良債権化するの明らかでありながら貸出行為が行われていたケースや多額な住宅ローン残高を抱え、更に修学資金の未済額を有していたケースで、審査当時から弁済能力が認められないケースでも貸出が実行されていた。

母子寡婦福祉資金の審査にあつては、どうしても福祉目的の貸付資金であることが前面にでてくるため、債務者のために良かれとして審査を通す結果となりがちである。しかし、このような一方で県からの貸出が滞納している者への追加の貸出は、加重債務となり、破綻する可能性が高いと言わざるをえず、審査において厳格に対応しておくことが必要と思われる。

### ④ 事業開始資金における事業計画の検討

#### (意見)

「事業継続資金」の貸出において、事業計画の検討やその後の経過確認が不十分なケースがあった。事業計画に関しては、専門家の指導により作成されることが望ましいが、そのようなものはなかった。

住宅購入に伴い、自宅の一部を改造して店舗にしようとする事業計画が提出され、審査されていたが、実際に店舗が開設された場所は違う場所に開設されていた。結果、当該資金の使途が相違していたことになる。また、本件では、自宅購入に過大なローンが組まれており、債務が加重負担であり弁済能力に問題があったにも拘らず、審査で十分な判断がなされていなかった。本件は、その後業績不振で自己破産している。

事業計画の検討は貸出審査にとって、最も重要な行為であり、慎重に事業計画の実現可能性を検討しなければならないものである。特に収益の動向に関しては、十分な分析のもとに計画され達成可能なものになっているか検討することが必要と思われる。

## 25. 回収作業におけるクレーマー対策

現在、回収作業は償還協力員を含め必ず2名で回収に行くように制度化されている。しかし、自立支援専門員が単独で借受者と話をする中で、弁済について催促等するケースも出てくる。

そのような中、非常に感情的に対応してくる借受者がいる。特に激しいクレームを受けたケースでは平成15年にクレームを受け、平成16年から平成17年の2年間まるで接触できなかったケースがある。母子寡婦福祉資金に係る職員は女性職員が多いことから、激しいクレームを受けた場合には精神的負担が大きく、職務遂行に支障をきたすなどの影響が出ている。本来、このような不良債権の回収は特殊な業務であり、福祉行政に当たる県職員が対応するには厳しい面がある。

岩手県では、既に『クレーマー対応マニュアル』を作成し、役職者への研修が行われているが、不良債権化した債権の回収問題に関しては、回収専門部隊を設置して、その対応に当たらせることが望ましい対策であることに関しては、既に記述したとおりである。

## 26. 研修会の企画/開催

貸付に係る債権の回収手続や法的措置等に関しては、福祉関係に携わる職員が行うには、特殊な分野であり、少なくとも相応の教育/研修を受けて、これに携わることが望まれる。

各地区の振興局での教育/研修の状況をヒアリングしてきたが、県が統一して組織的に研修を行ってきた実績はない。

地方の担当者は実務処理が分からない場合に、本庁や盛岡振興局等へ電話等で問い合わせる実務に当たっているのが現状である。

一方、盛岡振興局では、平成19年度には積極的な研修プログラムを組んで、独自に研修を行なわれていた。このような研修の内容を地方の振興局と共有化することが重要であると考えられる。

### (意見)

管理手法等をマニュアル化して、その共有化を図ることについて前述したが、そのためにも組織的、体系的な研修が必要となる。さらには、児童扶養手当返還金該当者への対応や県営住宅他家賃や県税等の他債権の回収業務と連携した研修/教育が効率的である。

教育/研修する施策としては、中央で合同研修会を開催し、地方振興局職員も参加させたり、テレビ

会議等による同時通信システムを利用したり、教育教材として電子映像化して媒体を配布する等の措置が考えられる。

盛岡振興局福祉部の平成19年度の研修予定を記載すると、以下のようなカリキュラムが組まれており、他所の参考になる。

開催月	研修内容（講師）
5月	自立支援プログラムについて（職安職員）
6月	生活保護制度（保護課職員）
7月	滞納の予防、督促対策について1（税務部職員）
8月	滞納の予防、督促対策について2（土木部職員）
9月	全国母子自立支援員研修会（岩手県開催）
10月	多重債務者対策及び悪質商法対策について（県民生活センター相談員）
11月	生活福祉資金制度について
12月	岩手育英奨学会制度

## ii. 農業改良資金特別会計、林業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計

### 1. 第一次産業にかかる資金特別会計

我が国では、日本標準産業分類に見られるように、農業・林業・漁業を第一次産業に分類している。第一次産業は、その産業に属する企業・個人が個々の利益を追求するという面と、その産業の成果物が国民の健康に直結する食に関する産品であり、第二次産業・第三次産業と比較し、より公益性が高いものと考えている。

民間企業・個人の他人資本に関しては、銀行等の民間の金融機関から資金調達するのが原則であるが、上記の公益性を重視し、農業、林業、漁業に属する民間企業・個人に対し、地方公共団体である県が貸付を行う制度が設けられている。

### 2. 岩手県の制度

岩手県では、第一次産業への貸付の資金特別会計として、以下の3つの特別会計を設置している。

- ・農業改良資金特別会計
- ・林業改善資金特別会計
- ・沿岸漁業改善資金特別会計

これらの特別会計について、農業改良資金特別会計のうち就農支援資金を除いて農林水産部の団体指導課が所管している。また、就農支援資金は農林水産部の農業普及技術課が所管している。

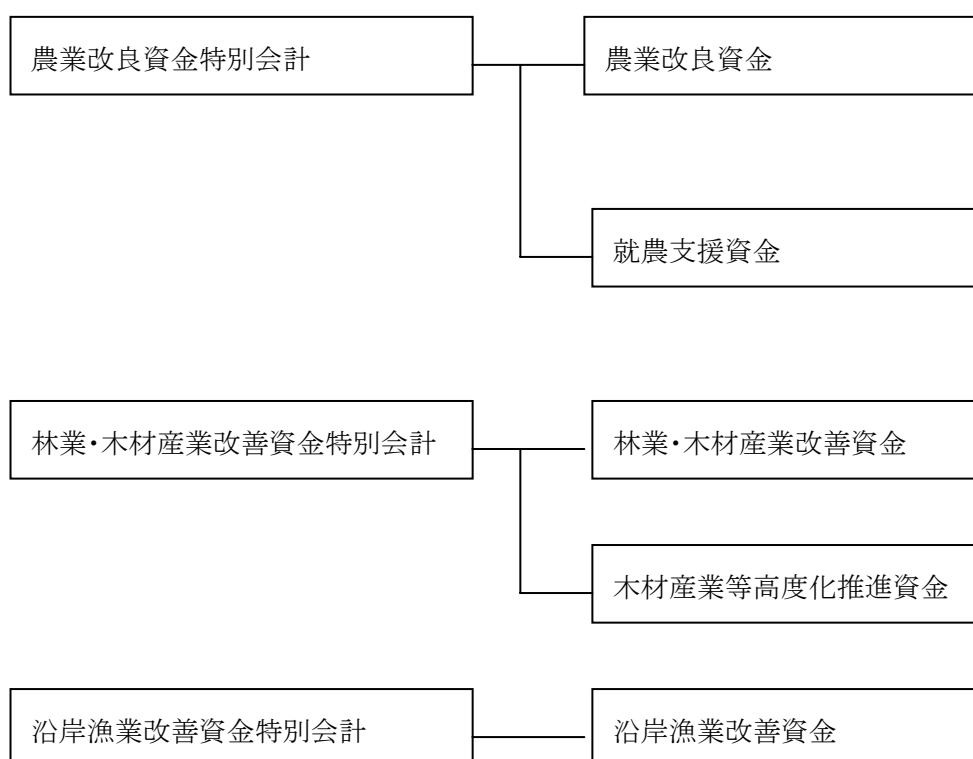
それぞれの資金特別会計は、その名称が示す産業の支援のため、県がそれぞれの産業の担い手に資金の貸出を行うものであり、その制度の目的や概要は、以下に示すとおりである。

### 3. 特別会計と担当部所の概要

当該特別会計とそれぞれの資金の関係は、図表 15 のとおりである。また、各資金と本庁・県の担当部所、組織の概要は図表 16 のとおりである。

以下の報告書において、農業改良資金特別会計のうち就農支援資金は農林水産部農業普及技術課普及担当であり、その他の各資金は農農林水産部団体指導課金融共済担当であるため、就農支援資金以外の資金をまとめて記載し、その後に就農支援資金のみ別個に記載した。

図表 15 特別会計と資金との関係





図表 16 県の担当部所、組織の概要

本庁	農業改良資金 林業・木材産業改善資金 沿岸漁業改善資金	}	農林水産部団体指導課金融共済担当
	就農支援資金		
出先	農業改良資金		広域振興局農林部、振興局農政(林)部 農業改良普及センター
	林業・木材産業改善資金		広域振興局農林部、振興局林務部、 農林部
	沿岸漁業改善資金		振興局水産部

#### 4. 農業改良資金特別会計の概要

農業改良資金特別会計の対象資金、制度の目的、特別会計の設置根拠は以下に示すとおりである。

対象資金が2資金あるが、いずれも農業の発展のために、農家に資金を融通し、その事業を資金的にサポートすることを目的としている。

また、法令上の設置義務が特別会計設置の法令上の根拠となるが、県が実施する貸付実績や資金の運営実績を明示することが、その資金の目的に合致するものであり、特別会計としての要素を備えるものである。

##### (1) 対象資金

- ① 農業改良資金
- ② 就農支援資金

##### (2) 制度の目的

###### ① 農業改良資金

農業改良資金助成法(昭和31年5月12日法律第102号)第1条

(目的)

第1条 この法律は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対する農業改良資金(当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。)の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。

## ②就農支援資金

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年2月15日法律第2号)第1条

(目的)

第1条 この法律は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的とする。

## (3)特別会計の設置根拠

### ①農業改良資金

農業改良資金助成法(昭和31年5月12日法律第102号)第12条

(特別会計)

第12条 都道府県が、第3条に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)においては、一般会計からの繰入金、第3条の規定による国からの借入金、貸付金及び都道府県が行う同条第2項の貸付けに係る資金(以下「貸付金等」という。)の償還金(前条の規定による違約金を含む。)並びに附属雑収入をもってその歳入とし、貸付金等、借入金の償還金、第15条及び第16条第3項の規定による一般会計への繰入金、同条第2項の規定による納付金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもってその歳出とする。

農業改良資金助成法施行令(昭和31年政令第131号)第4条

(特別会計の経理)

第4条 都道府県は、法第12条第1項の規定により設置する特別会計においては、法第3条の貸付け事業に関する事務費に係る収入及び支出の経理をその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

## ②就農支援資金

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法

(平成7年2月15日法律第2号)

第20条(就農支援資金)

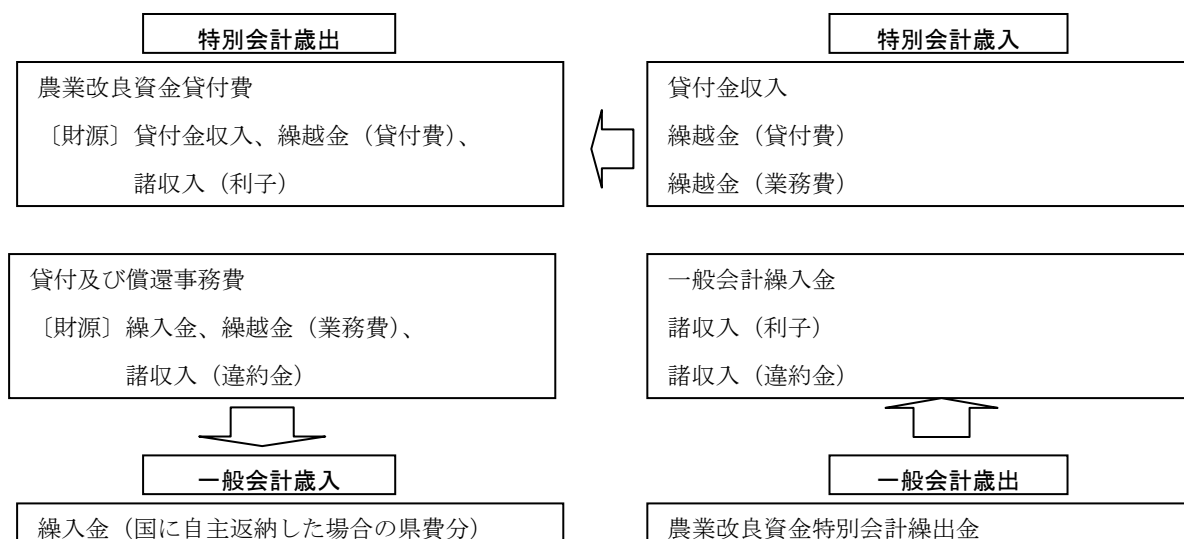
(都道府県の特別会計)

第20条 前条第1項の規定により国から資金の貸付けを受けて貸付事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)第12条第1項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

### (4)特別会計の仕組み

農業改良資金と就農支援資金はそれぞれに各所管で管理されているが、特別会計の歳入・歳出ならびに一般会計との関係は以下の図表17に示すとおりである。

図表 17



## 5. 林業改善資金特別会計の概要

林業改善資金特別会計の対象資金、制度の目的、特別会計の設置根拠は、以下に示すとおりである。

対象資金が2資金あるが、いずれも最終的には林業の発展のために、林業を生業とする企業・個人に資金を融通し、その事業を資金的にサポートすることを目的としている。

また、法令上の設置義務が特別会計設置の根拠となるが、県が実施する貸付実績や資金の運営実績を明示することが、その資金の目的に合致するものである。

### (1) 対象資金

- ① 林業・木材産業改善資金
- ② 木材産業等高度化推進資金

### (2) 制度の目的

#### ① 林業・木材産業改善資金

林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年6月1日法律第42号)第1条

(目的)

第1条 この法律は、林業従事者等が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援するため、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金(当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。)の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

## ②木材産業等高度化推進資金

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年6月28日法律第51号)第1条

(目的)

第1条 この法律は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、育成すべき林業経営の経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通等に関する措置を講ずることにより、林業並びに木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することを目的とする。

## (3)特別会計の設置根拠

### ①林業・木材産業改善資金

林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年6月1日法律第42号)第13条

(特別会計)

第13条 都道府県が、第3条第1項及び第2項に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)においては、一般会計からの繰入金、第3条第1項及び第2項の規定による国からの補助金、貸付金及び都道府県が行う同項の貸付けに係る資金(以下「貸付金等」という。)の償還金(第11条の規定による違約金を含む。)並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金等、貸付けに関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(特別会計の経理)

第8条 法第13条第1項の規定により設置する特別会計は、次の各号に掲げる勘定に区分し、それぞれ当該各号に掲げる経理を行うものとする。

- 1 貸付勘定 都道府県が行う法第3条第1項及び第2項の貸付けに係る収入及び支出の経理
- 2 業務勘定 都道府県が行う法第3条第1項及び第2項の貸付けの事業に関する事務費に係る収入及び支出の経理

## ②木材産業等高度化推進資金

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年6月28日法律第51号)第8条

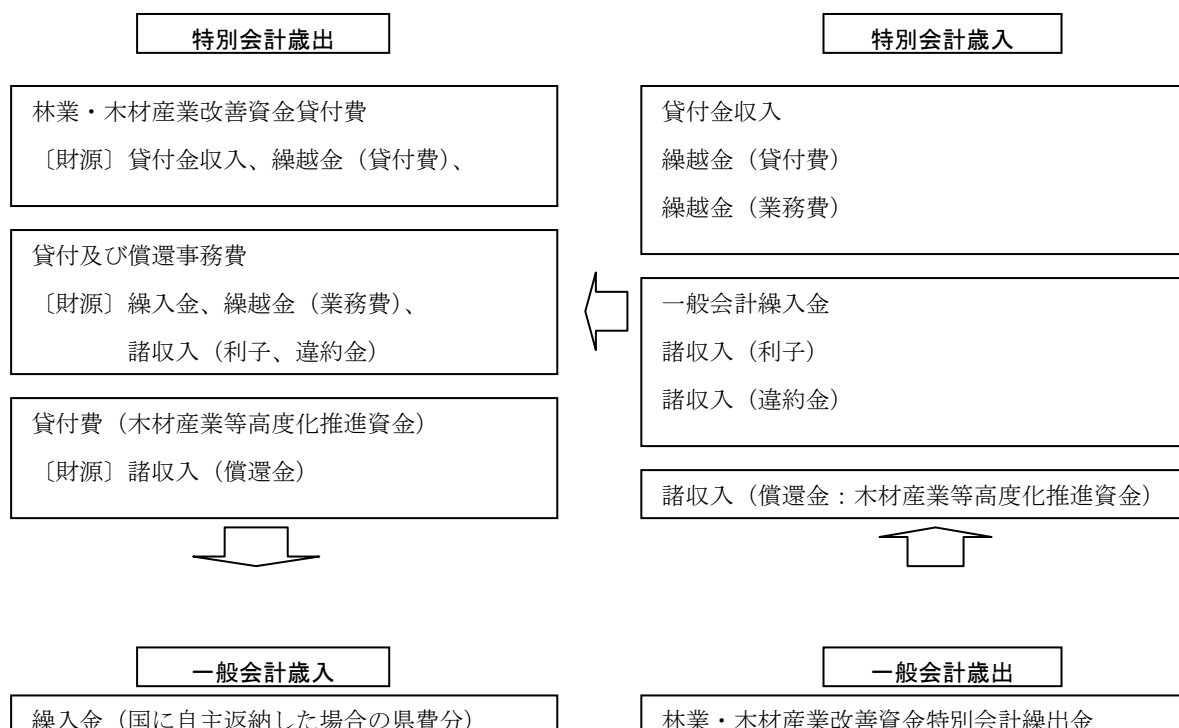
(都道府県の特別会計)

第8条 第6条第1項第2号の規定により信用基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)第13条第1項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

### (4)特別会計の仕組み

林業・木材産業改善資金と木材産業等高度化推進資金はそれぞれに管理されているが、特別会計の歳入・歳出ならびに一般会計との関係は以下の図表18に示すとおりである。

図表 18



## 6. 沿岸漁業改善資金特別会計の概要

沿岸漁業改善資金特別会計の対象資金、制度の目的、特別会計の設置根拠は、以下に示すとおりである。

対象資金は、沿岸漁業の発展のために、沿岸漁業を生業とする企業・個人に資金を融通し、その事業を資金的にサポートすることを目的としている。

また、法令上の設置義務が特別会計設置の根拠となるが、県が実施する貸付実績や資金の運営実績を明示することが、その資金の目的に合致するものである。

### (1) 対象資金

沿岸漁業改善資金

### (2) 制度の目的

沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年4月27日法律第25号)第1条

(目的)

第1条 この法律は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とする。



### (3) 特別会計の設置根拠

沿岸漁業改善資金助成法(昭和 54 年 4 月 27 日法律第 25 号)第 12 条

(特別会計)

第 12 条 都道府県が、第3条第1項に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)においては、一般会計からの繰入金、第3条第1項の規定による国からの補助金、貸付金の償還金(前条の規定による違約金を含む。)及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和 54 年 4 月 27 日政令第 124 号)第 7 条

(特別会計の経理)

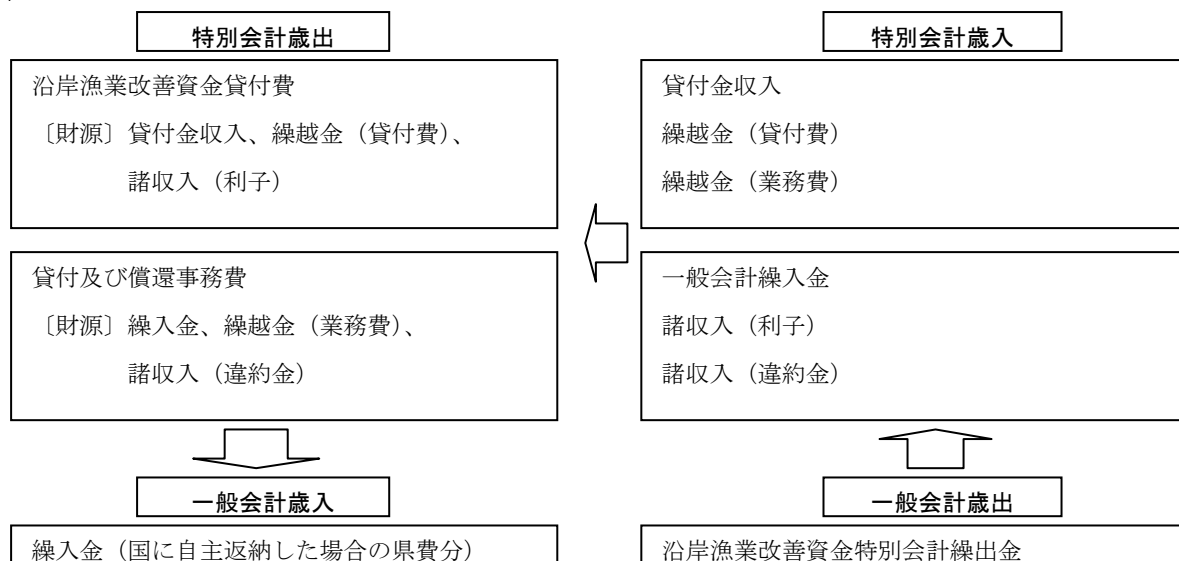
第7条 法第 12 条第1項 の規定により設置する特別会計は、次の各号に掲げる勘定に区分し、それぞれ当該各号に掲げる経理を行うものとする。

- 1 貸付勘定 法第3条第1項 の貸付けに係る収入及び支出の経理
- 2 業務勘定 法第3条第1項 の貸付けの事業に関する事務費に係る収入及び支出の経理

### (4) 特別会計の仕組み

沿岸漁業改善資金特別会計の特別会計の歳入・歳出ならびに一般会計との関係は以下の図表 19 に示すとおりである。

図表 19



## 7. 関係省庁

これらの資金・貸出制度は岩手県独自のものではなく、全国の都道府県で広く行われているものであり、また、国よりの資金拠出がある。

そのため、それぞれの資金には指導機関といえる関係省庁がある。それぞれの資金の関係省庁は以下の図表 20 に示すとおりである。

図表 20

(1)	農業改良資金・就農支援資金 農林水産省経営局普及・女性課 (東北農政局生産経営流通部経営支援課)
(2)	林業・木材産業改善資金 林野庁林政部企画課
(3)	沿岸漁業改善資金 水産庁増殖推進部研究指導課

## 8. 関連法令、規則等

これらの資金・貸出制度は、岩手県独自のものではなく、国の法令や岩手県の条例にその根拠を置くものである。

そのため、各資金には関連する法令・規則等がある。それぞれの資金の法令・規則等は以下に示すとおりである。

### (1) 農業改良資金

- ・農業改良資金助成法(昭和 31 年法律第 102 号)
- ・農業改良資金助成法施行令(昭和 31 年政令第 131 号)
- ・農業改良資金助成法施行規則(平成 14 年農林水産省令第 57 号)
- ・農業改良資金制度運用基本要綱(平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知)
- ・農業改良資金制度の運用について(平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 2044 号農林水産省経営局長通知)
- ・農業経営改善関係資金基本要綱(平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知)
- ・岩手県農業改良資金貸付規則(昭和 31 年岩手県規則第 87 号)
- ・岩手県農業改良資金事務取扱要領
- ・岩手県農業改良資金管理事務機械処理要領

### (2) 林業・木材産業改善資金

- ・林業・木材産業改善資金助成法(昭和 51 年法律第 42 号)
- ・林業・木材産業改善資金助成法施行令(昭和 51 年政令第 131 号)
- ・林業・木材産業改善資金助成法施行規則(昭和 51 年農林水産省令第 55 号)
- ・岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和 51 年岩手県規則第 93 号)
- ・岩手県林業・木材産業改善資金貸付運営要領(昭和 54 年 8 月 20 日制定)
- ・岩手県林業・木材産業改善資金事務処理要領(昭和 54 年 8 月 20 日制定)

### (3)木材産業等高度化推進資金

- ・林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年6月28日法律第51号)
- ・林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年6月30日政令第205号)
- ・岩手県木材産業等高度化推進資金制度運営規定
- ・林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく林業経営改善計画及び合理化計画認定事務処理要領(昭和54年10月29日制定)

### (4)沿岸漁業改善資金

- ・沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)
- ・沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第124号)
- ・沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)
- ・沿岸漁業改善資金助成法の施行について  
(昭和54年4月27日付け54水研第613号農林水産事務次官依命通知)
- ・沿岸漁業改善資金制度の運営について(平成17年3月30日付け16水推第1032号水産庁長官通知)
- ・岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年岩手県規則第78号)
- ・岩手県沿岸漁業改善資金事務取扱要領(昭和54年12月24日制定)

### (5)その他

- ・債権の管理に関する規則(昭和39年4月1日岩手県規則第43号)

## 9. 県の特別資金の状況

### (1) 農業改良資金

県が、新規作物や新技術へのチャレンジ、または経営の改善(品質・収量の向上やコスト・労働力の削減等)を行おうとする農業者に融資する長期資金であり、直貸と転貸がある。

近年、農業改良資金については、県の担当部局では、転貸を利用するように借入者に促しており、図表 21 に示すとおり、平成18年度においては、5件で27,616千円のみ貸付となっている。

また、図表 22 に当該改良資金の貸付の概要を記載した。当該貸付は無利子であり、借入人にとって有利な制度であるが、対象者が認定農業者等に限定され、かつ、資金使途も以下のとおり限定されている。

図表 21 貸付実績等

区分	件数	金額	備考
平成 18 年度貸付実績	5 件	27,616 千円	直貸 12,916 千円、転貸 14,700 千円
平成 19 年度貸付枠		130,000 千円	直貸 40,000 千円、転貸 90,000 千円

図表 22 貸付の概要

対 象 者	認定農業者、認定就農者、主業農業経営者等
償 還 期 限	12 年以内(うち据置 5 年以内)(資金使途によって異なる)
金 利	無利子
融 資 率	認定農業者 100%、その他の担い手 80%以内
融 資 限 度 額	個人 1,800 万円、法人 5,000 万円
資 金 使 途	農業改良措置を実施するのに必要な農業施設(ハウス、畜舎等)、農機具、家畜導入、果樹等の植栽育成等

※就農支援資金については、農業普及技術課の資料による。

### (意見) 転貸の積極的な活用

県は貸出のプロではないため、民間の金融機関に比べて、貸出の審査能力や回収能力が高いとはいえない。。また、各種法令や条文のとおりの手続を十分踏んだとしても、延滞債権等は発生するものである。

現在では、本制度において、県として直貸を極力抑えて、積極的に転貸を利用する方針にしている。

これら公益性のある貸出については、今後、より県からの直貸は控えて、転貸を利用するように利用者に促す等の方針や措置が行われることが望まれる。

## (2) 林業・木材産業改善資金

県が、新規事業の開始、機械・施設の整備、労働環境の整備等を行おうとする林業者や木材加工業者に融資する長期資金であり、直貸と転貸がある。

近年、林業・木材産業改善資金については、県の担当部局では、転貸を利用するように借入者に促しており、図表 23 に示すとおり、平成18年度においては、10 件で 158,600 千円の貸付となっている。

転貸では、回収等にプロの金融機関があたるため、信用の素人である県が回収等のリスクを負う必要がなく直貸よりも県にとって有用な制度であると考ええる。

また、図表 24 に当該改良資金の貸付の概要を記載したが、当該貸付は無利子であり、借入人にとって有利な制度であるが、対象者は林業従事者等に限定され、かつ、資金使途も以下のとおり限定されている。

図表 23 貸付実績等

	件数	金額	備考
平成 18 年度貸付実績	10 件	158,600 千円	直貸 135,600 千円、転貸 23,000 千円
平成 19 年度貸付枠		150,000 千円	直貸 50,000 千円、転貸 100,000 千円

図表 24 貸付の概要

貸付対象者	林業従事者、林業従事者の組織する団体、木材製造業を営む者、木材製造業を営む者の組織する団体等
償還期限	10 年以内(うち据置 3 年以内)(資金使途によって異なる)
金利	無利子
融資率	100%
融資限度額	個人 1,500 万円、会社 3,000 万円、団体 5,000 万円(ただし、木材産業事業者の場合 1 億円)
資金使途	間伐用作業路の開設、生産工程を改善するための能率的技術の導入、防振チェーンの導入、間伐材高度加工施設、青年林業者研修資金等
その他	金融機関から借受ける場合、農林漁業信用基金の債務保証の対象。

### (意見) 転貸の積極的な活用

県は貸出のプロではないため、民間の金融機関に比べて、貸出の審査能力や回収能力が高いとはいえない。また、各種法令や条文のとおりの手続を十分踏んだとしても、延滞債権等は発生するものである。

現在では、本制度において、県として直貸を極力抑えて、積極的に転貸を利用する方針にしている。

これら公益性のある貸出については、今後、より県からの直貸は控えて、転貸を利用するように利用者に促す等の方針や措置が行われることが望まれる。

なお、転貸が認められて以降の直貸・転貸別の貸付実績は下表のとおり。

### 融資実績

図表 25

(単位; 件、千円)

区分	農業改良資金		林業・木材産業改善資金		沿岸漁業改善資金		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
H16	直貸	6	57,930	7	97,840	26	137,240
	転貸			2	115,540		
H17	直貸	1	5,250	7	11,030	23	101,360
	転貸	3	67,000	9	130,240		
H18	直貸	2	12,916	8	135,600	22	117,730
	転貸	3	14,700	2	23,000		
計	直貸	9	76,096	22	244,470	71	356,330
	転貸	6	81,700	13	268,780		

### (3)木材産業等高度化推進資金

銀行等民間金融機関が、造林、育林、素材生産、製材、木材卸売等の事業を行う組合、会社、個人に融資する短期運転資金が主であるが、資金用途によっては長期資金となる場合がある。

	件数	金額	備考
平成 18 年度貸付実績	63 件	450, 000 千円	預託額
平成 19 年度貸付枠	—	470,000 千円	

償 還 期 限	短期運転資金:「合理化計画」期間中において、それぞれ 1 年以内。 長期運転資金:5 年以内、施設資金:7 年以内	
金 利	借入時の金利は金融情勢によって変動します。 最新の金利は金融機関にご照会ください。	H19.6.1 現在 1.90~2.60%
融 資 限 度 額	1 億円~4 億円(年平均取扱量及び資金用途によって異なります。)	
そ の 他	農林漁業信用基金の債務保証の対象になっています。	

#### <資金用途>

- ・素材生産、素材・木材製品の引取、木材加工を契約・協定等により計画的に行う場合
- ・素材生産・製材加工の規模拡大や乾燥材の生産規模の増大
- ・未利用資源を有効活用した木質ペレット等の製造
- ・造林・育林を行うための運転資金の調達
- ・間伐材・小径木の生産・加工、素材生産や素材の引取、木材製品の購入
- ・乾燥材・集成材の生産・加工や市場施設に必要な機械等の整備



#### (4)沿岸漁業改善資金

県が、近代的な漁業技術の導入、漁家生活の改善、漁業後継者の育成を行おうとする沿岸漁業者に融資する長期資金であり、直貸のみとなっている。

近年、当該改善資金の平成 18 年度の貸付実績は図表 26 に示すように 22 件で 117,730 千円の貸付となっている。

図表 26

	件数	金額	備考
平成 18 年度貸付実績	22 件	117,730 千円	直貸
平成 19 年度貸付枠		200,000 千円	直貸

図表 27

貸付対象者	沿岸漁業者(10トン未満の漁船漁業者及び養殖漁業者)
償還期限	10年以内(うち据置3年以内)(資金用途によって異なる)
金利	無利子
融資率	100%
融資限度額	5,000万円以内(資金用途によって上限が異なる)
資金用途	レーダー、GPS受信機、漁業用ソナーの購入、漁業開始に必要な資金等

## 10. 県直貸資金の基金造成額・予算・貸付実績

### (1) 農業改良資金

農業改良資金の基金造成額(平成 19.5.31 現在)および平成 17 年から平成 19 年度までの当初予算・9 月補正予算・実績額ならびに平成 5 年から平成 18 年までの貸付実績額を記載する。

図表 30 に示すとおり、当該改良資金においては、平成 5 年から 8 年にかけて貸付実績が 10 億円を超えていたが、平成 14 年度からの貸付実績は 1 億円を割っており、平成 18 年度には 27,616 千円になっている。

これは、県の方針が直貸から転貸へ転換したことが大きくかかわっているものと考えている。転貸では、回収等にプロの金融機関があたるため、信用の素人である県が回収等のリスクを負う必要がなく直貸よりも県にとって有用な制度であるといえる。

また、図表 28 に示すとおり繰越金が平成 19 年 5 月 31 日現在で 3 億 2,586 万円あり、図表 29 に示すとおり、平成 17 年・18 年とも当初予算との比較でさえも、その貸出実績は大きく下回っており、資金の十分な運用が行われていない。

平成 19 年 5 月 31 日現在で貸出残高が 4 億超あるものの、平成 18 年の貸付が 5 件・27,616 千円と件数も少なく、金額も以前より相当減少している。

以上のことから、当該改良資金においては、財源に見合った資金の十分な運用が行われていないものといえる。

また、民間の金融機関が業務として貸出を行っており、県の当該改良資金における平成 18 年度の上記件数・金額を考察するに、確かにこの件数・金額をどのように見るか意見のあるところと思うが、効果を含めて、県が直接に貸出を行う制度を今後も継続する必要があるか検討がいるところかと考える。

図表 28 基金造成額(平成 19.5.31 現在) 756, 372, 000円

	内訳	金額
財源	国庫補助金	3億9, 820万円
	県費	1億9, 912万円
	運用益	1億5, 905万円
使途	貸付残高	4億3, 051万円
	繰越金	3億2, 586万円

図表 29 予算

年度	当初予算(千円)	9月補正予算(千円)	実績(千円)	
平成17	178, 761	269, 487	4件	72, 250
18	155, 000	351, 364	5件	27, 616
19	130, 000			

図表 30 貸付実績

平成5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
													(百万円)
1,436	1,275	1,376	1,262	712	424	255	215	174	93	36	58	72	28

## (2) 林業・木材産業改善資金

林業・木材産業改善資金の基金造成額(平成 19.5.31 現在)および平成 17 年から平成 19 年度までの当初予算・9 月補正予算・実績額ならびに平成 5 年から平成 18 年までの貸付実績額を記載する。

図表 33 に示すとおり、当該改善資金においては、平成 5 年・6 年に貸付実績が 4 億円を超えていたが、近年は多くて 2 億円程度で、5 千万円を割っている。

この減少傾向は、農業改良資金と同様に県の方針が直貸から転貸へ転換したことが大きくかかわっているものと考えている。転貸では、回収等にプロの金融機関があたるため、信用の素人である県が回収等のリスクを負う必要がなく直貸よりも県にとって有用な制度であるといえる。

農業改良資金の減少の程度よりも、林業・木材産業改善資金の減少の程度が少ないのは、岩手県では他県に比べ林業が盛んな他に、原則的に農業は農家である個人で行う業であるのに対して、林業は個人に加え、会社形態・組合形態で事業を行うことも多く、農業よりも個々の事業者での資金需要が大きく、結果、農業改良資金ほどの減少は、当該改善資金では見られないものと推測している。

また、図表 31 に示すとおり、平成 19 年 5 月 31 日現在で繰越金が 4 億 9, 938 万円あり、図表 32 に示

すとおり、平成17年・18年とも当初予算との比較でさえも、その貸出実績は下回っている。

以上のことから、当該改善資金においては、財源に見合った資金の十分な運用が行われていないものといえる。

図表 31 基金造成額(19.5.31 現在) 1,071,056,000円

	内訳	金額
財源	国庫補助金	6億5,153万円
	県費	3億2,576万円
	運用益	9,376万円
使途	貸付残高	5億7,167万円
	繰越金	4億9,938万円

図表 32 予算

年度	当初予算(千円)	9月補正予算(千円)	実績(千円)	
平成17	860,000	1,367,768	16件	141,270
18	202,145	653,710	10件	158,600
19	150,000			

図表 33 貸付実績

平成5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
420	436	291	398	250	217	103	143	82	55	34	213	141	159

(百万円)

### (3)沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金の基金造成額(平成 19.5.31 現在)および平成 17 年から平成 19 年度までの当初予算・9 月補正予算・実績額ならびに平成 5 年から平成 18 年までの貸付実績額を記載する。

図表 36 に示すとおり、当該改善資金においては、平成 5 年から 7 年にかけて貸付実績が3億円を超えていたが、近年の貸付実績はその3分の1の1億円ほどで推移している。

また、図表 34 に示すとおり平成19年5月31日現在で繰越金が貸付残高4億4,506万円の倍近い、8億3,311万円あり、また、図表 35 に示すとおり、平成17年・18年とも当初予算との比較でさえも、その貸出実績は大きく下回っている。

以上のことから、当該改善資金においては、財源に見合った資金の十分な運用が行われていないものといえる。

図表 34 基金造成額(19.5.31 現在) 1,278,168,000円

	内訳	金額
財源	国庫補助金	8億2,069万円
	県費	4億1,034万円
	運用益	4,714万円
使途	貸付残高	4億4,506万円
	繰越金	8億3,311万円

図表 35 予算

年度	当初予算(千円)	9月補正予算(千円)	実績(千円)	
17	220,000	809,703	23 件	101,360
18	300,000	937,603	22 件	117,730
19	200,000			

図表 36 貸付実績

平成5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
319	318	304	289	200	204	165	121	97	52	111	137	101	118

(百万円)

図表 37

(1) 農業改良資金

H19.5.31現在

	国庫補助金	県費	業務勘定からの繰入	合計	資金造成累計	前年度繰越	償還金	貸付金	次年度繰越金	貸付残高
昭和51～平成14	705,969,880	353,000,920	158,431,200	1,217,402,000	1,217,402,000	119,165,429	473,971,000	93,464,000	78,793,750	1,138,608,250
平成15	△ 190,107,000	△ 95,053,000	317,000	△ 284,843,000	932,559,000	78,793,750	319,876,000	36,274,000	77,552,750	855,006,250
平成16	△ 117,662,000	△ 58,830,000	61,000	△ 176,431,000	756,128,000	77,552,750	249,552,000	57,930,000	92,743,750	663,384,250
平成17			66,000	66,000	756,194,000	92,743,750	192,715,000	72,250,000	213,274,750	542,919,250
平成18			178,000	178,000	756,372,000	213,274,750	140,022,000	27,616,000	325,858,750	430,513,250
合計	398,200,880	199,117,920	159,053,200	756,372,000						

(2) 林業改善資金

H19.5.31現在

	国庫補助金	県費	業務勘定からの繰入	合計	資金造成累計	前年度繰越	償還金	貸付金	次年度繰越金	貸付残高
昭和51～平成14	1,091,527,000	545,765,000	93,764,000	1,731,056,000	1,731,056,000	1,230,708,241	153,296,992	54,963,000	1,329,652,233	401,403,767
平成15	0	0	0	0	1,731,056,000	1,329,652,233	121,198,203	34,195,000	1,416,655,436	314,400,564
平成16	0	0	0	0	1,731,056,000	1,416,655,436	91,938,632	213,380,000	1,295,214,068	435,841,932
平成17	△ 440,000,000	△ 220,000,000	0	△ 660,000,000	1,071,056,000	1,295,214,068	76,139,699	141,270,000	570,083,767	500,972,233
平成18	0	0	0	0	1,071,056,000	570,083,767	87,903,340	158,600,000	499,387,107	571,668,893
合計	651,527,000	325,765,000	93,764,000	1,071,056,000						

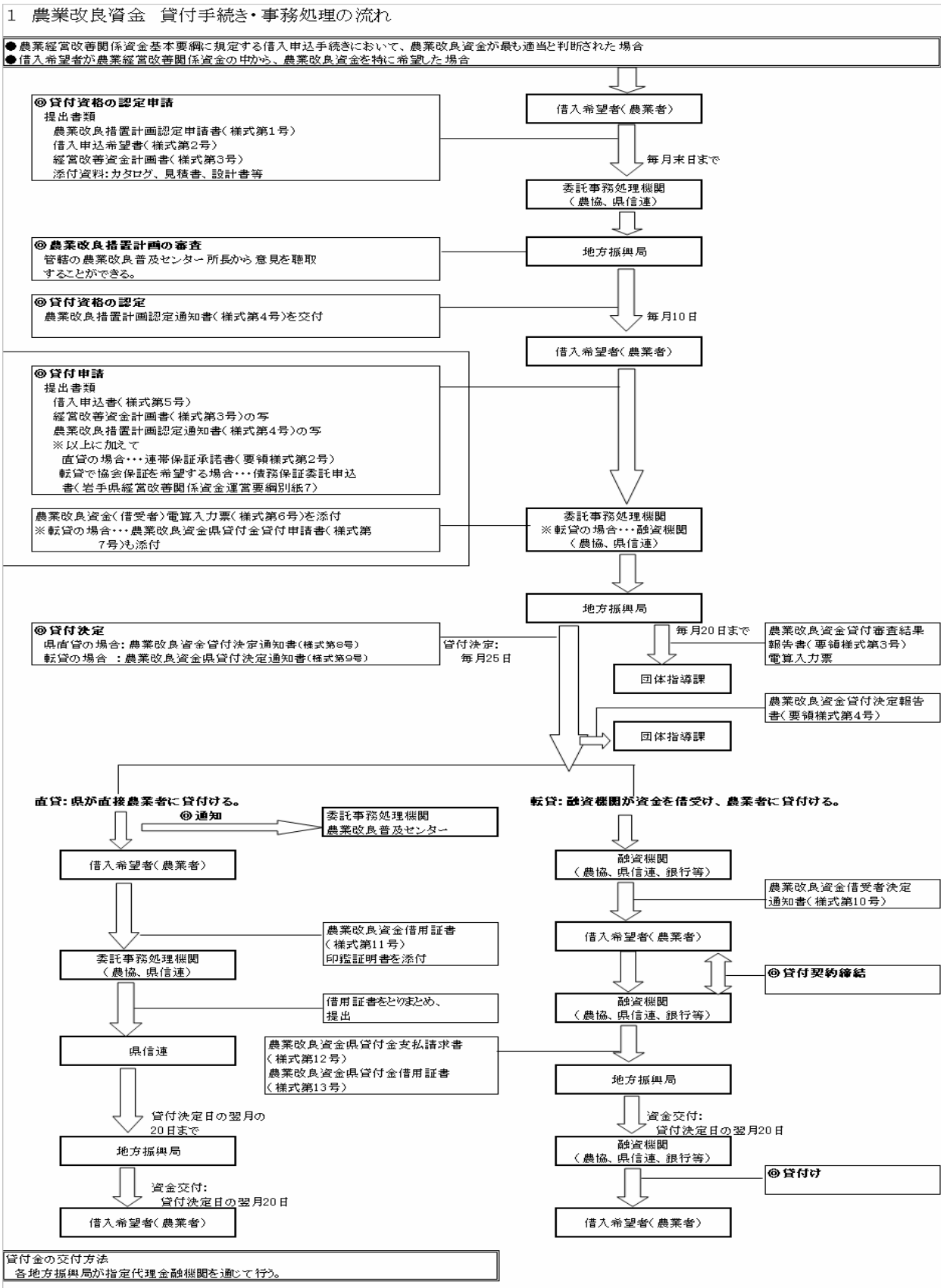
(3) 沿岸漁業改善資金

H19.5.31現在

	国庫補助金	県費	業務勘定からの繰入	合計	資金造成累計	前年度繰越	償還金	貸付金	次年度繰越金	貸付残高
昭和51～平成14	820,685,000	410,343,000	45,020,000	1,276,048,000	1,276,048,000	637,793,000	180,250,000	51,890,000	766,503,000	509,545,000
平成15	0	0	940,000	940,000	1,276,988,000	766,503,000	158,050,000	111,130,000	814,363,000	462,625,000
平成16	0	0	280,000	280,000	1,277,268,000	814,636,000	135,405,000	137,240,000	812,808,000	464,460,000
平成17	0	0	270,000	270,000	1,277,538,000	812,808,000	124,800,000	101,360,000	836,518,000	441,020,000
平成18	0	0	630,000	630,000	1,278,168,000	836,518,000	113,690,000	117,730,000	833,108,000	445,060,000
合計	820,685,000	410,343,000	47,140,000	1,278,168,000						

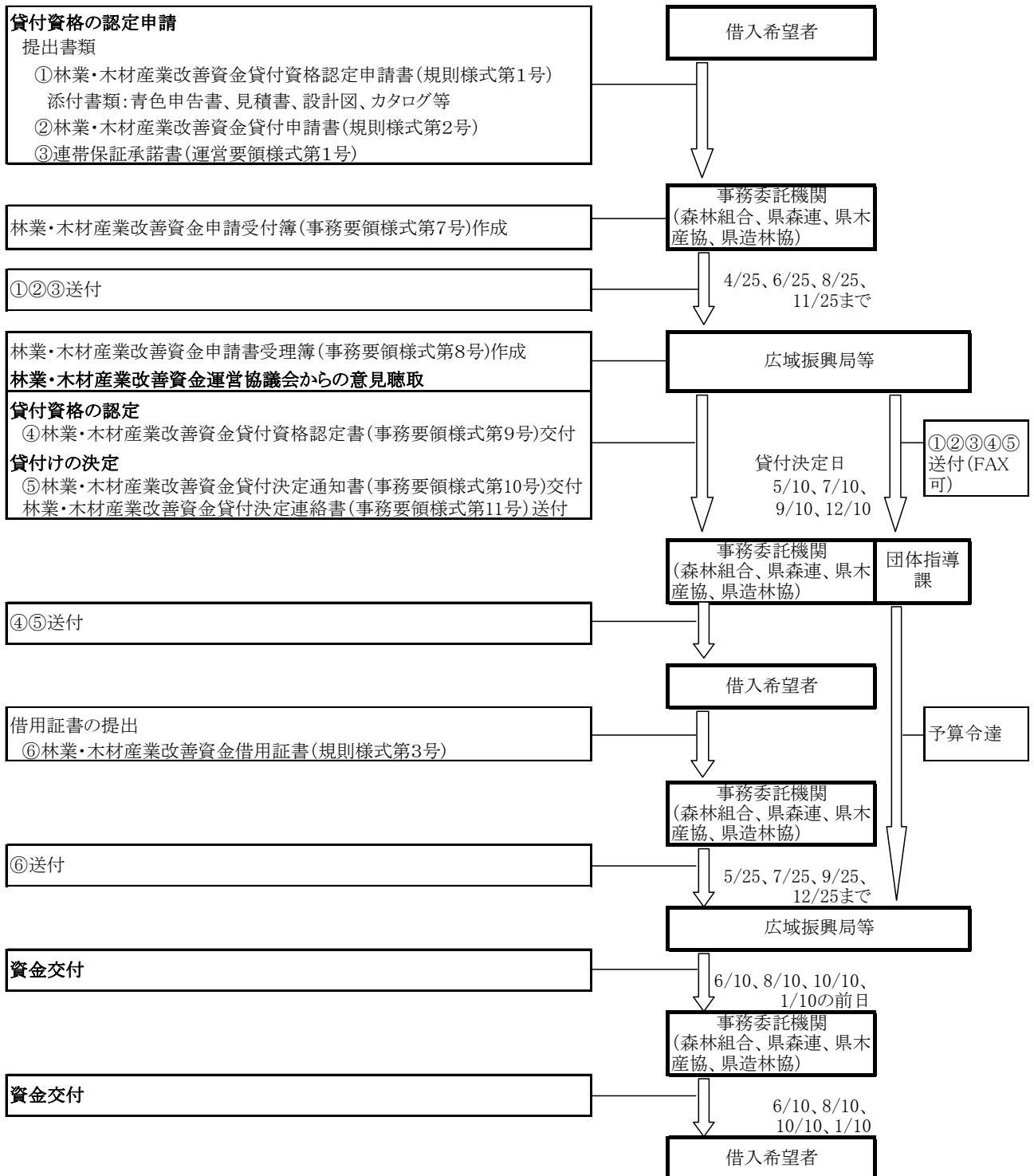
# 11. 貸出、回収、償却のフロー

各資金特別会計の貸出、回収、償却のフローは以下のとおりである。



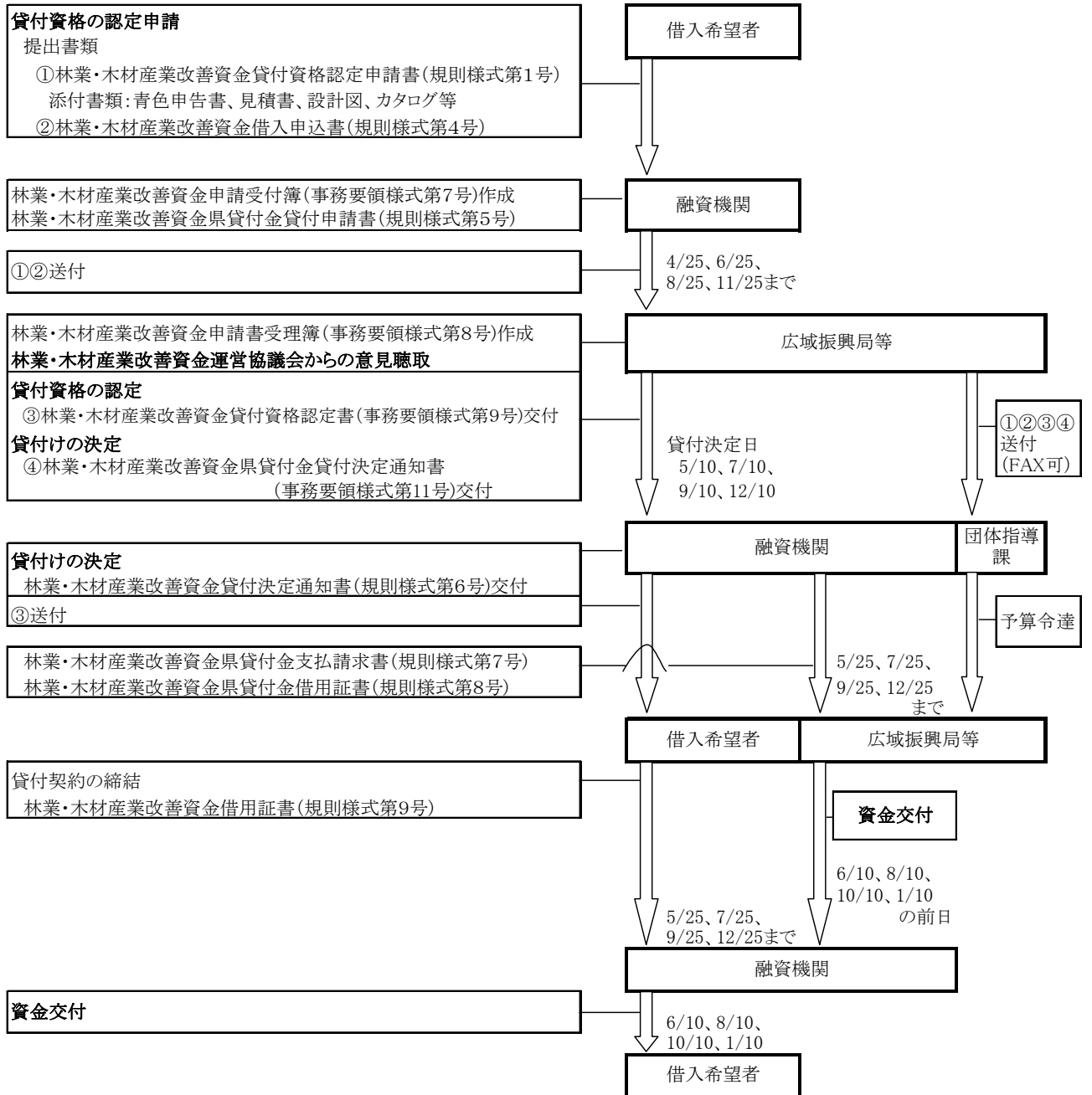
## 2 林業・木材産業改善資金 貸付手続き・事務処理の流れ

○ 直貸の場合





○ 転貸の場合



### **(結果)貸出審査時・実行時の資料の保管**

農業改良資金・林業改善資金において、貸出実行時の審査資料が保管されていない例が散見された。保存期限の短い、各年度のつづりの中にしまわれたため、廃棄されたものと推定できる。

債権は、その金額が返済されるまで存在する権利である。したがって、貸出にかかわる資料は貸付の審査から債権の完済まで、債権の管理に役立つように保管・管理される必要がある。

貸付審査・実行に係る書類は、債権が存続する間、その債権の妥当性を検証するために必要な資料であり、また、貸付審査・実行に係る書類は延滞が発生した場合に回収の手がかりとなる資料であり、償還が行われている間は保存する必要がある。

民間金融機関等では、これらの資料の保管は厳格に行われており、行方が分からなくなるといった事態はあってはならない。

償還が行われている債務者に対するこれらの書類は、償還が終わるまで完全に保管する必要があるとともに、その管理の方法を明瞭にしておく必要がある。

### **(結果)必要書類の完全な入手**

C組合に対しては、平成4年度から平成7年度まで毎年貸出があったが、その貸出時に、組合の所得証明等の資料が入手されていない。

これらの資料は、債務者の返済の能力の分析に不可欠な資料であり、適正な貸出の審査・実行を行うために、必ず入手すべきである。

貸出の審査にあたっては、必要な書類を揃え、それらを十分に分析・検討することが必要である。

### (結果)回収記録の作成

沿岸漁業改善資金で延滞が発生し、借受者が行方不明になっている案件があったが、行方不明の経緯や督促、面談、回収状況を記録した資料が作成されていなかった。

いつから行方不明になったかは当該債務の時効の起算点を決める重要な要素であり、回収記録等で明確にしておく必要がある。また、回収記録等の文書資料は、回収行為のための情報を以降の担当者に連絡するための重要な資料となる。

そのため、延滞や行方不明といった事項が発生した場合には、回収記録等を作成する必要がある。

### (意見)船舶への担保設定

相続税法上、船舶は物納財産となることが認められている。その意味で船舶は換金価値の非常に高い財産であるといえる。

沿岸漁業改善資金では、漁船建造及び機関換装、魚群探知機等が貸付の対象となっているが、漁船建造の場合は、船舶そのものが融資対象物件であり、船舶に対して物的保証を取ることが望まれる。また、機関換装等の場合にあっても、有力な保証人が確保できない場合など、必要に応じて船舶に物的保証を取ることが望まれる。

### (結果)連帯保証人変更時の審査方法

T氏の貸付では、当初の連帯保証人が他県に転出しているため、連帯保証人を変更している。

岩手県農業改良資金事務取扱要領第 53 条によれば、連帯保証人を変更する場合は、地方振興局長が内容を審査することとなっている。

しかし、本案件においては、農協を経由した時点で、連帯保証人として妥当と判断できると解釈し、盛岡農業改良普及センター所長の意見が「変更可」であったことをもって内容審査としている。

農協は当該貸付の債権者や保証機関ではなく、当該貸付の不払いによって不利益を被るものではないことから、適切な連帯保証人の選任することに対して十分な動機がなく、このような解釈は適当でないものと考えられる。また、このような審査方法では、債権者となる県と新連帯保証人の間で十分な意思疎通ができず、新連帯保証人の当該貸付に対する責任感が低くなることが懸念される。

したがって、このような連帯保証人の変更については、貸付の回収について不利益を被る可能性のある県の機関が携わるべきであり、安易に他の機関を利用すべきではない。

## 12. 延滞債権の状況

図表 38 に平成 19 年 5 月 31 日現在の各資金の延滞金額等の状況を記載する。

沿岸漁業改善資金の延滞金額は、2,780 千円と農業改良資金の 31,211 千円および林業・木材産業改善資金の 81,675 千円よりも少額となっている。

特に林業・木材産業改善資金の延滞金額が 81,675 千円ともっとも大きく、そのうち平成 14 年度以前償還分の金額が 72,595 千円と延滞金額の約 90%を占めている。貸出の原資は県民の税金であり、無利子で貸付を行う等債務者はもともと優遇されている。

また、貸出においては、回収が最も難しく、また、貸出の妥当性も回収の様子に反映されることから、いかにスムーズに回収をはかれるかが肝要となる。

特に、これらの資金で貸出実行金額が減少している状況を鑑みると、延滞債権に対していかに的確に回収するかが重要な事項になってきているものと認識している。

図表 38 各資金の延滞状況(平成 19 年 5 月 31 日現在)

(単位:件、(戸)、千円)

資金名	農業改良資金		林業・木材産業改善資金		沿岸漁業改善資金	
	件数(戸数)	延滞金額	件数(戸数)	延滞金額	件数(戸数)	延滞金額
平成 14 年度以前償還分	8(2)	9,999	55(26)	72,595	-	-
15 年度償還分	5(5)	3,148	3(3)	3,610	-	-
16 年度償還分	5(5)	2,605	1(1)	1,360	1(1)	690
17 年度償還分	8(8)	9,671	1(1)	1,370	1(1)	850
18 年度償還分	6(6)	5,788	3(3)	2,740	2(2)	1,240
計	32(10)	31,211	63(27)	81,675	4(2)	2,780

## (参考) 担保、連帯保証、時効制度について

農業改良資金を含む県の貸付について、債権の的確な回収は税金を無駄にしないために重要な事項である。その回収にあたって重要となる担保制度、連帯保証制度、時効制度について本報告上必要となる事項を簡単に整理しておきたい。

まず、担保とは、融資を受ける際に、その支払いを保証するための対象や仕組みをいい、債務の支払いを保証するための対象がどのようなものかで、物的担保と人的担保とに分かれる。

物的担保とは、一般的には不動産や有価証券等の換金可能な特定の財産等を引当てとする優先弁済権であり、人的担保とは支払対象者を債務者に加えて保証人を置くことで、債務の支払義務者の人的拡張である。

物的担保に比べて人的担保は、債権回収の確実性は低いが、代わりに成立が容易であるという特徴がある。対して、不動産や有価証券を対象にした物的担保は、人的担保に比べて、債権回収の確実性が高いが、成立に費用と手間が掛かるという特徴がある。

貸出の内容や金額の多寡によって、物的担保と人的担保を併用、ないし、いずれか一方を設定することになるが、民間金融機関は、債権回収の確実性を高めるため、物的担保を重視しているといわれている。

対して、本農業改良資金等の貸出については、人的担保を設定しているのみである。

また、農業改良資金等の貸出の保証は連帯保証となっている。連帯保証とは、保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担する保証の態様をいい、連帯保証をした者を連帯保証人という。

連帯保証は、保証人に催告の抗弁権と検索の抗弁権がないため、債権者である県は、債務者と並列的に保証人からの回収をなしうる。

民法における時効とは、ある事実状態が一定の期間継続したことを法律上の要件として、その事実状態に合わせて権利ないし法律関係の得喪変更を生じさせる制度をいい、民法第144条以下に規定があり、取得時効と消滅時効とに分かれる。

本報告書上で問題となるのは消滅時効であるが、取得時効、消滅時効のいずれの場合においても、時効期間の経過によって、時効に基づく効果を主張する基礎が発生することになる。この時効期間の経過を時効の完成という。

我が国の時効制度では、時効期間の経過のみによって、確定的な権利関係の変動をもたらすものではなく、援用権者により援用により確定的に時効の効果が発生するものと解されている。

また、債務承認や支払といった主債務者であれば時効中断となるような行為を連帯保証人が行った場合でも、保証の附従性によって、主債務の時効中断理由とならないと解されている。

注)担保、連帯保証、時効制度については、その法令の解釈や適用については、様々な見解がある。上記見解は、監査人の私見であり、法令の解釈や適用についてその内容を保証するものではない。

### **(結果)主債務者・連帯保証人への適時の対応**

債権の回収は、早い者勝ちの要素があり、不測の事態の発生に対して、適時に対処することが必要となる。そのため、民間の金融機関では、延滞等の事態が発生した場合、適時に行動することでその被害を最小にするように心がけ、各種制度を設定している。

県の対応は下記のケースに見られるように、民間の金融機関と比較すると、対応が極めて遅いケースが散見された。

ある債務者のケースであるが、破産申立の通知が届いてから、破産者に対する対応の検討を行い、連帯保証人への説明を1度行っている。しかし、具体的な支払い方法を決定することなく、その後2年間連帯保証人への連絡は一切行われていなかった。しかも、連帯保証人に対し突然、納入通知票を送っていた。

上記対応は、民間の金融機関と比較した場合、非常に遅い対応といえ、かつ、的確な回収のためには不十分な対応であるといわざるをえない。

農林水産部では、債務者が法的整理を行った場合の県の対応について「県直貸資金に係る債権管理実務必携」において、その手続を定めており、今後は当該手続に従って、適時、適切な対応を取ることが求められる。

## (結果)連帯保証人に対しての積極的な請求と回収の必要性

県の本貸付制度においては、貸付金の確実な回収のための担保制度として、人的担保である連帯保証人をつけることを要件としている。

もともと人的担保は、物的担保に比べて回収の確実性が劣るため、延滞等が発生した場合、回収のためには連帯保証人に対しても積極的に回収を行うことが必要である。そのような請求・回収行為をなすことを前提に連帯保証という制度は成り立つものである。

また、連帯保証人も納得して連帯保証人となっている以上、主債務者と同様の請求があったとしても文句を言えるものでない。

監査の対象とした貸付制度の中で延滞等が発生した場合、県は主債務者や主債務者の代表取締役や親子・兄弟姉妹の近い親族といった主債務者と同視しうる連帯保証人に対しての請求や回収に対する積極性が、主債務者の従業員や遠い親戚、知り合いといった主債務者と同視しえない連帯保証人に対しての請求や回収について同様に認めることができないケースが散見された。

具体的には、次のようなケースがあった。

- ・主債務者や主債務者と同視しうる連帯保証人が返済を行っているが、現状のペースでは完済まで100年もかかるのに、主債務者と同視しえない連帯保証人には請求を行っていなかった。
- ・主債務者と同視しえない連帯保証人には、主債務者や主債務者と同視しうる連帯保証人が破産や死亡した後に、やっと請求を行っている。

主債務者が破産や死亡している場合等、たとえ連帯保証人が債務承認や支払いを行っていたとしても、時効は中断することなく、時の経過によって時効が完成してしまう。結果、連帯保証人の時効の援用によって時効が成立することになると解されている。連帯保証人の時効の援用は、連帯保証人が決めることであり、県が関与できることではない。

そのため、貸付については時効が完成する前に、連帯保証人も含めて回収をしておくことが肝要となる。

また、連帯保証人の死亡等によって当該保証人の財産が分散した場合、県の当該財産への実際的な追求力は弱まってしまい、十分な回収ができない可能性が高まることになる。

従って、県は貸付について延滞が発生した場合、的確な回収をなし、税金を無駄にしないためには、

主債務者と同様に連帯保証人に対しても適時かつ積極的に請求・回収を行う必要がある。

農林水産部では、「県直貸資金に係る債権管理実務必携」において、その手順を定めており、今後は当該手順に従って、連帯保証人に対しても適時、適切な回収を行うことが求められる。

#### **(結果)事業破綻の場合の対応について**

有限会社 B 社については、事業廃止の決断の上申書を会社と代理人である弁護士の双方から入手していたが、実際に事業が廃止になったことを証明する資料を入手していなかった。そのため、当該債務者が実際に事業廃止したかどうか不明となっている。

債務者が実際には事業廃止を行っていない場合、債務者から回収を行うべきであり、また、実際に事業廃止となっていた場合、時効の中断事由や時効の起算点が明確にならず問題となる。

上記のような上申書等が債務者等からあった場合、債務者の状況を確実に把握できる適正な資料を入手し、保管すべきである。

#### **(結果)延滞債務者へのモニタリングと財産の任意整理**

債務者である T 氏は土地等の財産を任意に処分して農業協同組合への返済を行っており、結果的に、県は当該農業共同組合に出し抜かれている。

債権者として債務者の財産の状況を常に把握しておくことは当然であり、また、破産等の法的整理がかかる前の換金価値のある財産の処分からの債権の回収は早いもの勝ちの要素があるため、返済に困難が生じている債務者に対しては、財産の任意整理等を行い、返済を促すのは債権者としての常識である。

延滞のある債務者については、財産状況等について十分な調査・モニタリングを行い、必要に応じて、財産の任意整理によって、返済を促すといった手続が必要である。



### 13. 農業改良資金特別会計(就農支援資金)

#### ①. 新規就農者の育成について

##### a. 本県の新規就農者の確保状況(普及センター調査)

図表 39 に示すように新規就農者数は、平成 16 年度は 123 人、平成 17 年度は 143 人、平成 18 年度は 148 人と着実に増加している。しかし、本県の望ましい農業構造を維持するためには、平成 22 年度までに年間約 200 人の新規就農者を育成する必要があるといわれており、未だ新規就農者を十分に確保できているとはいえない状況である。

図表 39

(単位:人)

年 度	60年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	構成比	
新規学卒者	161	96	64	47	50	71	42	39	32	27	29	26	32	36	35	30	30	29	34	23.0	
Uターン者	青 年	71	17	11	11	16	12	23	21	15	37	22	21	25	23	33	37	40	55	60	62.2
	中高年									3	4	3	7	17	16	6	17	29	32		
新規参入者	青 年		3	2	3	3	4	4	13	15	13	21	16	13	14	15	12	16	10	6	9.5
	中高年									6	7	19	12	9	5	18	12	6	8		
農業雇用者	青 年							1	6	2	3	4	2	1	7	8	7	7	9	8	5.4
	中高年												2			2	1	5	0		
小 計	青 年	232	116	77	61	69	87	70	79	64	80	76	65	71	80	91	86	93	103	108	73.0
	中高年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	11	24	19	26	21	26	30	40	40	27.0
合 計	232	116	77	61	69	87	70	79	64	89	87	89	90	106	112	112	123	143	148	100.0	

(注)定義

「新規学卒者」:学校基本調査に県立農大、大学、短大等学校を卒業後新たに就農した者、又は卒業後直ちに研修を受け、新たに就農した者

「Uターン者」:農家の子弟であって、他産業に従事していた者が離職して就農した者

「新規参入者」:非農家から新たに就農した者

「農業雇用者」:農業生産法人等に就業した者

「青年」:40歳未満 「中高年」:40歳以上

#### (参考)東北地方の新規就農者数の推移(農政局調査)

図表 40 は東北地方の県別の新規就農者数の推移を表している。本県以外の各県が減少傾向または横ばいとなっているのに対して、本県は増加傾向にある。

図表 40

年 度	14年	15年	16年	17年	18年
岩手県	112	112	123	143	148
青森県	165	151	150	138	102
宮城県	64	74	77	75	73
秋田県	109	95	103	95	未報告
山形県	182	150	150	155	未報告
福島県	121	160	165	116	128

## b. 新規就農者の確保の取組み

本県の新規就農者の確保の取組みの一例として、以下のものがあげられる。

- (1) 新規参入者の確保を図るため、県農業公社、県農業会議、市町村等の関係機関・団体と連携のうえ、県農業公社を窓口とした就農相談のワンストップサービス体制を整備し、市町村等のもつ農地、住居等の情報を就農希望者へ一元的な提供の実施。
- (2) 農業後継者の就農促進を図るため、各農業改良普及センターでは、農家子弟をリストアップのうえ、就農計画の作成などの支援を実施。(重点地区:奥州、一関、宮古農業改良普及センター管内)
- (3) 就農希望者の就農及び定着に向けては、新規就農総合対策事業(県単)、就農支援資金(国庫借入 2/3)、担い手育成基金事業(県農業公社が運営)等の支援対策を活用し、就農相談や農業研修、農業経営基盤の整備等を支援する。

## ②. 制度の目的・概要

### (1) 設立目的

農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的とする。

### (2) 関係省庁

- ①農林水産省経営局普及・女性課(就農支援資金班)
- ②東北農政局生産経営流通部経営支援課

### (3) 関係法令(別添資料 No.1)

- ①青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(以下法と略)  
(平成7年2月15日法律第2号)  
最終改正年月日:平成18年6月2日法律第50号
- ②青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令  
(平成7年2月15日政令第21号)  
最終改正年月日:平成16年7月2日政令第221号
- ③青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則  
(平成7年2月15日農林水産省令第3号)  
最終改正年月日:平成17年3月11日農林水産省令第23号

#### (4) 就農支援資金の概要

認定就農者を対象として、就農を支援する資金を無利子で貸し付ける制度。

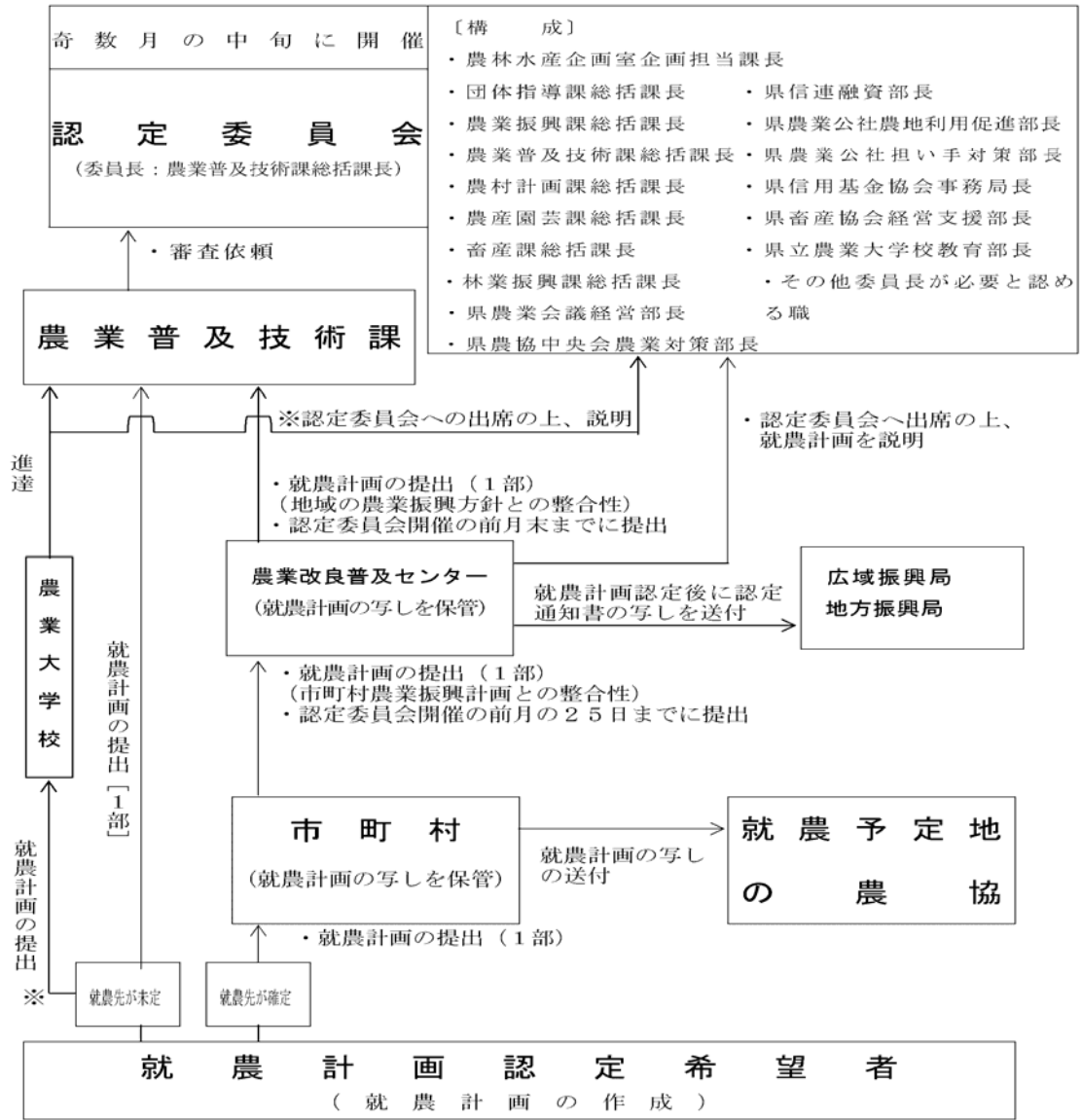
##### 【認定就農者】

- ①根拠法令:「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法について(平成7年2月15日法律第2号)」
- ②新たに就農しようとする青年等(既に就農している者は対象外)が就農計画を作成し、岩手県就農計画認定委員会で審査のうえ知事が認定した者  
青年:15歳以上40歳未満、中高年齢者:40歳以上55歳未満(知事特認65歳未満)

##### (参考)就農計画の認定(資料 No.2)

- ① 市町村長は、農業改良普及センター所長に意見書(様式第5号)を提出する。
- ② 農業改良普及センター所長は、市町村長の意見を勘案し、地域の農業振興方針との整合性及び就農計画の妥当性に関する意見書(様式第6号)を添え、認定委員会開催の前月の末までに知事(農業普及技術課)に進達する。
- ③ 認定委員会において審査を実施、妥当と認められた計画を知事(農業普及技術課)が認定する。

## 就 農 計 画 認 定 フ ロ ー



就農計画の提出

※

就農先が未定

就農先が確定

**市町村**  
(就農計画の写しを保管)

・就農計画の提出 (1部)

認定委員会へ出席の上、就農計画を説明

**広域振興局  
地方振興局**

就農計画認定後に認定通知書の写しを送付

**就農予定地の農協**

**就農計画認定希望者**  
(就農計画の作成)

注) ※：就農計画認定希望者の就農地が未定の場合で農業大学校在学中又は入学予定者

図表 41 就農支援資金の種類

種類と貸付機関	資金の用途		貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)	最大貸付期間
就農研修資金 【県農業公社 (農協経由で貸付)】 H7年～	農業の技術 又は経営方法を実地に 習得するための研修 その他の就農の準備に 必要な資金で、政令で定 めるもの	(1)農業大学校等研修教育施設における概ね1年以上の研修(授業料、教材費、研修視察等)	5万円/月	青年:12(4)年以内 ※特例20(9)〃 中高年:7(2)年以内 特例12(5)〃	在学期間 1年
		(2)国内の先進農家等における1年以上の研修(旅費、調査分析機器購入費、視察研修費)	15万円/月	青年:12(4)年以内 ※特例20(9)〃	2年
		(3)国外の先進農家等における概ね1年以上の研修(旅費、図書等の購入費、滞在費等)		中高年:7(2)年以内 ※特例12(5)〃	1年
		(4)改良普及員等による1年以上の指導研修(先進地研修費、図書等購入費、調査分析機器購入費、教材用簡易施設費、肥料費等)	200万円	青年:12(1)年以内 ※特例20(6)〃	1年 (最大貸付期間4年を含める)
就農準備資金 【県農業公社 (農協経由で貸付)】 H7年～		就農先調査旅費、資格取得費、滞在費、住居移転費、敷金、礼金等	200万円	青年:12(4)年以内 ※特例20(9)〃 中高年:7(2)年以内 ※特例12(5)〃	一時金
就農施設等資金 【岩手県(農協 経由で貸付)】 H12年～	農業経営を開始するのに 必要な資金で、政令で定 めるもの	農業経営を開始する際の機械の購入費、施設の設置費、種苗、肥料等の資材の購入費	青年 経営開始から5年 目までの総額で 3,700万円	青年:12(5)年以内	就農5年度 目まで
		◎運転資金は経営開始1年目のみ ◎2,800万円(中高年は1,800万円)を超える資金は、資金需要の1/2以内を貸付限度とする	中高年 経営開始から5年 目までの総額で 2,700万円	中高年:12(5)年以内	

※償還期間の特例:条件不利地域に就農した場合、償還期間、据置期間の特例措置(就農研修資金、就農準備資金)が受けられる。

(5) 本県の就農支援資金の利用状況

就農支援資金の利用は30百万円前後で推移しており、就農支援資金の利用は低水準であるといえる。

図表 42

種 類		14 年	15 年	16 年	17 年	18 年
就農研修資金	件 数	37	33	35	28	18
	金額(千円)	23,500	22,560	23,400	18,540	12,840
就農準備資金	件 数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	0	0	0	0	0
就農施設等資金	件 数	2	3	6	2	8
	金額(千円)	4,733	7,807	35,609	9,347	42,145

(6) 東北各県の平成 17 年度の貸付実績(参考)

本県の就農支援資金の執行状況は図表 43 が示すように宮城県、山形県に比べて少額となっている。また、新規就農者数と資金の利用額に必ずしも相関関係がないことも特徴である。

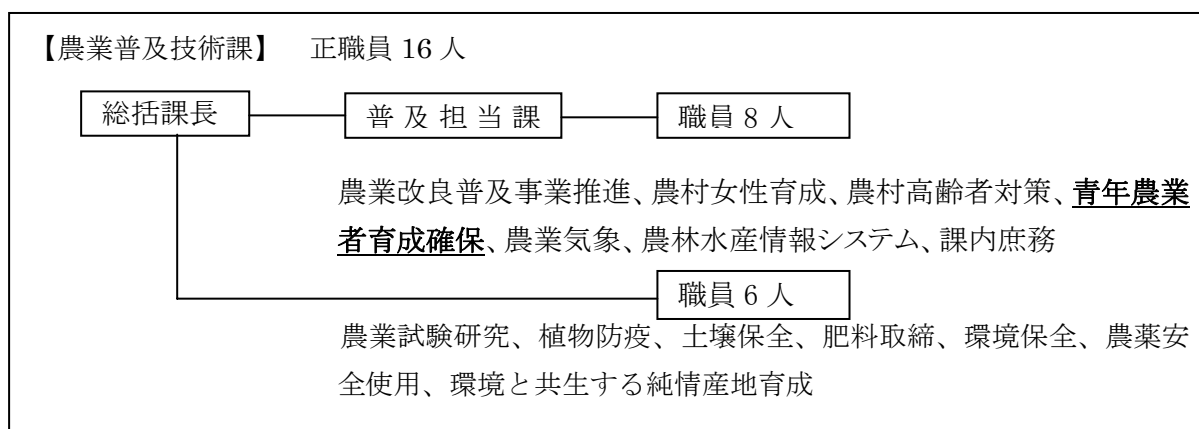
図表 43

○平成17年度就農支援資金の執行状況

都道府県	就農研修資金		就農準備資金		就農施設等資金		合計			前年度計 (千円)	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	前年比		
東	青森県	14	16,200	0	0	2	7,470	16	23,670	184.3%	12,840
	岩手県	28	18,540	0	0	2	9,347	30	27,887	47.3%	59,009
北	宮城県	69	57,780	0	0	2	33,850	71	91,630	97.9%	93,598
	秋田県	3	1,800	2	3,000	3	12,460	8	17,260	87.8%	19,663
	山形県	11	6,600	0	0	10	57,235	21	63,835	66.9%	95,425
	福島県	9	7,800	0	0	1	4,076	10	11,876	282.8%	4,200
	小 計	134	108,720	2	3,000	20	124,438	156	236,158	82.9%	284,735
全国計	829	724,164	52	92,350	281	2,657,429	1,162	3,473,943	95.6%	3,633,508	

③. 県の特別資金の状況

(1) 県の担当部所・組織の概要



(2) それぞれの特別資金の概要

①就農支援資金貸付費 (社)岩手県農業公社(法第 5 条に基づき県青年農業者等育成センターに知事が指定)及び農業協同組合等を経由して、認定就農者(知事が認定する新規就農者)に対して貸付けを行う原資。
②就農支援資金貸付及び償還事務費 ア 農業協同組合等に対して、就農支援資金(就農施設等資金)の貸付及び償還に係る事務を委託するための経費。 イ (社)全国農業技術・経営支援協会に対して、資金の管理に必要なデータの保管(資金管理に必要なデータの入力及び記録データの保管、県が資金管理に必要な帳票の作成など)を委託するための経費。

④. 予算(キャッシュ)と貸付残高(ストック)からみた状況

(1) 予算の推移

①就農支援資金貸付費

ア 資金造成額(千円) 国:県=2:1 で資金を造成

図表 44

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
国からの借入金	432, 112	432, 112	432, 112	266, 812	266, 812
県費	216, 057	216, 057	216, 057	133, 407	133, 407
運用益(累計)	637	718	743	756	796
合計	648, 821	648, 903	648, 929	400, 993	401, 015

イ 政府からの借入金の状況(千円)

借入条件:無利子、据置期間 10 年間、償還期間 21 年、均等半年賦(初回到端数上乘せ)

(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特例措置の施行について、平成 7

年 2 月 15 日 7 農蚕第 948 号、農林水産事務次官依命通知)

図表 45

借受年度	借受額	約定償還		繰上げ償還等		15年度 当初借受 額	18年度当 初借受額
		開始年	半年賦 額	実施年	金額		
6年度	4,000	17年度	181	17年度	4,000	4,000	
7年度	13,600	17年度	622	17年度	13,600	13,600	
7年度	30,000	18年度	1,363	17年度	30,000	30,000	
8年度	117,700	18年度	5,350	17年度	117,700	117,700	
9年度	117,582	20年度	5,344			117,582	117,582
10年度	149,230	20年度	6,782			149,230	149,230
合計					165,300	432,112	266,812

②就農支援資金貸付及び償還事務費(千円)

図表 46

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度※
一般会計からの繰入金	106	658	108	548	535
前年度からの繰越金	348	369	632	578	610
その他繰入金	0	0	0	0	20
合計	454	1,027	740	1,126	1,165

※9月補正後の見込み

(2) 資金残高の推移

①就農支援資金貸付費(千円)

図表 47

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度※
造成資金①		648,821	648,903	648,929	400,993	401,015
貸 付 額	県農業公社	528,794	488,383	240,433	212,436	212,436
	農業協同組合	52,458	83,477	85,315	110,456	123,986
	小計②	581,252	571,860	325,748	322,892	336,422
資金残高③ (①-②)		67,569	77,043	323,181	78,101	64,593

※6月末現在

県農業公社が農業者へ貸付けている額 (18年度末) 159,187千円 (資金造成額の75%)



②就農支援資金貸付及び償還事務費(千円)

図表 48

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度※
事務予算①		454	1,027	740	1,126	1,165
支出額	農業協同組合	33	346	110	447	1,090
	(社)全国農業技術 ・経営支援協 会	52	49	52	69	75
	小計②	85	395	162	516	1,165
資金残高③(①-②)		369	632	578	610	0

※9月補正後の見込み

(参考)委託費の積算内訳

○農協委託費(貸付、償還に係る事務委託)

県が委託費を決定(農業改良資金に準じた計算方法)

貸付業務にかかる委託費(円) = 貸付額(円) × 0.810 ÷ 100 × 1.05

償還業務にかかる委託費(円) = 償還額(円) × 0.405 ÷ 100 × 1.05

○(社)全国農業技術・経営支援協会委託(資金の管理に必要なデータの保管、帳票の提供)

委託先が、本県の過去3年間の貸付及び償還件数等を基に、業務方法書に定められている所定の計算式で委託費を算出のうえ請求

⑤. 貸出、回収、償却のフロー

(1) 貸出フロー(資料 No.4)

県農業公社及び農協等金融機関を經由して農業者に貸付(転貸)を実施。

①貸付申請(県農業公社、農協等→県)

ア 県農業公社 貸付申請書(別添様式 1号)の提出

イ 農協等金融機関 貸付申請書(別添様式 14号)の提出

②貸付決定(県→県農業公社、農協等)

貸付決定通知(別添様式 2号)の送付

③貸付金の支払請求(県農業公社、農協等→県)

ア 県農業公社 支払請求書(別添様式 3号)及び資金計画(別添様式 4号)の提出

イ 農協等金融機関 支払請求書(別添様式 3号)

#### ④貸付金の交付(県→県農業公社、農協等)

ア 県農業公社 借用証書(別添様式 5 号及び別添 1)及び資金計画(別添様式 4 号)の提出

イ 農協等金融機関 借用書(別添様式 3 号及び別添 2)の提出

(参考)

##### 1 県農業公社から農業者への貸付(就農研修資金、就農準備金)

###### ①貸付の申請

借受申請書、就農計画認定通知書(写)、その他必要な書類を管轄する農業協同組合に提出する。

###### ②保証人等が必要

ア 1名以上の連帯保証人

- ・申請者の現住所が県外の場合は 2 名以上、うち 1 名は県内居住者が必要
- ・200 万円以上の借受けの場合は 2 名以上である。

イ 借受者が未成年の場合は、法定代理人を連帯債務者とする。

##### 2 農協等金融機関から農業者への貸付(就農施設等資金)

###### ①資金利用計画の承認申請

資金利用計画承認申請書、資金利用計画、就農計画認定通知書(写)を管轄する農業協同組合等金融機関を経由して、地方新規就農者総合融資制度推進協議会(振興局農政担当部)に提出し、承認を得る。

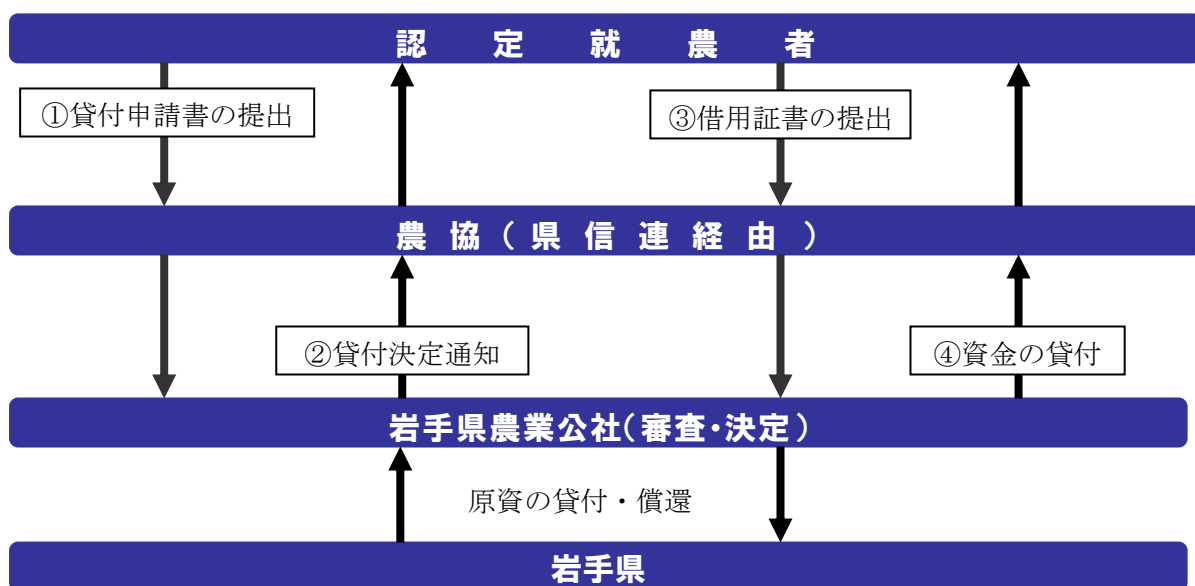
###### ②貸付の申請

資金貸付申請書、債務保証委託申込書、事業計画書、就農計画認定通知書(写)、資金利用計画承認通知書(写)、その他必要な書類を管轄する農業協同組合等金融機関に提出する。

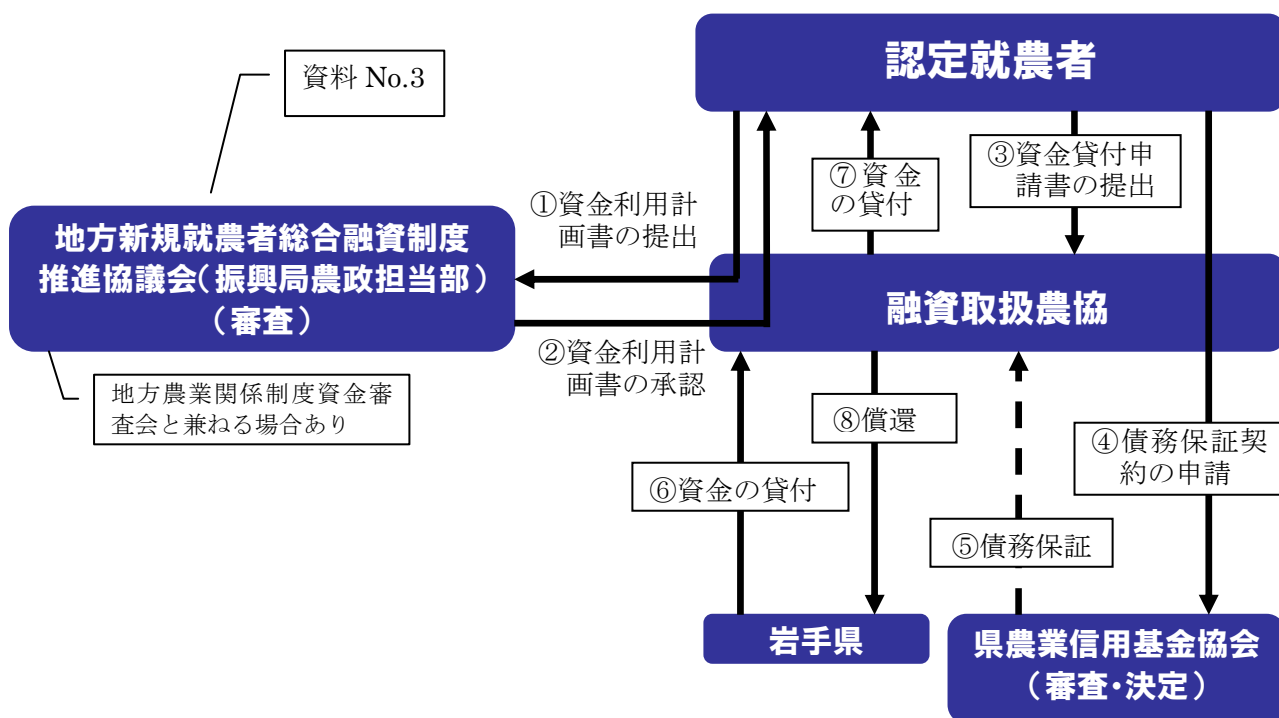
###### ③農業信用保証保険制度による保証

農協が貸し付ける就農支援資金については、農業信用基金協会の債務保証が受けられる。(保証の範囲は、借入金の元本の残高)

【就農研修資金、就農準備金の申請から貸付までの概略】



【就農施設等資金の申請から貸付までの概略】



## (2) 回収フロー【県農業公社又は農協等→県】

### ①償還通知書の送付

#### ア 約定償還

県は、県農業公社又は農協等借用証書の償還計画に基づき納入書を送付。

#### イ 繰上償還

県は、県農業公社又は農協等からの繰上償還の申請に基づき納入書を送付。

### ②償還金の入金

県農業公社又は農協等金融機関は、納付書に基づき県の口座に入金。

図表 49

			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度※
公社	約定償還	予定額	0	0	0	0	0
		収納額	0	0	0	0	0
	繰上償還	収納額	0	40,411	247,950	27,997	0
		償還額計	0	40,411	247,950	27,997	0
農協	約定償還	予定額	4,302	4,589	7,508	8,003	9,948
		収納額	4,302	4,589	7,508	8,003	1,942
	繰上償還	収納額	0	0	0	9,000	1,988
		償還額計	4,302	4,589	7,508	17,003	3,930
償還額合計			4,302	45,000	255,458	45,000	3,930
未納額			0	0	0	0	0

※6月末現在

### (3) 償却フロー

就農支援資金の貸付は、県農業公社及び農業協同組合等金融機関から農業者への転貸として行われるため、農業者に返済能力がない場合でも、県農業公社及び農業協同組合等金融機関が借入金を県に対して返済することとなる。

(参考)

- ① 県農業公社が就農研修資金、就農準備金を貸付(上限360万円)する場合は、保証人を求めるとともに、貸倒引当金を準備し、償還に備えている。
- ② 農業協同組合等金融機関が就農施設等資金を貸付(上限3,700万円)する場合は、県農業信用基金協会による機関保証(借入金の元本100%)を行い、償還に備えている。

### ⑥. 延滞債権の状況                      なし

### iii. 中小企業振興資金特別会計

#### 1. 中小企業振興にかかわる資金特別会計

総務省から公表される統計資料によると、我が国では、全企業に占める中小企業者の割合が高く、企業数にすると99%を上回っている。このことから、中小企業者の健全な発展が、日本経済の発展および国民生活の向上に寄与するものであるといえる。

したがって、中小企業者に対し、公平な事業活動の機会を確保し、その発展に資するために、地方公共団体である県が貸付を行う制度が設けられている。

#### 2. 岩手県の制度

岩手県においては、中小企業者への貸付の資金特別会計として、中小企業振興資金特別会計を設置している。

#### 3. 特別会計と担当部所の概要

中小企業振興資金特別会計の中に小規模企業者等設備導入資金と中小企業高度化資金の2資金があり、商工労働観光部・経営支援課が所轄している。

#### 4. 中小企業振興資金特別会計の概要

中小企業振興資金特別会計の対象資金、制度の目的、特別会計の設置根拠は以下に示すとおりである。

それぞれの対象資金は、中小企業の振興のために、中小企業に資金を融通し、その事業を資金的にサポートすることを目的としている。

また、法令上の設置義務が特別会計設置の根拠となるが、県が実施する貸付実績や資金の運営実績を明示することがその資金の目的に合致するものであり、特別会計として独立している。

##### (1) 対象資金

小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金

## (2) 制度の目的

### 小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金

#### 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和 31 年 5 月 12 日法律第 115 号)第 1 条

(目的)

第 1 条 この法律は、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的とする。

#### 中小企業高度化資金貸付規則(昭和 51 年 12 月 7 日岩手県規則第 74 号)第 1 条

(目的)

第 1 条 この規則は、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に必要な資金の貸付けを行うことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする。

## (3) 特別会計の設置根拠

### 小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金

#### 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和 31 年 5 月 12 日法律第 115 号)第 1 条

(県の特別会計)

第十条 都道府県は、特別会計を設置して小規模企業者等設備導入資金貸付事業の経理を行わなければならない。

2 前項の特別会計(以下「県の特別会計」という。)においては、都道府県の一般会計(以下「県の一般会計」という。)からの繰入金、第三条第一項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)、償還金(第七条第一項の規定による請求に係る償還金を含む。)、前条第一項及び第二項の違約金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金並びに第十三条第一項から第三項までの規定による国への償還金及び同条第四項の規定による県の一般会計への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。

3 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項第三号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて同号イからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する同項第四号の資金の貸付けを行う都道府県にあっては、その経理を県の特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

#### (4) 関係省庁等

中小企業振興資金特別会計の関係省庁等は、貸出対象者が中小企業者となっているため、経済産業省および中小企業庁ならびに独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、「機構」という。)となっている。

#### (5) 関連法令、規則等

当該中小企業振興資金特別会計の小規模企業者等設備導入資金および中小企業高度化資金にかかる関係法令及び規則等は以下のとおりである。

- ・ 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和 31 年 5 月 12 日法律第 115 号)
- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成 14 年 12 月 11 日法律第 147 号)
- ・ 地方自治法
- ・ 地方自治法施行令
- ・ 債権管理規則
- ・ 債権の管理に関する規則の施行について
- ・ 延滞債権の管理分類基準及び処理方針について
- ・ 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則
- ・ 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する細則
- ・ 都道府県の債権保全に係る運用指針
- ・ 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する償却基準
- ・ 中小企業高度化資金貸付規則
- ・ 中小企業高度化資金貸付細則
- ・ 岩手県中小企業高度化事業実施要領



## 5. 資金の概要

前述したとおり、岩手県の中小企業振興資金特別会計には、小規模企業者等設備導入資金と中小企業高度化資金があるが、それぞれの資金の制度とその内容は以下のとおりである。

### i) 小規模企業者等設備導入資金

#### ① 小規模企業者等設備資金貸付制度

中小企業者が新規に設備を導入しようとする際、県が(財)いわて産業振興センターを通じて設備購入金額の2分の1以内を無利子で融資する制度である。

<内容>

対象者	中小企業者等
償還期間	7年以内(半年据置、半年賦均等償還)
金利	無利子
担保・保証人	所定の条件による
貸付額	50万円～4,000万円
対象設備	新品の機械設備であって、以下のいずれかに該当するもの 1 創業のために必要なもの 2 導入することで経営の向上が見込まれるもの 3 公害防止等の効果があるもの

#### ② 小規模企業者等設備貸与制度

中小企業者が新規に設備を導入する際、希望する設備を(財)いわて産業振興センターが購入し、それを低利で割賦販売又はリースする制度である。県は(財)いわて産業振興センターに設備購入原資を貸付けている。

<内容>

対象者	中小企業者等
償還期間	7年以内(割賦:半年据置、年賦・半年賦・月賦選択)
金利	年2.3%
担保・保証人	必要
保証金	割賦額の10%(リースは不要)
貸付額	100万円～6,000万円
対象設備	以下のいずれかに該当するもの 1 創業のために必要なもの 2 導入することで経営の向上が見込まれるもの 3 公害防止等の効果があるもの

## ii) 中小企業高度化資金

中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、資金及びアドバイスの両面から機構と各都道府県が一体となって支援する制度である。

<内容>

対 象 者	中小企業者等	
償 還 期 間	据置期間を含む 20 年以内であって、都道府県が適当と認める期限	
据 置 期 間	3 年以内であって、都道府県が適当と認める期限	
金 利	年 1.1% (平成 19 年度において貸付決定を受けたものに適用) 又は 無利子 (各事業の無利子貸付の要件に該当するものに適用)	
貸 付 割 合	普通貸付の場合	貸付対象施設の整備資金の 80% 以内 (ただし、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業については 90% 以内)
	小規模企業者貸付の場合	貸付対象施設の整備資金の 90% 以内
	広域貸付の場合	貸付対象施設の整備資金の 80% 以内
	災害復旧貸付の場合 緊急健康被害等防止貸付 の場合	貸付対象施設の整備資金の 90% 以内

## 6. 中小企業振興資金の貸付実績及び貸付残高の推移

下記の図表 50 と図表 51 には、平成 16 年度から平成 18 年度までの当該中小企業振興資金の貸付実績及び貸付残高の推移を記載している。

図表 50 と図表 51 とに見られるように、平成 16 年度から平成 18 年度の貸付実績及び貸付残高の推移をみると、設備導入資金が増加傾向であるのに対し、中小企業高度化資金は貸付実績が 1 件ずつであり、貸付残高については減少傾向が見てとれる。この中小企業高度化資金の貸付実績及び貸付残高の減少は、主として各地域の工業団地やショッピングセンター造成等に係る資金需要が一段落したことを原因とする。

### (1) 貸付実績の推移

図表 50

(単位:件、百万円)

区 分		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
設備導入資金		33	275	44	468	59	593
内 訳	設備資金貸付	8	45	17	161	20	242
	設備貸与	25	230	27	307	39	351
高度化資金		1	5	1	4	1	4
合 計		34	280	45	472	60	597

### (2) 貸付残高の推移

図表 51

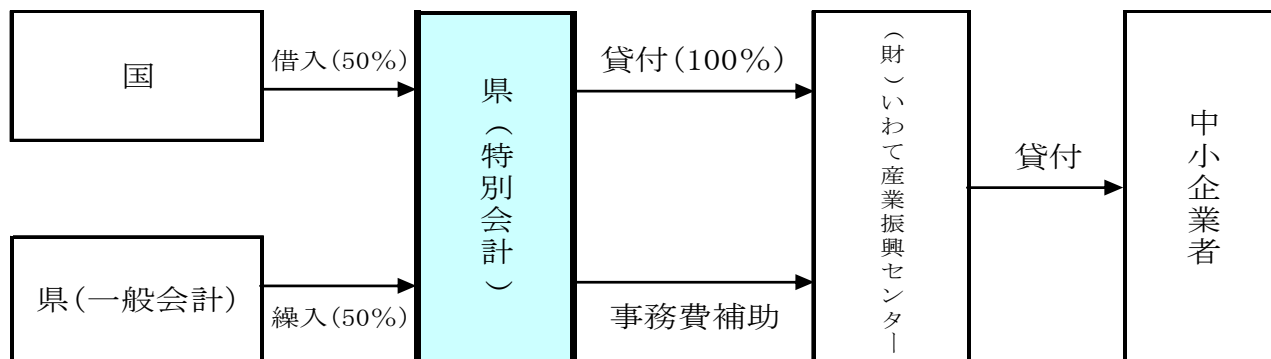
(単位:百万円)

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
設備導入資金		1,085	1,167	1,372
内 訳	設備資金貸付	426	470	629
	設備貸与	659	697	743
高度化資金		11,422	9,973	8,754
合 計		12,507	11,140	10,126

## 7. 貸出のフロー

### (1) 小規模企業者等設備導入資金

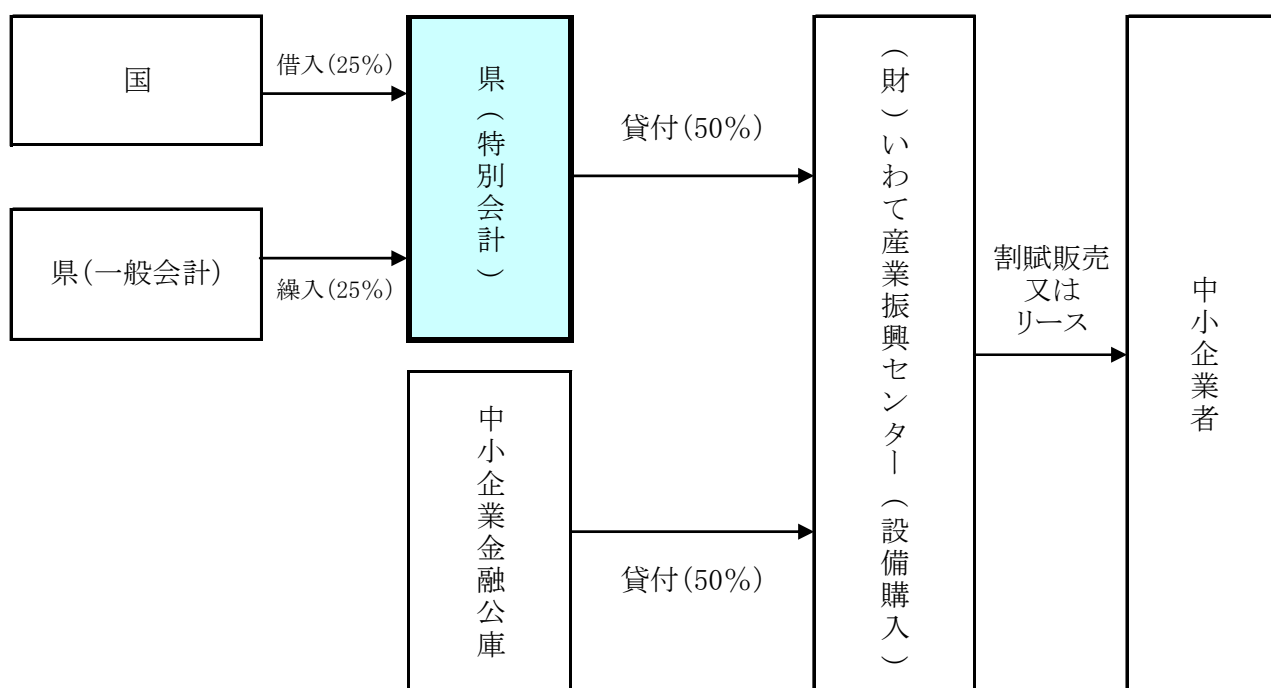
#### ① 小規模企業者等設備資金貸付制度



※1 括弧内は企業が設備を購入する際に必要とする資金全体を100とした財源比率を表している。

※2 (財)いわて産業振興センターは、県が出資者となっている。

#### ② 小規模企業者等設備貸与制度



※1 括弧内は企業が設備を割賦購入又はリースする際に必要とする資金全体を100とした財源比率を表している。

※2 (財)いわて産業振興センターは、県が出資者となっている。

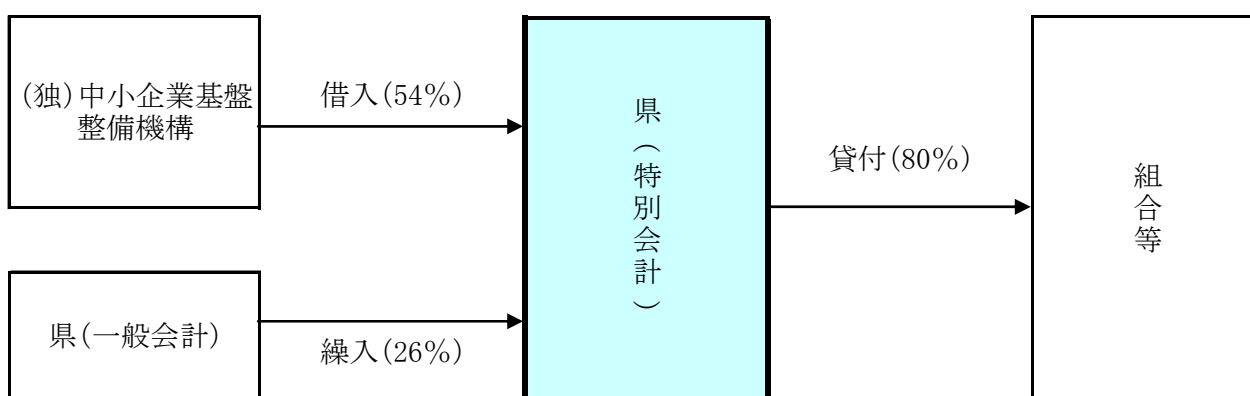
上記貸出フローにあるように、県は(財)いわて産業振興センターを通して中小企業者へ貸付を行っているため、県の貸出債権の回収不能リスクは、実質的には(財)いわて産業振興センターの財務内容

に依存することとなる。

なお、小規模企業者等設備導入資金にかかわる平成 18 年度の貸付残高は図表 51 のとおり、1,372 百万円であるのに対し、(財)いわて産業振興センターの平成 18 年度の正味財産期末残高は 2,980 百万円であるため、県の貸出債権について回収不能リスクは実質的にはほとんどないものと考えられる。

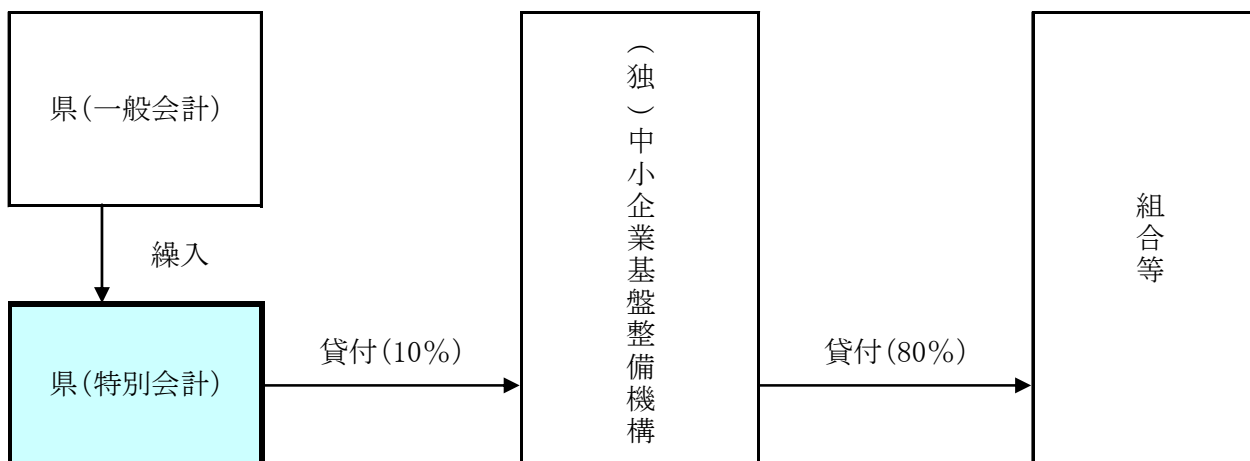
## (2) 中小企業高度化資金

### ① A 方式(直貸)



※ 括弧内は組合等が必要とする中小企業高度化資金全体を 100 とした財源比率を表している。

### ② B 方式(転貸)



※ 括弧内は組合等が必要とする中小企業高度化資金全体を 100 とした財源比率を表している。

中小企業高度化資金の貸付方式にはA方式(直貸)とB方式(転貸)があり、A方式は一つの都道府県内での事業に対する貸付方式であるのに対し、B方式は2つ以上の都道府県にまたがる広域の事業に対する貸付方式である。平成 15 年度以降は B 方式の設備リース事業(広域)のみとなっている。

## 8. 延滞債権の状況

小規模企業者等設備導入資金については、県が(財)いわて産業振興センターを通じて中小企業者に貸付を行っているため、県の貸出先は(財)いわて産業振興センターのみとなる。平成18年度時点では(財)いわて産業振興センターの債権について延滞はない。

中小企業高度化資金については、貸付 B 方式の場合、県が機構を通じて組合等に貸付を行っているため、貸出先は機構のみとなる。これについても平成18年度時点では機構の延滞はない。

ただし、貸付 A 方式の場合、県が直接組合等に貸付けるため、県は貸付債権の回収不能リスクを直接負い、延滞の発生可能性が高くなる。

平成15年度から平成18年度の中小企業高度化資金 A 方式にかかる延滞債権の件数・滞納繰越額等の推移は以下の図表 52 のとおりである。

図表 52 (中小企業高度化資金 A 方式にかかる延滞額の推移)

(単位:百万円)

	(上段:件数) 下段:金額	H15	H16	H17	H18
滞納繰越額	(a)	(23件) 1,354	(23件) 1,267	(25件) 1,336	(23件) 1,468
滞納分収入額	(b)	(17件) 103	(17件) 10	(20件) 95	(19件) 51
滞納分欠損額	(c)	0	0	0	0
滞納分収入未済額	(d=a-b-c)	(22件) 1,251	(23件) 1,257	(21件) 1,241	(23件) 1,417
現年度分収入未済額	(e)	(1件) 16	(2件) 79	(2件) 226	(2件) 52
収入未済額 計	(f=d+e)	(23件) 1,267	(25件) 1,336	(23件) 1,467	(25件) 1,469
調定額 (滞納分+現年分)	(g)	2,667	2,484	2,834	2,619
収入済額 (滞納繰越分+現年分)	(h)	1,400	1,151	1,365	1,149
収入率	(h/g)	0.52	0.46	0.48	0.44

図表 52 の推移をみてわかるとおり、滞納繰越額は平成16年度から平成18年度にかけて増加傾向にあり、また、収入済額の調定額に対する回収金額の割合である収入率は平成15年度から平成18年度までの期間で下落傾向にある。

これらの傾向は、地域経済の長引く景気低迷により借受者である中小企業者の経営不振を反映した

結果であるとはいえ、歳入をもって歳出をまかなう特別会計たる中小企業高度化資金制度の存続意義が問われかねない状況にあるものと認識される。

## 9. 償還猶予債権の状況

延滞債権には分類されていないが、一定の要件を満たした場合、償還猶予が適用される。

償還猶予額の推移を示すと以下のとおりである。

図表 53

(単位:百万円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
償還猶予額	155	99	177	119

### (意見)償還の単年度猶予が連続して行われている先への対応

単年度猶予は、中小企業者の一時的な要因による資金不足を救済する制度であり、県は準則(高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則)第36条の規定に基づき、中小企業者の経営改善計画の妥当性、事業の継続性、資金調達 노력、償還への誠意等を総合的に診断し、機構と協議のうえ、その可否を決定している。

下記の図表 53 をみると、県ではこの単年度猶予制度を連続して適用しているケースがある。原則としては、単年度猶予後は償還が約定どおり行われなければならないが、経済事情の著しい変動や、その他特別の事情により、結果として改善計画が長期化し、単年度だけでは償還能力が十分回復しない場合があり、それに対応するため県では単年度猶予制度を連続して適用するという対応をしている。また、単年度猶予とはいうものの、最終償還期限が据え置かれたままで、猶予した金額が翌年度以降の約定償還額に均等に上乗せされるので、翌年度以降の償還額が急増し、資金繰りが大幅に改善されない限りは、再度の条件変更が余儀なくされることとなると解釈される。他方、準則第39条では、最終償還年度において、一定の要件を満たした場合に、最大10年間の期限延長を認める規定があるため、これを踏まえて県及び機構では、最終償還期限から10年延長した場合の償還可能性を視野に入れ、条件変更が徴収上有利と判断される場合には、連続した単年度猶予を認めてきていた。

しかしながら、このような単年度猶予の運用は、当該規定の所期の目的に照らし、必ずしも合致すると

はいえない。また、実質的な不良債権が顕在化しないおそれもある。このような現状を踏まえ、機構では平成 20 年度から償還猶予の規定を改正する予定でいる。当該改正では、単年度では経営の改善が見込まれない中小企業者については一定の要件のもとに複数年の償還猶予とし、償還能力の実態に合わせて償還計画を策定させるとともに、実質不良化している債権は、猶予を認めない方針で。

県としても、機構の準則に基づき、中小企業者に長期的戦略に基づく経営計画を策定させるために、複数年度猶予制度を原則とするとともに、実績が計画と大幅に乖離するような中小企業者に再度単年度猶予を認める場合は、一定の合理的な条件を付し、その条件が満たされない場合は、その後の単年度猶予は認めないなど、厳正かつ迅速な診断及び対応等を行う必要がある。

図表 54 直近 5 年間の償還猶予の状況

	償還猶予年度	直近の状況
協同組合 A	平成 14 年度	平成 19 年度は条件付での交渉中
	平成 15 年度	
	平成 17 年度	
	平成 18 年度	
協同組合 B	平成 15 年度	平成 19 年度は具体的改善計画書を提出させて償還猶予
	平成 16 年度	
	平成 17 年度	
	平成 18 年度	
株式会社 C	平成 15 年度	約定どおり返済
	平成 16 年度	
協同組合 D	平成 16 年度	約定どおり返済
協同組合 E	平成 17 年度	約定どおり返済
協同組合 F	平成 17 年度	平成 19 年度は償還猶予をみとめていない
協同組合 G	平成 18 年度	平成 19 年度は条件付で償還猶予



### (意見)延滞債権の連帯保証人への請求について

県の債権管理マニュアル上、延滞債権を回収可能性の程度に応じて分類し、各延滞債権の分類ごとに対応を区分することになっている。

特に、回収困難な貸付先への対応としては、「定期的に訪問指導を行い、その取組みいかんによっては、担保処分(任意処分、抵当権実行、強制執行)及び連帯保証人に対する請求など強力な措置をとる。」となっているが、中小企業高度化資金延滞企業債権管理台帳を見る限り、全ての連帯保証人及び相続人(以下、「連帯保証人等」という。)に対して請求がなされていない場合がある。

連帯保証人等には、催告の抗弁権および検索の抗弁権がなく、分別の利益も認められていないため、主債務者と同様の返済責任を負っている。そのため、主債務者と同様に債権者から弁済請求されても拒否することができない。

適格な回収をなし、税金の無駄使いをなくすためには、連帯保証人等への請求を強化し、回収可能性を高めることが必要であり、そのことが県民の利益につながるものと思われる。

## 10. (財)いわて産業振興センターの審査の方法について

(財)いわて産業振興センターの設備貸与制度及び設備資金貸付制度の概要を示すと以下のとおりである。

### 1) 設備貸与制度

区分	設備貸与(割賦販売)	リース
対象企業	県内に事業所・工場を有する中小企業 (企業組合・協業組合含む)	県内に事業所・工場を有する小規模企業 業者で、原則従業員 20 人以下の企業 (商業・サービス業は 5 人以下)
貸付期間	原則 7 年まで (下記の条件を満たせば 10 年)	原則 5 年または 7 年
貸付限度額 (消費税含む)	100 万円～6,000 万円 (下記の条件を満たせば 1 億円)	100 万円～6,000 万円
対象設備	設備(建物を除く)	
保証金	貸与額の 10% (最終償還時に返済)	—
利息 (貸与損料) リース料	年率 2.3%	5 年=1.860% 7 年=1.382%
償還方法	月賦・半年賦・年賦から選択	月賦
連帯保証人	法人:代表者含み 2 人以上、個人 1 人以上	

※ 運賃・取付工事は貸付の対象であるが、建物部分・基礎工事は対象外

(下記のいずれかの条件を満たせば最長 10 年、1 億円まで貸付可能)

- ア. 中小企業創造活動促進法の認定企業
- イ. 中小企業経営革新新支援法の承認企業
- ウ. ISO9000、14000 の認証取得企業
- エ. 加工高に対する県内企業への外注比率が 10%以上の企業
- オ. 県内企業 5 社以上へ下請発注している企業
- カ. 県内企業への下請発注額が 1 千万円以上の企業
- キ. 今回の設備を設置することでエ～カのいずれかに該当する企業

## 2) 設備資金貸付制度

対象企業	従業員数 20 名以下(商業・サービス業は 5 名以下)の小規模企業者(50 名以下の企業も特別に受け付けることがある)
貸付設備	本年度内に契約、納入する新品の設備
貸付額	対象設備購入額の 1/2 以内で、50 万円から 4,000 万円
利率	無利息
償還期間	7 年以内で、設備の耐用年数による (公害防止設備は 12 年以内)
償還方法	均等半年賦
連帯保証人	2 名以上(法人企業は代表者含む)
担保	原則として不動産担保は不要

### (意見) 中小企業診断士が作成に関与する小規模企業設備導入診断(審査)調書の添付

設備資金貸付制度には貸付審査に際して、中小企業診断士が作成に関与する小規模企業設備導入診断(審査)調書が添付されるのに対して、設備貸与制度では当該調書の添付がない。

しかしながら、両制度の対象企業の範囲はほぼ同じであること、及び貸付限度額は設備資金貸付制度と比較して設備貸与制度の方の金額が大きいことから、設備貸与制度に関しても貸付審査に際して当該調書の添付を求めるのが望ましい。

#### iv. 証紙収入整理特別会計

##### 1. 岩手県収入証紙について

岩手県に納入する使用料・手数料として、現金に代えて申請書等に貼付する証紙のことである。

岩手県収入証紙の券種は、次の13種類。

1円	5円	10円	50円
100円	200円	300円	500円
700円	1,000円	3,000円	5,000円
10,000円			

(岩手県収入証紙条例第3条)

証紙による収入の方法をとるものは、①県税のうち自動車取得税、自動車税の一部(新規登録にかかる自動車税の納付)及び狩猟税、②使用料及び手数料のうち岩手県収入証紙条例で定めたものである。

##### 【岩手県収入証紙条例(抜粋)】

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項の規定に基づき、岩手県収入証紙(以下「証紙」という。)による収入の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、法令又は条例の規定に基づき行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年岩手県条例第33号)第3条第1項の電子情報処理組織を使用して行われる申請等(申請、届出その他の法令又は同条例第2条第1号に規定する条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。)に係るものは、規則で定める方法により徴収する。

##### ※ 別表(抜粋)

- ・ 道路法による手数料
- ・ 岩手県手数料条例
- ・ 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例

##### 2. 特別会計の設置根拠

岩手県証紙収入整理特別会計条例において、収入証紙等の経理の適正を図るため、特別会計を設置している。

##### 【岩手県証紙収入整理特別会計条例(抜粋)】

##### 第1条

地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、岩手県収入証紙

並びに自動車税及び自動車取得税に係る始動票札による収入に係る経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

#### 第2条

この会計においては、岩手県収入証紙並びに自動車税及び自動車取得税に係る始動票札の売りさばき代金及びその他の収入をもってその歳入とし、一般会計繰出金及びその他の支出をもってその歳出とする。

### 3. 岩手県証紙収入整理特別会計の流れについて

#### ① 特別会計歳入

売りさばき人が県民への販売のために振興局から購入した証紙代金が特別会計の歳入となる。

なお、1ヶ月の売りさばき人が購入した金額に応じて、証紙取扱手数料が支払われる。(手数料は、購入した証紙金額の4%以内。一般会計・会計管理費の役務費から支払われる。)

#### ② 特別会計歳出

県民が売りさばき人から購入した証紙を活用して、各種申請を行った件数及び金額が各地方公所・主管課から出納局に報告され、その報告に基づき、特別会計歳出から一般会計歳入(使用料及び手数料)にその金額を繰出すこととなる。

これらの流れについては、下記『(4) 証紙収入整理特別会計のながれ』に示すとおり。

図表 55(参考) 証紙収入整理特別会計決算の状況

(単位:円)

	歳入			歳出			繰越金
	県税	使用料及び 手数料	繰越金	県税	使用料及び 手数料	諸費	
昭和62年度	4,809,328,560	2,036,149,125	151,706,771	4,809,292,010	2,039,118,948	11,290,000	137,483,498
昭和63年度	5,506,478,700	2,203,482,745	137,483,498	5,506,515,250	2,164,677,204	13,983,000	162,269,489
平成1年度	6,127,389,300	2,216,601,542	162,269,489	6,127,389,300	2,207,014,045	10,365,000	161,491,986
平成2年度	6,521,378,100	2,381,977,420	161,491,986	6,521,378,100	2,334,900,860	10,330,000	198,238,546
平成3年度	7,052,296,700	2,526,189,896	198,238,546	7,052,296,700	2,524,148,464	13,629,000	186,650,978
平成4年度	7,052,066,600	2,689,714,135	186,650,978	7,052,066,600	2,645,547,671	21,945,000	208,872,442
平成5年度	6,455,360,400	2,819,743,525	208,872,442	6,455,360,400	2,808,154,082	17,602,000	202,859,885
平成6年度	7,486,164,100	3,053,083,086	202,859,885	7,486,164,100	3,023,410,704	4,469,000	228,063,267
平成7年度	7,579,000,600	3,046,023,110	228,063,267	7,579,000,600	3,051,297,690	14,614,000	208,174,687
平成8年度	8,118,360,000	3,013,137,456	208,174,687	8,118,360,000	3,010,983,332	4,551,000	205,777,811
平成9年度	6,860,064,800	2,809,371,500	205,777,811	6,860,064,800	2,657,386,131	-	357,763,180
平成10年度	6,140,010,000	2,661,463,821	357,763,180	6,140,010,000	2,639,310,092	144,580,000	235,336,909
平成11年度	5,967,702,200	3,068,381,275	235,336,909	5,967,702,200	3,037,409,501	16,378,000	249,930,683
平成12年度	5,793,442,900	3,018,757,265	249,930,683	5,793,442,900	2,989,701,002	25,687,000	253,299,946
平成13年度	5,608,164,600	2,927,103,910	253,299,946	5,599,625,900	2,914,197,751	11,627,000	263,117,805
平成14年度	5,154,960,300	2,790,281,273	263,117,805	5,146,466,400	2,793,022,598	15,842,000	253,028,380
平成15年度	5,178,229,900	2,368,268,480	253,028,380	5,171,839,100	2,575,954,598	1,129,000	50,604,062
平成16年度	4,977,911,600	2,601,564,855	50,604,062	4,991,681,800	2,603,807,283	-	34,591,434
平成17年度	4,890,161,000	2,358,206,830	34,591,434	4,880,752,800	2,375,875,220	-	26,331,244
平成18年度	4,642,848,000	2,309,669,820	26,331,244	4,659,779,200	2,309,956,475	-	9,113,389

## (意見)証紙収入整理特別会計から一般会計への繰り出しについて

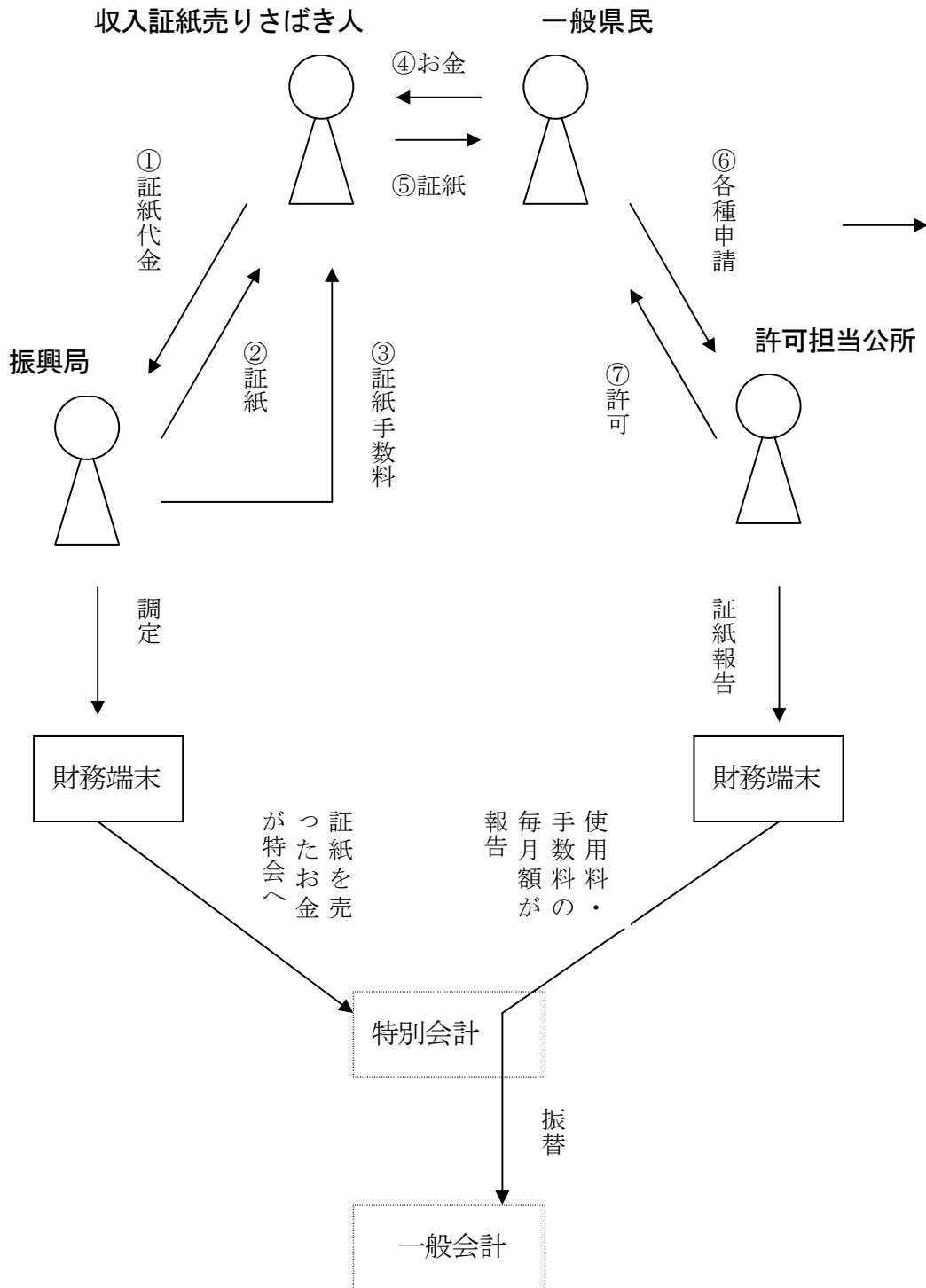
I.特別会計のあらまし においても述べたように、特別会計はそれぞれに予算をもち、一般会計における単一予算主義の原則に対する例外となっている。これは、単一予算主義の原則に固執すると、かえって個々の事業の損益や資金の運営実績などが不明となり、好ましくない場合がある。そのようなことを避けるため、特別な事業について、例外的に一般会計から切り離して独立の会計を設けて経理を行うのが特別会計である。

監査対象期間は平成 18 年度であるが、平成 18 年度から過去 20 年間について、項目別に歳入・歳出の推移をとった。その結果、諸費として一般会計に繰り出されているものが見られた。一般会計と特別会計の間での相互の繰入、繰出は禁止されてはいないため、諸費として一般会計へ繰り出すことに法令上問題はない。しかし、個々の事業の損益や資金の運営実績などを明確にするために特別会計として設置されているのであるから、一般会計への繰り出しは特別会計設置の趣旨からは好ましくない。

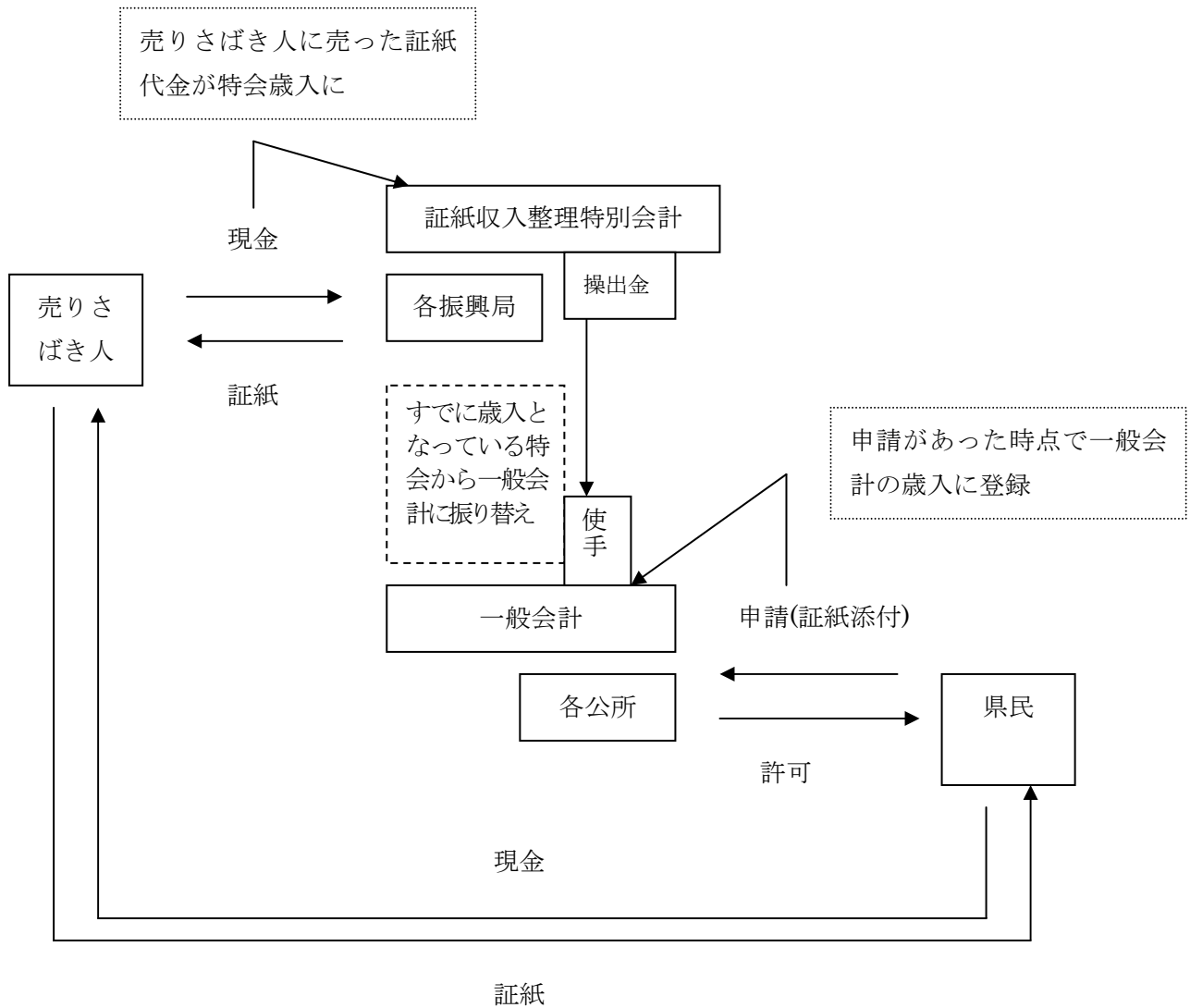
また、証紙収入整理特別会計の歳入は証紙の販売分からなる一方、諸費を除く歳出は販売した証紙のうち使用されたものから構成される。ここで販売した証紙が販売した年度内に全て使用されたと仮定した場合、歳入と歳出は同額となり、諸費として一般会計に繰り出すことのできる余裕はなくなる。つまり、諸費として繰り出すことができるのは、販売した証紙には販売した年度内に使用されないものがあるためである。この販売した年度内に使用されなかった証紙は翌年度以降に使用される蓋然性が高い。そのため、本来であれば証紙収入整理特別会計のなかで翌年度への繰越金とし、翌年度以降の使用に充てる必要がある。翌年度以降の使用に充てるべきものを諸費として一般会計に繰り出しているということは、一般会計のなかでは見えない借入れを、特別会計を通して、必要な手続を踏まずに行っていると見ることができる。

ここで、前頁の証紙収入整理特別会計の歳入・歳出の推移を見ると、平成 10 年度をピークに諸費として一般会計に繰り出された金額は減少しており、このことから証紙収入整理特別会計には一般会計に繰り出しを行う余力がなくなっていることがわかる。これは平成 16 年度から諸費が発生していないことから同様のことがいえる。監査対象期間である平成 18 年度においては、証紙収入整理特別会計から一般会計への繰り出しはないが、県の財政状態の透明化を促進するためにも、今後も特別会計から一般会計への繰り出しは行うべきではない。

4. 証紙収入整理特別会計のながれ

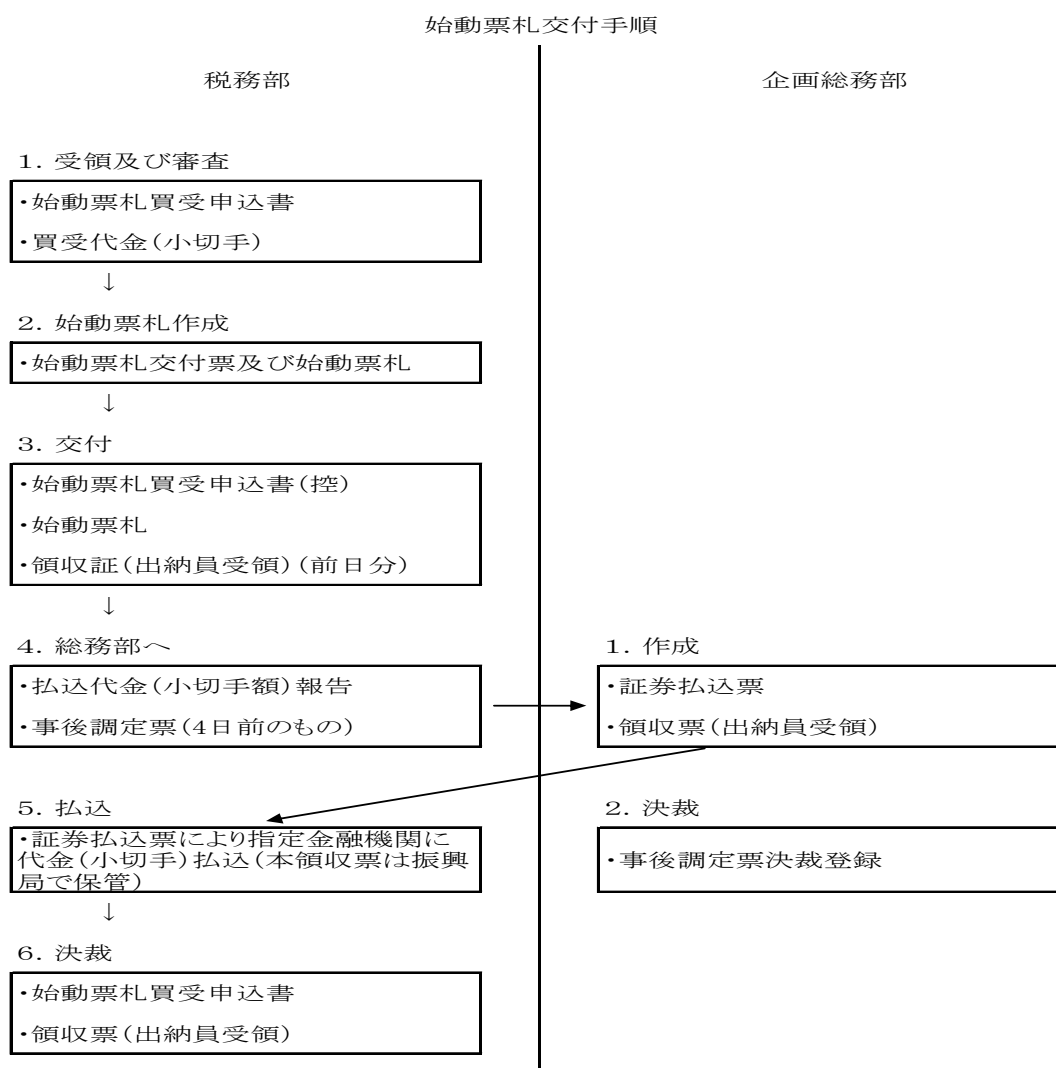






## 5. 自動車取得税及び自動車税の県税の払い込みについて

自動車取得税及び自動車税の県税の払い込みのフローは以下のとおり。



自動車取得税及び自動車税の県税部分の支払に用いられる始動票札による証紙収入についてピアリング、「始動票札交付票」の承認印のサンプルベースでの閲覧、税務部で作成している証紙収入整理特別会計の歳入の項目別の集計資料について証憑との突合、及び、集計資料と財務会計システム上の集計金額との突合を行った。その結果、承認印は選定したサンプルについては全てなされていた。また、集計資料と証憑との突合の結果、すべて一致した。更に、集計資料と財務会計システムとの突合も一致していた。結論として、問題点は発見されなかった。

## v. 港湾整備事業特別会計

### 1. 日本における港湾整備事業の特徴

我が国における商業港湾の数は、2007年4月現在、重要港湾が128港、地方港湾が936港であった。また、別に漁港が約3,000港あり、わが国は多数の港湾を有している状況にある。

我が国の港湾行政は、そもそも第2次世界大戦前は、国管理、地方公共団体管理、民間管理に分かれていたが、戦後制定された『港湾法』によって、国は港湾管理者の立場を放棄し、地方公共団体が主体の港湾管理体制となった。港湾法制定後は、港務局、地方公共団体、事務管理組合の3つの形態から各地方港の実情に即した管理体制が選択され、港湾管理者が設立されている。

現在、我が国においては、第10次港湾整備7ヵ年計画(平成15年度～平成21年度)の最中にある。

アジアのハブ港を目指しスーパー中枢港湾等の取り組みが行われている。

しかし、一方、地方港湾にとっては、市町村合併、国土形成計画法の制定、道州制の議論の進化といった、港湾管理体制の抜本的な改定が求められる動きが続いている。

現在の港湾の大半が都道府県管理から市町村管理へ移行したり、公共事業費の削減が続く中で『選択と集中』の時代要請により、地方港湾における大規模整備が減少していくような事態までも想定されるようになってきた。

このような中、我が国における港湾事業に対しては、公共事業の代表格として、これまでさまざまな批判がなされてきた。その主な内容をまとめると、以下のように集約される。

- ①. 各県が多数の港湾を有しており、選択と集中が図られず、それぞれの港湾に多額の投資がなされている。
- ②. 公共施設として多額の予算が投入されてきた分野であるが、投下した資金に対して相応の便益(貢献)が得られていない。

今後、ますます効率的な港湾の利用促進が求められるようになってきており、指定管理者制度の導入や民間事業者へのコンテナ埠頭の長期貸付制度、民間事業者によるポートセールス体制の確立等の新たな試みがなされてきている。

## 2. 岩手県における港湾事業の特徴

### (1) 岩手県の港湾

岩手県は、本州の北東部に位置し、北は青森県、西は秋田県、南は宮城県に接しており、東西に122km、南北に189kmに及び、面積は15,278km<sup>2</sup>と広大な面積を有している。県土は南北に奥羽山脈、北上山地が縦走している。湾岸部は太平洋に面し延長約700kmの海岸線は、宮古市より南側では出入りの多いリアス式海岸線、北側では隆起海岸で海蝕崖や海岸段丘が発達しており、対称的な景観をみせている。

岩手県の港湾は、重要港湾として北から久慈港、宮古港、釜石港および大船渡港の4港、地方港湾として八木港および小本港の2港、計6港を有している。

港湾は、海陸交通の接点として、生活基盤、産業基盤、県土保全の重要な役割を担っており、港湾設備の拡充や港湾の利用拡大が進められている。

また、岩手県の港湾に関しては、「港湾ビジョン」等により、以下のような課題が指摘されてきている。

- ① 広大な北上山地によって内陸地域と沿岸地域の交通・連携が図りにくく、さまざまな格差を生んでいる。沿岸部の地域活性化のためには港湾の整備/利用が欠かせない。
- ② 岩手県の長距離貨物輸送は、自動車利用と比べ海運利用が少ない。北上川流域を発着地とする海運貨物の多くは県外の港湾を利用している。県内の港湾の利用を促進する必要がある。
- ③ 岩手県では定期航路の開設が著しく遅れている。
- ④ 大型旅客船の寄港や各港における観光船での遊覧など、港湾を利用した観光の振興が必要となっている。
- ⑤ 岩手県の水産品の国内シェアが高くなっており、安定的な生産確保や付加価値の高い水産加工品の開発等が必要となっている。
- ⑥ 岩手県の港湾は、自然の地形を活用して湾内に整備していることから閉鎖性が高く、水質汚染負荷の低減が求められる。
- ⑦ 大規模な津波による災害を受けている。沿岸住民の生命・財産を守る対策が必要となっている。

## (2) 岩手県の港湾の全体像

岩手県の港湾取扱貨物量は毎年減少の傾向にあり、平成 18 年の実績は県全体で約 592 万トン/年である。その輸移出入別の内訳は、輸出約 9 万トン/年、輸入 122 万トン/年、移出 261 万トン/年、移入 199 万トン/年となっている。

品目別では、主要貨物である化学工業品(セメント)や鉱産品等が長期的に下落傾向を続けている。岩手県の港湾取扱貨物量のピークはバブル経済時の昭和 54 年の約 1,290 万トンであり、その後減少の一途を辿っている。特に、昭和 56 年には、宮古港のラサ工業の合理化に伴う取扱量の減少、昭和 62 年から 63 年に架けて釜石港の新日鉄釜石の高炉休止に伴う取扱量の減少、平成 10 年には、大船渡港の太平洋セメントの減産体制に伴うセメント取扱量の減少と続いており、県下の有力な特定企業(城下町企業になっていた。)の動向に大きく左右されて減少して行ったことが、その大きな特徴として指摘できる。

港湾の利用状況の減少具合を船舶の入港状況および海上出入貨物の状況の経年数位を見ることにより確認しておきたい。

### 入港船舶の年次推移表

図表 56

【単位:隻】

年	外航商船	内航商船	漁船	その他	合計
H12	292	9,271	41,335	900	51,798
H13	280	7,657	28,455	739	37,131
H14	283	7,226	34,238	544	42,291
H15	295	6,320	33,036	567	40,218
H16	279	5,986	30,486	474	37,225
H17	223	5,988	32,810	291	39,312
H18	258	5,632	28,873	253	35,016

図表 57

単位:総トン数(千)

年	外航商船	内航商船	漁船	その他	合計
H12	2,266	4,267	717	195	7,447
H13	2,707	4,400	556	236	7,901
H14	2,434	4,312	610	158	7,515
H15	2,425	3,676	589	168	6,860
H16	2,031	3,800	574	185	6,592
H17	1,853	3,883	626	143	6,507
H18	2,180	3,687	484	189	6,542

最近 7 年間の港湾の利用状況を示す入港船舶の状況は、船舶数および総トン数の両方において大きな減少傾向を示しており、平成 12 年に比して、船舶数で約 68%に、総トン数で 88%となっている。

次に、海上出入貨物量をみると、昭和 54 年をピークに、港湾の利用度合いが、長期的にかつ継続的に低落し続けていることを示している。平成 18 年は 592 万トンとピーク時の半分以下の約 46%までに下落してしまっている。この傾向は、岩手県に限ったことではなく、バブル経済をピークに日本経済が収縮した全国的な傾向である。

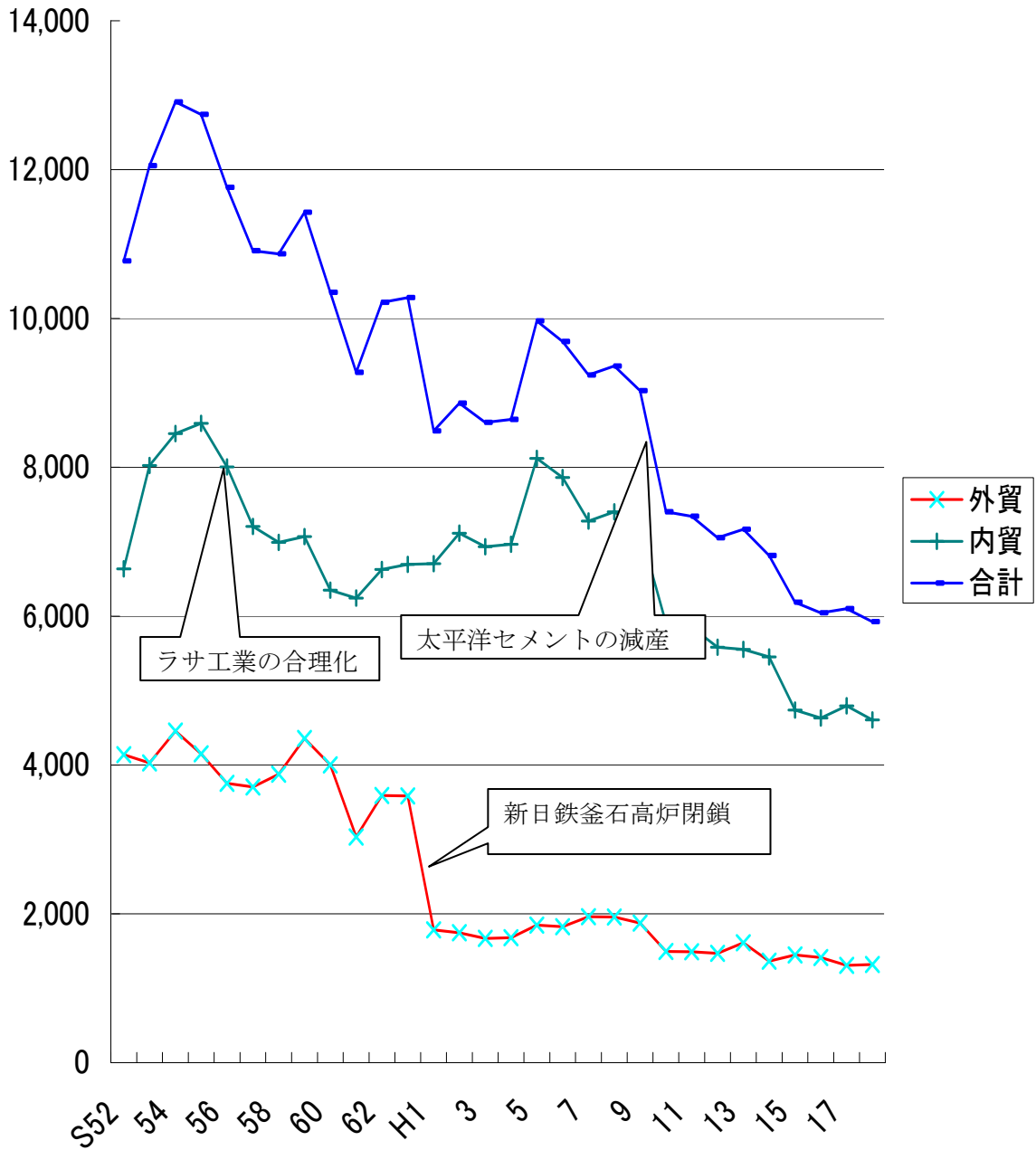
図表 58 海上出入貨物の状況

(単位;千トン)

年	外貿			内貿			合計
	輸出	輸入	計	移出	移入	計	
S52	68	4,070	4,138	4,409	2,227	6,636	10,774
53	172	3,856	4,028	5,711	2,314	8,025	12,053
54	166	4,290	4,456	6,072	2,382	8,454	12,910
55	216	3,936	4,152	6,193	2,398	8,591	12,743
56	136	3,618	3,754	5,972	2,034	8,006	11,760
57	73	3,633	3,706	5,450	1,754	7,204	10,910
58	181	3,694	3,875	5,111	1,882	6,993	10,868
59	220	4,138	4,358	5,129	1,940	7,069	11,427
60	254	3,747	4,001	4,769	1,581	6,350	10,351
61	231	2,802	3,033	4,618	1,625	6,243	9,276
62	214	3,376	3,590	5,054	1,573	6,627	10,217
63	107	3,478	3,585	5,250	1,445	6,695	10,280
H1	90	1,694	1,784	4,907	1,798	6,705	8,489
2	78	1,667	1,745	5,114	2,001	7,115	8,860
3	58	1,613	1,671	4,865	2,067	6,932	8,603
4	54	1,625	1,679	4,961	2,004	6,965	8,644
5	145	1,703	1,848	4,817	3,302	8,119	9,967
6	117	1,710	1,827	5,083	2,780	7,863	9,690
7	47	1,915	1,962	5,069	2,210	7,279	9,241
8	42	1,916	1,958	5,105	2,297	7,402	9,360
9	50	1,827	1,877	4,875	2,277	7,152	9,029
10	50	1,446	1,496	3,819	2,086	5,905	7,401
11	30	1,460	1,490	3,715	2,137	5,852	7,342
12	25	1,445	1,470	3,391	2,192	5,583	7,053
13	62	1,550	1,612	3,393	2,161	5,554	7,166
14	84	1,280	1,364	3,269	2,182	5,451	6,815
15	74	1,373	1,447	2,675	2,063	4,738	6,185
16	65	1,347	1,412	2,607	2,024	4,631	6,043
17	86	1,221	1,307	2,776	2,019	4,795	6,102
18	93	1,227	1,320	2,613	1,992	4,605	5,925

図表 59

海上出入貨物量推移表



## 取扱貨物の種別

### 主な移出品目

主な移出品は圧倒的にセメントであり、その他は非金属鉱物や鋼材、完成自動車である。

図表 60

品目	移出量	割合	備考
麦	4,434	0.17%	
原木	2,440	0.09%	
製材	2,411	0.09%	
木材チップ	42,695	1.63%	
石炭	14,688	0.56%	
砂利・砂	220,315	8.43%	
非金属鉱物	220,165	8.42%	
鋼材	199,078	7.62%	
完成自動車	138,350	5.29%	
輸送機械	4,766	0.18%	
セメント	1,657,434	63.42%	
窯業品	16,547	0.63%	
重油	10,247	0.39%	
化学肥料	14,167	0.54%	
水	39,628	1.52%	
金属屑	24,114	0.92%	
その他	1,877	0.07%	
計	2,613,356	100.00%	

### 主な移入品目

主な移入品は、鉄鋼、石油製品が関東圏から移入されてきている。

図表 61

品目	移出量	割合	備考
麦	6,020	0.30%	
とうもろこし/雑穀	9,627	0.48%	
水産品	126,531	6.35%	
原木	2,493	0.13%	
非金属鉱物	359,105	18.02%	
砂利/砂	52,872	2.65%	
鉄鋼/鋼材	644,302	32.34%	
完成自動車	92,360	4.64%	
セメント	34,831	1.75%	
窯業品	153,043	7.68%	
石油製品/重油	331,819	16.65%	
LPG	16,220	0.81%	
コークス	13,819	0.69%	
化学薬品/化学肥料	42,116	2.11%	
食料工業品	3,293	0.17%	
動植物性製造飼肥料	54,422	2.73%	
その他	49,445	2.48%	
計	1,992,318	100.00%	

## 入港外航船国籍別隻数

岩手県の港湾の特徴をみるため入港する外航船舶の国籍をみると、カンボジア、ロシア、パナマ



船が多く、主に木材、鉱石を運んできており、特定の地域との原材料や鉱物の取引に限定されているのが特徴的である。特に木材に関しては、従来、南洋材が多かったものが北洋材に取って替わってきている。北洋材の保管方法は、南洋材の保管方法と異なり、水面に保管する必要がないため、貯木場の利用が激減した。

図表 62

単位;隻数

国籍	隻数	地域	隻数
韓国	8	東アジア	23
台湾	1		
中国	2		
香港	5		
モンゴル	7		
インドネシア	1	東南アジア	60
カンボジア	45		
シンガポール	7		
ミャンマー	1		
フィリピン	3		
マレーシア	2		
ベトナム	1		
キプロス	5		
トルコ	1		
コモロ	3	アフリカ	4
リベリア	1		
イタリア	1	欧州	44
マルタ	1		
ロシア	41		
グルジア	1		
パナマ	76		
ベリーズ	5	中央アメリカ	85
セントビンセント	3		
バーブーダ	1		
諸国	1		
合計	223	諸国	1
		合計	223

### 公共、専用の区分

岩手県の港湾の公共埠頭、専用埠頭の利用状況を見ると、下表のようになっており、民間の専用埠頭の利用が70%程度を占めており、圧倒的な割合を占めている。

専用埠頭は、次のとおり。

港湾名	専用埠頭	備考
釜石港	新日鉄釜石	
大船渡港	太平洋セメント	

図表 63 公共埠頭、専用埠頭の取扱量/割合

(単位;千トン)

年	公共		専用		合計
	出入貨物量	割合	出入貨物量	割合	
H15	1,865	0.30	4,320	0.70	6,185
H16	1,948	0.32	4,097	0.68	6,045
H17	1,866	0.31	4,238	0.69	6,104
H18	2,022	0.34	3,904	0.66	5,926

### コンテナ化

岩手県の港湾は、次表に示すとおり、ほとんどの港湾でコンテナの取扱いが行われておらず、ガントリー・クレーン等の設備もコンテナ化に対応していない。大船渡港では民間でコンテナ化に対応したクレーン等を共同保有して利用しているが、県有のコンテナ施設/設備は不足しており、設備面での遅れが顕著となっている。

図表 64 コンテナ取扱量

(単位;TEU)

区分	輸出	輸入	移出	移入	合計
H12	0	0	0	843	843
H13	0	0	0	100	100
H14	0	0	0	241	241
H15	0	0	6	259	265
H16	0	0	232	545	777
H17	0	0	125	590	715
H18	0	0	6	457	463

### 国際定期航路について

国際定期航路は、大船渡港と韓国釜山港との間に国際貿易コンテナ定期航路が週1便(毎週土曜日寄港)運航されている。世界有数のハブ港である釜山港とダイレクトに結ばれることになり、中国や東南アジア、ヨーロッパなど世界各地とのトランシップが可能となった。

### 3. 各港湾の特徴

#### (1)久慈港

##### ① 沿革

久慈港は八戸港と宮古港の中間に位置した県北第一の港湾である。付近一帯は良好な漁場であることから、古くから漁業を中心として繁栄した。

久慈港は、大正 11 年に指定港湾となり、昭和 7 年から昭和 24 年にかけて県営工事として、現在の玉の脇地区の一部が建設された。

また、久慈沖は船舶の遭難が多いことから、昭和 26 年には全国で 19 港湾が避難港として指定されたが、その 1 つとなった。

昭和 31 年には、県北地域開発の拠点とするための基盤整備として堀込港湾の建設に着手し、昭和 44 年に-6.0m、-4.5メートル岸壁が完成し、背後からの鉱産品および林産品を移出するようになった。さらに、昭和 50 年には重要港湾に指定され、これを受けて久慈地域の工業開発背後圏における諸計画を踏まえ、港湾機能の拡充を図るために、新たに外港地区に昭和 60 年を目標とする港湾計画が港湾審議会の決定を経て決定し、昭和 59 年には-10.0m岸壁 1 バース、-7.5メートル岸壁 1 バースが、さらに昭和 63 年には-7.5メートル岸壁の 2 バース目が供用開始された。

近年、岩手県は東北縦貫自動車道、東北新幹線等の基幹的交通ネットワークの形成により、その発展は一段と加速してきているが、三陸沿岸においても国道 45 号線、三陸鉄道に加え、東北縦貫自動車道八戸線や久慈・九戸間横断道路の開通により、広範囲な地域間流動が期待される中、県北地域開発の中核的機能備えた新たな港湾設備が望まれたことから、昭和 60 年 11 月に湾口防波堤および半崎地区の工業開発を中心とした港湾計画が改定され、今日に至っている。なお、平成 17 年 9 月に今後予想される大規模地震発生時の物資の緊急輸送等に対応するため耐震強化岸壁が位置づけられている。

##### ②久慈港の現況

久慈港の入港船舶の状況及び海上出入貨物の状況は次のようになっている。

入港船舶の年次推移表

図表 65

【単位:隻】

年	外航商船	内航商船	漁船	その他	合計
H12	1	190	3,789	199	4,179
H13	12	245	3,666	18	3,941
H14	8	304	4,531	12	4,855
H15	2	187	3,730	102	4,021
H16		196	4,591	147	4,934
H17		215	4,695	64	4,974
H18	1	214	2,752	13	2,980

図表 66

単位:総トン数(千)

年	外航商船	内航商船	漁船	その他	合計
H12	9	87	75	31	204
H13	51	99	81	3	235
H14	33	189	85	1	309
H15	14	94	62	24	195
H16		152	79	27	259
H17		103	81	27	212
H18	1	106	43	6	158

最近 7 年間の港湾の利用状況を示す入港船舶の状況は、船舶数および総トン数の両方において大きな変動傾向を示していなかったが、昨年度は大きく下落しており、港湾利用度がここへ来てさらに深刻化している兆候を示した。

海上出入貨物の状況

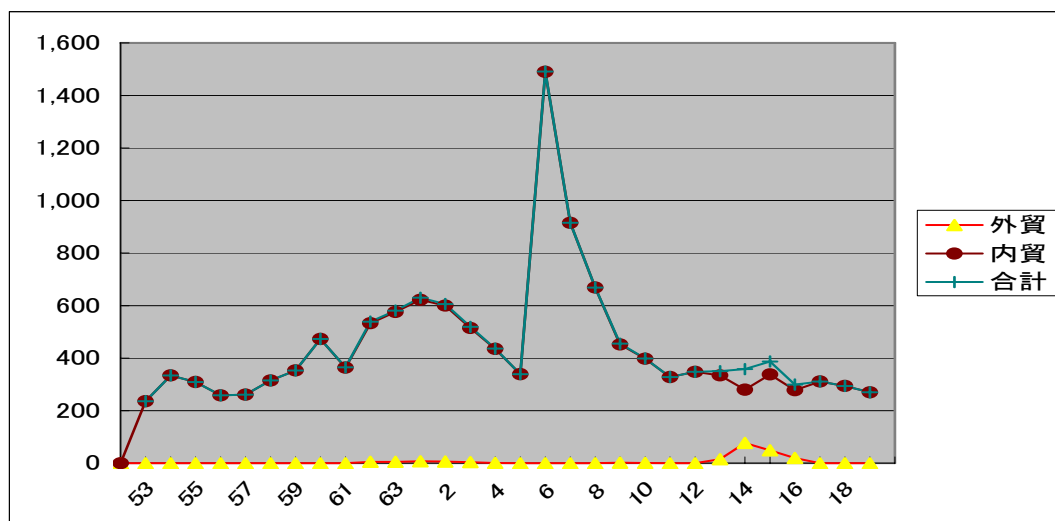
次に、海上出入貨物量をみると、平成 5 年の 149 万トン进行ピークとしている。岩手県の他の重要港湾が昭和 54 年をピークにしているのとは様相を異にしている。昭和 53 年ごろから低調傾向にあった海上出入貨物量が、バブル経済時に徐々に増大していった。しかし、平成 5 年をピークに長期の下落傾向にはいり、平成 18 年では、ピーク時の約 18.1%まで下落している。

図表 67 久慈港海上出入貨物量 年次比較表

(単位;千トン)

年	外貨			内貨			合計
	輸出	輸入	計	移出	移入	計	
S52			0	182	53	236	236
53			0	231	102	334	334
54			0	221	88	309	309
55			0	174	84	258	258
56			0	184	77	261	261
57			0	191	124	315	315
58			0	205	148	353	353
59			0	260	212	473	473
60	0		0	273	90	364	365
61	5		5	359	174	533	539
62	5		5	425	150	576	581
63	7		7	454	168	622	630
H1	6		6	430	169	600	606
2	4		4	414	100	515	519
3	1		1	365	70	435	436
4	0		0	298	40	339	339
5	0		0	340	1,149	1,490	1,491
6	0		0	322	592	915	915
7	0		0	540	128	669	669
8	2		2	421	31	452	455
9	1		1	366	31	398	399
10			0	311	16	328	328
11			0	336	12	348	348
12		15	15	315	19	334	350
13		77	77	262	17	280	358
14		49	49	305	32	338	387
15		20	20	254	23	278	299
16			0	277	33	311	311
17			0	271	23	294	294
18		0	0	249	20	270	270

(注) ゼロは記載単位未満の取扱量があったときに使用している。



### ③施設一覧

久慈港は、北から半崎地区、諏訪下地区、玉の脇地区の大きく3つの地区からなる。各地区の有する主な施設は次表のようになっている。

図表 68

地区名	施設名	バース	メートル	建設期間
半崎地区	防波堤		320	昭和61年～平成5年
	物揚場(-4.0m)		530	
	舟揚場		100	
諏訪下地区(堀込)	防波堤		356	昭和31年～44年
	防潮堤		975	
	岸壁(-4.5m)	14	780	
	岸壁(-6.0m)	2	210	
諏訪下地区	防波堤		1,150	昭和47年～62年
	岸壁(-10.0m)	1	185	
	岸壁(-7.5m)	2	260	
	岸壁(-5.5m)	3	270	
	岸壁(取付先端)		82	
	物揚場(-2.0m)		160	
	岸壁(-7.5m)	1	130	平成元年～6年
	物揚場(-2.0m)		83	
玉の脇地区	防波堤		95	昭和30年～32年
	物揚場(-2.0m)		95	
	物揚場(-3.0m)		30	平成6年～9年
計		23	5,811	

④港湾整備計画の概要

図表 69

内容	施設	数量	備考
現有施設	12,000 D/W	1	公共
	5,000 D/W	3	公共
	2,000 D/W	5	公共
	1,000 D/W	2	専用
	1,000 D/W	14	公共
	100,000 D/Wブイ	1	専用
計画施設	50,000 D/W	1	専用
	12,000 D/W	1	公共
	5,000 D/W	5	公共

⑤海上出入貨物量の計画と実績

図表 70

(平成 17 年実績 県資料から)

区分	実績貨物量	計画貨物量	計画比
公共岸壁	295 千トン	1,463 千トン	20%
専用岸壁	NA	NA	-

## ⑥久慈港の港湾計画

久慈港の最終の「港湾計画」は、平成19年2月に変更されたものである。当該計画書は、昭和52年3月港湾審議会第77回計画部会の議を経た港湾計画を、昭和60年9月岩手県地方港湾審議会、昭和60年11月港湾審議会第111回計画部会の決議を経て改訂したもので、その後の変更については、次の審議会等の決議を経て改訂されていた。

年度	決議
平成元年2月	岩手県地方港湾審議会
平成7年11月	岩手県地方港湾審議会
平成17年9月	岩手県地方港湾審議会

上記計画変更の内容は、いずれも軽易なものであり、土地利用計画の変更に伴うもの、あるいは大規模地震対策等によるものであった。

### 基本方針

久慈港の港湾計画の基本的な方針は、昭和60年のものが継承されてきている。昭和60年の港湾計画で平成12年を目標年度として掲げた主な方針(施策)は、次のようなものであり、現在に踏襲されていることになる。

1. 津波対策と港湾における船舶の安全の確保。
2. 地域開発の核として地場資源を活用した工業機能を導入し、雇用機会を創出するための  
の所要の施設の整備。
3. 地下タンク式の国家石油備蓄基地の立地に対応した施設の整備。
4. 漁業関連施設の整備。
5. 緑地等の環境保全のための施設の整備



## 港湾能力

現在の港湾計画における港湾能力の設定は、平成12年を目標年次として設定されたままになっている。平成12年後の計画変更は必要などころだけの軽易な変更がなされただけであり、大きなマスタープランの改訂はなされていない。

昭和60年当時の港湾計画では、海上出入貨物量550万トン进行想定して計画が策定されており、半崎地区に大規模な開発を計画していた。この結果、久慈港の貨物量は計画に対して低いが、当時の港湾計画の想定海上出入貨物量を現在も修正しないでいることによる。

なお、17年の海上出入貨物量の計画と実績の比率については、前掲したように計画比20%となっていた。

図表 71 久慈港港湾計画比較表

取扱量	現行港湾計画 (昭和60年計画)	昭和60年実績	平成18年実績
外貿	120万トン	0万トン	0万トン
内貿	430万トン	36万トン	27万トン
合計	550万トン	36万トン	27万トン
入港最大標準船	-	-	-
旅客施設利用者	-	-	-

## 計画中の整備事業

主な整備計画	昭和 60 年計画	平成 19 年計画	現況
公共埠頭計画	半崎地区 15,000 トン級 水深10m岸壁 1 バース(延長 185m)	既計画どおり	未着工
	5,000トン級 水深 7.5m岸壁 3 バース(延長 390m) 埠頭用地 10ha	既計画どおり	未着工
専用埠頭計画	半崎地区 50,000 トン級 水深 14m(延長 280m)	既計画どおり	未着工
危険物取扱施設計画	半崎地区 100,000 トン級 水深 17.5m 多点係留ブイ1基(専用)	既計画どおり	着手済
	危険物取扱施設用地 6ha ほか	既計画どおり	着手済
外郭施設計画	湾口地区 防波堤 3,800m	既計画どおり	着手済
	半崎地区 防波堤 150m	既計画どおり	未着工
土地造成及び土地利用計画	半崎地区 埠頭用地 12ha、港湾関連用地 20ha、工業用地 53ha、危険物取扱施設用地 6ha、都市機能用地 2ha、緑地 7ha、交通機能用地 8ha 計 108ha	半崎地区 埠頭用地 12ha、 <u>港湾関連用地 11ha</u> 、 <u>工業用地 62ha</u> 、危険物取扱施設用地 6ha、都市機能用地 2ha、緑地 7ha、交通機能用地 8ha 計 108ha	大部分 未着手
	諏訪下地区 埠頭用地 45ha、港湾関連用地 25ha、工業用地 7ha、緑地 6ha、交通機能用地 6ha 計 88ha	諏訪下地区 埠頭用地 <u>43ha</u> 、 <u>港湾関連用地 23ha</u> 、工業用地 11ha、緑地 6ha、交通機能用地 6ha <u>計 89ha</u>	大部分 着手済
その他	省略	省略	-

久慈港の港湾計画は、昭和 52 年に作成されたものをベースに昭和 60 年に改訂され、その後、軽易な変更はあったものの、当時の港湾計画がそのまま引継がれている。しかし、当時、想定した海上出入貨物量と現況では、雲泥の差が生じている。

現在、港湾計画はそのままの取扱いになっているが、早期の見直しが必要と考えられる。

## 大規模地震対策施設計画

平成 17 年度の軽易な変更では、神戸震災を受けて、大規模地震が発生した場合の住民の避難、物資の緊急輸送等に供するため、大規模地震対策施設が計画されている。

諏訪下地区 岸壁 1 バース	水深 7.5m	延長 130m
----------------	---------	---------

## (2)宮古港

### ① 沿革

宮古港は、県内沿岸のほぼ中央に位置し、外界から遮蔽された良港として知られ、北海道へ向かう漁船の寄航港として、また沖合に豊かな漁場を持つ漁業基地として栄えてきた。

昭和2年には、第2種重要港湾に指定され、昭和12年に3,000トン岸壁2バース、防波堤255m、閉伊川左岸1,336mが完成し、近代港湾としての形態を整えた。昭和26年には現行港湾法の制定と同時に重要港湾に指定された。戦後の経済復興により鉱産品などの原材料を中心とした港湾取扱貨物量が急増したため、昭和29年に港湾計画会議において改修計画が審議決定され、出崎地区の岸壁工事に着手し、昭和39年に1万トン岸壁が完成した。

昭和38年には、港湾審議会において、藤原地区に新埠頭の建設、神林地区に輸入木材港の新設、日立浜地区に漁獲取扱施設の整備等が決定され、昭和42年には木材港が完成した。

この計画に基づき、藤原地区の-12m岸壁を主体とした整備が進められた。

昭和49年3月には、盛岡地域が高速交通体系の整備によって背後圏となり、宮古港の港勢の変化および土地再開発の土地需要に対処するため、昭和51年には藤原地区の一部が供用開始されるなど、今後の躍進が大いに期待されていた。

ところが、整備を進めていく上で、漁業者との調整が難航し、昭和56年には一部調整がついたものの、全面解決には至らず、港勢躍進の大きな障害となった。

昭和60年代に入って、難航していた漁業者との調整に終止符が打たれ、昭和61年10月には、藤原・神林地区の公共埠頭、出崎・楸ヶ崎・日立浜地区のレクリエーション施設、高浜地区の漁業関連施設を骨子とした港湾計画が決定された。

さらに、平成7年11月には親水空間の利用やプレジャーボートを用いた海洋性レクリエーション施設の需要に対応して、岩手県地方港湾審議会において神林マリーナが計画決定された。

当該施設は、インターハイのヨット会場となったことから、早急に整備され、平成11年5月に完成した。

最近の宮古港を取り巻く情勢は大きく変化しており、取扱貨物や荷の形態の変化により、埠頭用地不足の解消や貨物のユニット化が求められている。平成10年6月からは横浜港との間に内航フィーダー

が定期就航しており、宮古盛岡横断道路を整備することにより盛岡を中心とする内陸部との結びつきが強化され、コンテナ貨物量の増大が期待されている。

出崎地区においては、宮古市が進めている開発計画と一体となって魅力あるウォーターフロント空間である交流拠点となる施設整備が行われている。

また、大規模地震が発生した場合の住民の避難、物資輸送に供するために、平成 12 年 3 月に藤原地区が耐震強化岸壁に位置づけられている。

## ②宮古港の現況

宮古港の入港船舶の状況及び海上出入貨物の状況は次のようになっている。

入港船舶の年次推移表

図表 72

年	外航商船	内航商船	漁船	その他	合計
H12	140	5,865	7,991	321	14,317
H13	128	4,339	5,798	316	10,581
H14	120	3,818	5,734	120	9,792
H15	128	3,698	5,519	102	9,447
H16	130	3,606	4,299	139	8,174
H17	99	3,506	5,466	86	9,157
H18	128	3,354	4,886	103	8,471

図表 73

単位;総トン数(千)

年	外航商船	内航商船	漁船	その他	合計
H12	669	774	200	56	1,701
H13	781	750	174	60	1,766
H14	692	590	192	48	1,523
H15	715	619	177	81	1,593
H16	591	586	145	76	1,400
H17	444	558	180	49	1,232
H18	534	526	170	80	1,310

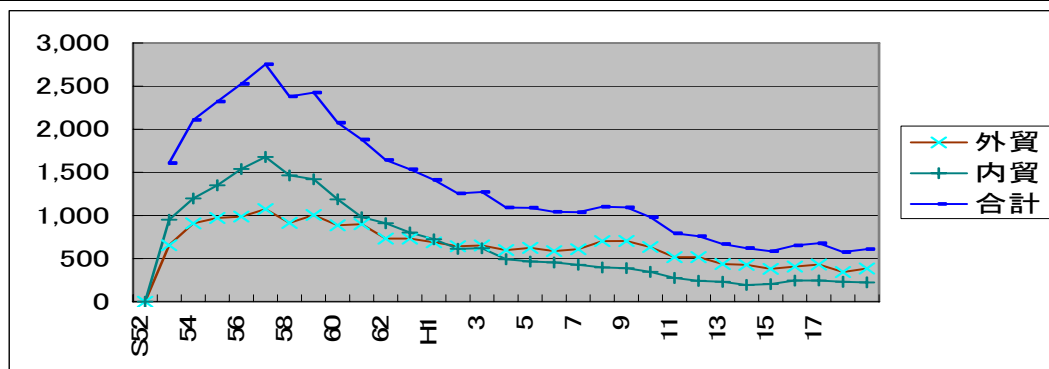
最近 7 年間の港湾の利用状況を示す入港船舶の状況は、船舶数および総トン数の両方において大きな減少傾向を示しており、平成 12 年に比して、船舶数で約 60%、総トン数で約 80%までに落ち込んでいる。

### 海上出入貨物の状況

次に、海上出入貨物量をみてみると、昭和 56 年の 275 万トン进行ピークとして、継続的に長期間にわたる減少傾向にある。平成 18 年の海上出入貨物量は 61 万トンまでに減少しており、ピーク時の約 22%となっている。

図表 74 宮古港海上出入貨物量 年次比較表 (単位:千トン)

年	外貨			内貨			合計
	輸出	輸入	計	移出	移入	計	
S52	6	650	656	698	252	951	1,608
53	15	893	909	902	296	1,198	2,108
54	52	919	972	1,035	314	1,350	2,322
55	58	929	988	1,223	316	1,539	2,527
56	71	1,002	1,074	1,395	283	1,679	2,753
57	27	888	915	1,177	288	1,465	2,381
58	28	976	1,005	1,055	364	1,420	2,426
59	54	832	887	802	385	1,188	2,075
60	27	871	899	665	315	981	1,881
61	14	718	732	576	335	911	1,644
62	10	722	732	457	346	803	1,536
63	0	688	689	367	356	724	1,413
H1	7	636	643	310	302	613	1,256
2	1	651	653	331	288	620	1,273
3		600	600	241	251	493	1,093
4		624	624	252	214	466	1,090
5		587	587	227	227	455	1,042
6	0	608	609	194	234	428	1,038
7	5	697	703	218	179	398	1,101
8	1	703	705	207	181	389	1,094
9	2	632	634	188	157	346	980
10	5	511	517	141	135	276	793
11		517	517	97	144	242	760
12		437	437	78	153	231	669
13	15	412	427	57	137	195	622
14		381	381	53	151	204	586
15	9	398	407	82	162	245	652
16	0	430	431	75	172	247	678
17	36	309	345	73	157	231	576
18	18	367	385	68	155	224	610



### ③現有施設一覧

宮古港は、南から高浜地区、神林地区、藤原地区、出崎地区、鉾ヶ崎地区、日立浜地区及び浄土ヶ浜の大きく7つの地区からなる。各地区の有する主な施設は図表 75 のようになっている。

図表 75

地区名	施設名	バース	メートル	建設期間
高浜地区	物揚場(−4.0m)		365	昭和50年～昭和57年 昭和62年～平成13年
	物揚場(−2.0m)		600	
	船揚場		350	
神林地区	物揚場(−2.0m)		435	昭和38年～昭和47年 平成7年～平成10年
	船揚場		220	
藤原地区	岸壁(12.0m)	1	240	昭和43年～平成2年
	岸壁(10.0m)	4	740	
	岸壁(−7.5m)	4	520	
	岸壁(−4.5m)	3	180	
	物揚場(−3.0m)		150	
	船揚場		50	
出崎地区	岸壁(−9.0m)	1	175	昭和29年～昭和38年 昭和38年～昭和41年 平成3年から工事中
	岸壁(−7.3m)	2	218	
	物揚場(−4.0m)		229	
	物揚場(−3.0m)		1,057	
	物揚場(−1.5m)		419	
鉾ヶ崎地区	岸壁(−5.0m)	7	505	昭和34年～昭和36年
日立浜地区	岸壁(−4.5m)	4	240	昭和61年～平成元年 平成4年～平成15年
	物揚場(−2.0m)		160	
	船揚場		325	
浄土ヶ浜地区	物揚場(−2.0m)		65	
計		26	7,243	

#### ④港湾整備計画の概要

図表 76

内容	施設	数量	備考
現有施設	30,000 D/W	1	公共
	12,000 D/W	4	公共
	10,000 D/W	1	公共
	5,000 D/W	4	公共
	3,000 D/W	2	公共
	1,000D/W	3	公共
	500 G/T	7	公共
	300 G/T	4	公共
計画施設	12,000 D/W	1	公共
	2,000 D/W	2	公共
	1,000 D/W	3	公共

図表 77 海上出入貨物量の計画と実績 (平成 17 年実績 県資料から)

区分	実績貨物量	計画貨物量	計画比
公共岸壁	576 千トン	1,000 千トン	58%
専用岸壁	NA	NA	-



### (3) 釜石港

#### ① 沿革

釜石港は、天然の良港で、明治7年国営製鉄所が建設されたことにより発達した港である。港湾貨物量は、製鉄所の拡大とともに急増し、大正11年には内務省の指定港湾となり、昭和7年には臨港鉄道と栈橋2基が築造され、1万トン級船舶が入港できるようになった。

その後、昭和25年に国鉄釜石線が全線開通したことにより、内陸部との交流が活発になり、原料・製品の海上輸送が増大し、また三陸沖合に良好な漁場が存在したことから、釜石港を利用する漁船が増加したこと等により、昭和26年9月に重要港湾に指定され、同年10月には第3種漁港に指定された。昭和34年には内陸部と沿岸部を結ぶ動脈である仙人有料道路が開通して、物資の交流が一層促進されるようになった。

公共施設としては、昭和7年に須賀地区で物揚場および防波堤の建設に着手し、昭和13年に完成している。昭和29年には背後地区の鉱産品、金属品等の移出入の要請が強まり第3回港湾計画会議の決定に基づき、昭和37年度から5千トン岸壁1バースを主体とした公共施設の建設に着手し、昭和46年に完成した。さらに、昭和47年には、石油配分基地、市内鉄工関連企業のために、大平地区に工業用地が造成された。

昭和52年12月には、須賀地区の公共埠頭の拡張と湾口防波堤の整備を骨子とした港湾計画が策定され整備が進められたほか、平成10年11月には、ウォーターフロントに市民や観光客が集い憩うことができる親水空間の確保や、耐震強化岸壁の整備を骨子とした港湾計画に改訂された。

平成17年11月には、近年の自動車輸送等の増加に対応する埠頭拡張の計画変更が行われ改定されている。

#### ② 釜石港の現況

釜石港の入港船舶の状況及び海上出入貨物の状況は次のようになっている。

## 入港船舶の年次推移表

図表 78

(単位:隻)

年	外航商船	内航商船	漁船	その他	合計
H12	26	1,468	8,890	294	10,678
H13	38	1,151	4,560	243	5,992
H14	53	1,441	6,051	315	7,860
H15	62	1,106	6,269	294	7,731
H16	58	1,103	5,802	137	7,100
H17	50	1,094	5,443	49	6,636
H18	52	1,051	4,426	49	5,578

図表 79

単位:総トン数(千)

年	外航商船	内航商船	漁船	その他	合計
H12	815	1,107	137	60	2,121
H13	1,130	1,058	62	29	2,280
H14	983	1,040	100	30	2,155
H15	993	946	99	37	2,076
H16	900	976	95	33	2,005
H17	925	1,005	92	25	2,049
H18	1,228	1,012	72	25	2,339

最近 7 年間の港湾の利用状況を示す入港船舶の状況は、入港船舶の隻数は減少してきているものの、総トン数ベースでは、さほどの減少となっていない。しかし、さらに長期間のトレンドの中では、釜石港の凋落傾向が明らかになっている。

## 海上出入貨物の状況

次に、海上出入貨物量をみてみると、昭和 52 年の 526 万トンピークとして、平成元年まで継続して大きく下落し、ついには新日鉄釜石の高炉休止と共に輸入がほとんどなくなってしまい、海上出入貨物量は大幅に下落した。その後、完成自動車等の増加により 200 万トン前後をキープしているのがやっとの状態である。この水準はピーク時の約 38%にしか過ぎない。

図表 80 海上出入貨物量の計画と実績 (平成 17 年実績 県資料から)

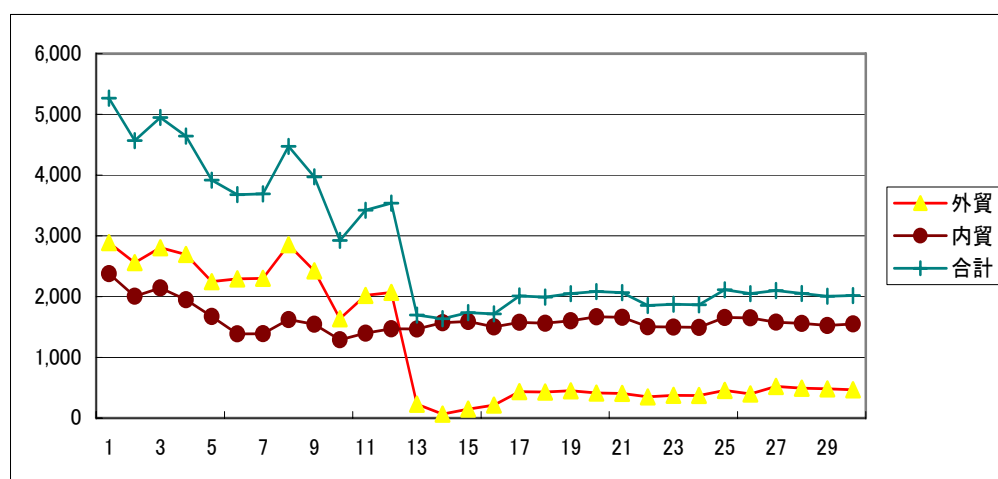
区分	実績貨物量	計画貨物量	計画比
公共岸壁	345 千トン	402 千トン	86%
専用岸壁	1,661 千トン	2,673 千トン	62%

注) 専用岸壁は新日鉄釜石の専用埠頭である。

図表 81 釜石港海上出入貨物量 年次比較表

(単位;千トン)

年	外貿			内貿			合計
	輸出	輸入	計	移出	移入	計	
S52	62	2,825	2,888	1,285	1,093	2,378	5,267
53	157	2,402	2,559	1,199	807	2,007	4,567
54	112	2,693	2,805	1,273	870	2,143	4,949
55	158	2,535	2,693	1,108	839	1,948	4,641
56	65	2,180	2,245	1,054	618	1,672	3,918
57	45	2,247	2,292	1,035	350	1,386	3,679
58	152	2,148	2,301	907	481	1,389	3,690
59	166	2,687	2,853	1,067	553	1,621	4,474
60	225	2,199	2,424	989	555	1,545	3,970
61	209	1,425	1,635	760	529	1,289	2,925
62	198	1,822	2,020	919	479	1,399	3,420
63	96	1,971	2,068	1,005	465	1,470	3,539
H1	74	155	229	666	800	1,466	1,696
2	66		66	521	1,048	1,569	1,635
3	54	94	148	462	1,127	1,589	1,737
4	52	163	215	401	1,100	1,502	1,717
5	142	292	435	426	1,151	1,577	2,012
6	112	317	429	423	1,137	1,561	1,991
7	39	410	449	451	1,149	1,601	2,050
8	31	382	413	449	1,220	1,669	2,083
9	44	362	407	427	1,232	1,660	2,067
10	44	304	349	329	1,175	1,504	1,853
11	30	345	376	342	1,155	1,498	1,874
12	25	346	372	317	1,174	1,492	1,864
13	46	409	455	453	1,203	1,656	2,111
14	84	312	397	416	1,235	1,651	2,049
15	65	455	521	370	1,208	1,578	2,099
16	65	426	492	366	1,192	1,558	2,051
17	49	432	482	386	1,138	1,524	2,006
18	67	400	467	387	1,162	1,549	2,016



### ③現有施設一覽

釜石港は、大平地区、須賀地区の大きく2つの地区からなる。各地区の有する主な施設はのようになっている。

図表 82

地区名	施設名	バース	メートル	建設期間
大平地区	専用埠頭			昭和40年～昭和46年 昭和55年～平成18年
須賀地区	岸壁(−11.0m)	1	190	
	岸壁(−7.5m)	2	260	
	岸壁(−4.5m)	4	240	
	物揚場(−4.0m)		718	
	物揚場(−3.0m)		120	
計		7	1,528	

#### ④港湾整備計画の概要

図表 83

内容	施設	数量	備考
現有施設	18,000 D/W	1	公共
	5,000 D/W	2	公共
	700 D/W	4	公共
	60,000 D/W	1	専用
	25,000 D/W	1	専用
	5,000 D/W	6	専用
	2,000 D/W	1	専用
	700 D/W	1	専用
計画施設	20,000 G/T	1	公共

#### 釜石港の港湾計画

釜石港の最終の「港湾計画」は、平成 10 年 11 月に改訂されたものである。当該計画書は、昭和 52 年 10 月岩手県地方港湾審議会、昭和 52 年 11 月港湾審議会第 80 回計画部会の決議を経て、その後の変更については、次の審議会等の決議を経て改訂されていた。

図表 84

年度	決議
昭和 55 年 2 月	岩手県地方港湾審議会
昭和 55 年 3 月	港湾審議会 89 回計画部会
昭和 56 年 1 月	岩手県地方港湾審議会
昭和 58 年 9 月	岩手県地方港湾審議会
平成元年 2 月	岩手県地方港湾審議会
平成 5 年 1 月	岩手県地方港湾審議会
平成 7 年 11 月	岩手県地方港湾審議会

## 基本方針

釜石港を取り巻く環境は、昭和 52 年の港湾計画策定以来、大きく変化しており、特に釜石市の基幹工業であった鉄鋼業の構造的な不況により、新日鉄株式会社釜石製鉄所の高炉が平成元年に休止され、地域社会、経済に大きな影響を与え、港湾取扱貨物量においても顕著な影響が見られた。しかし、その後、配合飼料原料の輸入基地や配合飼料の県内基地としてグレーンセンターが設置され、また内陸部からの自動車の積出、陸揚げ港湾として整備されてきている。

さらに、釜石港の背後交通網として、東北横断自動車道、三陸縦貫自動車道等の高速交通幹線網の整備や湾口防波堤の完成による静穏海域の形成による、さらなる物流機能の充実が図られている。

## 港湾能力

現在の港湾計画における港湾能力の設定は、平成 20 年代前半を目標年度としている。

図表 85 釜石港港湾計画比較表

扱量	現行 (平成 10 年度計画)	前回 (昭和 52 年度計画)	平成17年実績
外貿	100万トン	430万トン	48万トン
内貿	230万トン	310万トン	152万トン
合計	340万トン	740万トン	200万トン
入港最大標準船	6 万トン級	—	—
旅客施設利用者	15 万人	—	—

## 計画中の整備事業

図表 86

主な整備計画	昭和 52 年度計画	平成 10 年度計画	現況
18,000 トン級 水深 11m 岸壁	1 バース 185m	継続 (190m)	平成 19 年 3 月完成
5,000 トン級 水深 7.5m 岸壁	1 バース 130m	継続	平成 19 年 3 月完成
700 トン級 水深 4.5 メートル岸壁	2 バース 120m	継続	
埠頭用地	荷捌施設用地 20,000 m <sup>2</sup>	継続	
	保管施設用地 30,000 m <sup>2</sup>	継続	

以上、平成 10 年 11 月の改訂において 52 年当時の計画と比べて、主な削減項目は以下のとおりであり、大きな修正はなされていない。

須賀地区 土地利用計画の変更に基づく計画変更 水深 3mの物揚場 29m

### ⑤港湾計画と現実のギャップについて

本年度(平成18年度)、18,000トン級 水深 11m岸壁 1 バース (190m)、5,000トン級 水深 7.5m岸壁 1 バース (130m)が完成している。これらのベースとなる港湾計画は昭和 52 年度のもので、平成 10 年度に改訂され継承されている。しかし、当時の港湾計画で想定した海上出入貨物量は 740 万トン(実績値 520 万トン)であるのに対して、現状の取扱量(平成 17 年実績)は 200 万トンまでに落込んできており、その下落率は 73%にも達している。平成 10 年度の改訂された港湾計画書では、想定する海上出入貨物量は 340 万トンに下げられていたが、港湾施設の規模及び配置は下記に示すような修正に止まっており、ほぼ当初計画のままである。

岩手県としては、完成自動車の積出港となることに大きな期待を抱いており、海上物流インフラ整備として釜石港を整備している。しかし、その可能性に関しては、県外の他港と競争しており、釜石港に決定しているわけではない。

区分	平成 10 年改訂前	平成 10 年改訂後	備考
公共埠頭計画	(規定計画) 水深 3m物揚場延長 29m (既設) 水深 2m 物揚場延長 350mほか	削除	土地利用計画の変更に伴う。
水域施設計画 (泊地)	(規定計画) 水深 14m面積 1ha	既計画どおり	
防波堤計画	(規定計画) 湾口防波堤 1660m	既計画どおり	
小型船船だまり計画	須賀地区 (既設) 岸壁 水深 4.5m 延長 60mほか 新浜地区 防波堤 延長 1,070m	計画  既計画どおり	
港湾環境整備施設計画	緑地 既設 1ha	緑地 2ha	

## 大規模地震対策施設計画

平成 10 年度の改訂では、神戸震災を受けて、大規模地震が発生した場合の住民の避難、物資の緊急輸送等に供するため、大規模地震対策施設が計画され、平成 19 年 3 月に完成した。

須賀地区 岸壁 1 バース	水深 7.5m	延長 130m
---------------	---------	---------

### (4)大船渡港

#### ① 沿革

大船渡港は天然の良港であり、大正 11 年に内務省の指定港湾になり、昭和 11 年に水深－7.3mの岸壁 1 バースが完成した。昭和 23 年には大船渡港改修事業計画を策定し岸壁の増築等に着手し、茶屋前地区に昭和 30 年、水深－6m岸壁、水深－4m岸壁が完成した。昭和 32 年には、東北開発関係法が制定され、大船渡港の重要性は増し、太平洋セメント大船渡工場ほか、石油基地としての利用が活発化してきた。昭和 34 年 6 月に重要港湾に指定され、昭和 35 年には茶屋前地区に水深－9m岸壁が完成した。

昭和 35 年チリ地震津波を契機として、政府は直轄施工により、昭和 38 年には港湾防波堤の築造に着手し、4年の歳月と 19 億円の巨費を投じて、わが国は初の深海防波堤を完成させた。昭和 43 年、茶屋前地区工業用地に木工団地が建設され、輸入木材港が建設されるとともに木材輸入の特定港に指定され、昭和 45 年には永浜地区の木材港が完成した。

昭和 47 年には茶屋前地区に水深－6m岸壁、さらに 50 年には水深－9m岸壁の 2 バース目が、野々田地区に平成元年には－13m岸壁 1 バースが完成した。

平成 4 年 3 月には、永浜・山口地区の公共埠頭、茶屋前地区の旅客船埠頭および湾口防波堤周辺地区の公共マリーナ整備を骨子とした港湾計画が決定されている。

## ②大船渡港の現況

大船渡港の入港船舶の状況及び海上出入貨物の状況は次のようになっている。

入港船舶の年次推移表

図表 87

【単位:隻】

年	外航商船	内航商船	漁船	その他	合計
H12	125	1,748	17,422	81	19,376
H13	102	1,922	11,363	159	13,546
H14	102	1,663	14,580	97	16,442
H15	103	1,329	14,990	49	16,471
H16	91	1,081	13,125	47	14,344
H17	74	1,173	14,489	92	15,828
H18	77	1,013	14,338	86	15,514

図表 88

単位:総トン数(千)

年	外航商船	内航商船	漁船	その他	合計
H12	771	2,298	265	42	3,378
H13	744	2,492	204	137	3,579
H14	724	2,492	196	77	3,490
H15	701	2,017	223	21	2,964
H16	539	2,085	225	47	2,897
H17	482	2,216	240	41	2,980
H18	416	2,042	178	77	2,714

最近 7 年間の港湾の利用状況を示す入港船舶の状況は、船舶数および総トン数の両方において大きな減少傾向を示しており、平成 12 年に比して、船舶数、総トン数共に約 80%までに落ち込んでいる。中でも外航商船の入港が減っているのが目立つ。

## 海上出入貨物の状況

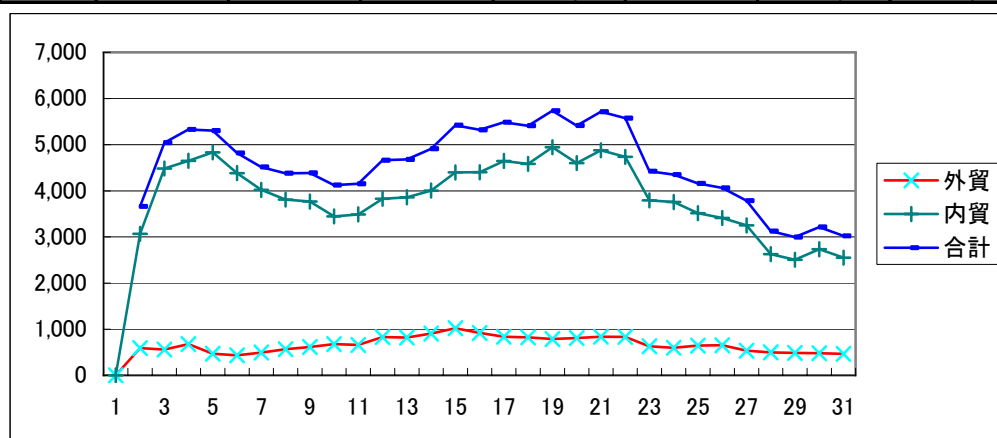
次に、海上出入貨物量をみると、平成 6 年の 573 万トンピークとして、継続的に長期にわたる減少傾向にある。平成 18 年の海上出入貨物量は 300 万トンまでに減少しており、ピーク時の約 53%となっている。



図表 89 大船渡港海上出入貨物量 年次比較表

(単位;千トン)

年	外貿			内貿			合計
	輸出	輸入	計	移出	移入	計	
S52		593	593	2,241	827	3,069	3,662
53		559	559	3,376	1,106	4,483	5,043
54	1	677	678	3,541	1,108	4,650	5,329
55		471	471	3,686	1,147	4,834	5,305
56	0	435	435	3,338	1,046	4,384	4,820
57		497	497	3,043	976	4,019	4,517
58		568	568	2,939	871	3,810	4,379
59		618	618	2,993	773	3,767	4,386
60		676	676	2,835	610	3,446	4,122
61	1	658	660	2,918	572	3,491	4,151
62		831	831	3,249	580	3,829	4,661
63	3	817	820	3,416	442	3,859	4,679
H1	1	902	904	3,495	511	4,007	4,912
2	6	1,015	1,022	3,840	557	4,398	5,420
3	2	918	921	3,790	611	4,401	5,322
4	1	837	839	4,003	642	4,646	5,485
5	1	823	824	3,818	767	4,585	5,410
6	3	784	787	4,136	808	4,945	5,733
7	1	808	810	3,852	750	4,603	5,413
8	6	830	836	4,020	859	4,879	5,715
9	2	832	834	3,886	851	4,738	5,573
10	0	631	631	3,033	757	3,791	4,423
11		597	597	2,932	823	3,755	4,352
12		645	645	2,672	843	3,515	4,161
13	0	651	651	2,612	799	3,412	4,064
14		535	535	2,489	759	3,249	3,785
15		498	498	1,962	666	2,628	3,126
16		489	489	1,884	621	2,506	2,996
17	1	479	481	2,039	696	2,735	3,216
18	7	459	467	1,902	651	2,553	3,021



### ③現有施設一覧

大船渡港は、野々田地区、茶屋前地区、永浜・山口地区、清水地区、赤土倉地区の大きく5つの地区からなる。各地区の有する主な施設は下表のようになっている。

図表 90

地区名	施設名	バース	メートル	建設期間
野々田地区	岸壁(13.0m)	1	270	昭和54年～昭和63年
	岸壁(7.5m)	2	260	
	岸壁(-4.5m)	2	120	
	物揚場(-3.0m)		70	
茶屋前地区	岸壁(-9.0m)	2	330	昭和26年～昭和50年
	岸壁(-6.0m)	2	210	
	物揚場(-4.0m)		195	
	物揚場(-3.0m)		371	
山口地区	物揚場(-4.0m)		70	昭和61年～平成元年
	物揚場(-2.0m)		565	
	船揚場		120	
永浜地区	物揚場(-2.0m)		200	昭和43年～工事中
	岸壁(-7.5m)	1	130	
清水地区	物揚場(-4.0m)		90	昭和56年～平成7年
	物揚場(-2.0m)		250	
	船揚場		90	
赤土倉地区	物揚場(-2.0m)		95	昭和50年～平成2年
	船揚場		20	
計		10	3,456	

④港湾整備計画の概要

図表 91

内容	施設	数量	備考
現有施設	40,000 D/W	1	公共
	10,000 D/W	2	公共
	5,000 D/W	2	公共
	2,000 D/W	2	公共
	1,000 D/W	2	公共
	50,000 D/W	1	専用
	10,000 D/W	2	専用
	6,000 D/W	1	専用
	2,000 D/W	3	専用
	1,500 D/W	1	専用
	500 D/W	1	専用
計画施設 (山口/永浜地区)	40,000 D/W	2	公共
	12,000 D/W	2	公共
	5,000 D/W	3	公共

海上出入貨物量の計画と実績

図表 92

(平成 17 年実績 県資料から)

区分	実績貨物量	計画貨物量	計画比
公共岸壁	640 千トン	997 千トン	64%
専用岸壁	2,576 千トン	4,049 千トン	64%

## 大船渡港の港湾計画

大船渡港の最終の「港湾計画」は、平成 4 年 3 月に改訂されたものである。当該計画書は、昭和 57 年 3 月港湾審議会第 97 回計画部会の議を経た港湾計画を、平成 4 年岩手県地方港湾審議会、同年 3 月港湾審議会第 140 回計画部会の決議を経て改訂したもので、その後の変更については、次の審議会等の決議を経て改訂されていた。

年度	決議
平成 5 年 1 月	岩手県地方港湾審議会
平成 14 年 5 月	岩手県地方港湾審議会

上記計画変更の内容は、いずれも軽易なものであり、土地利用計画の変更に伴うものであった。

## 基本方針

大船渡港の港湾計画の基本的な方針は、過去から方針が踏襲されている。因みに平成 4 年の港湾計画において、平成 12 年を目標年度として掲げた主な方針(施策)は以下のとおりである。

1. 永浜・山口地区において物流機能を充実し、地域産業振興のための用地を確保。
2. 美しく楽しい港湾空間の形成のために、茶屋前地区において、旅客船埠頭の整備をはじめとする港湾再開発を実施。
3. 高まりつつある海洋レクリエーション需要に対応するため湾口防波堤周辺地区にマリナーを整備。
4. 漁業関連施設の整備。
5. 環境の整備、保全。
6. 大船渡港の港湾空間を効率性、安全性、快適性の高い空間とするため、4 エリアに区分して利用。
  - ① 物流関連ゾーン 野々田地区、永浜・山口地区
  - ② 港湾業務関連(旅客船対応)ゾーン 茶屋前地区
  - ③ 緑地レクリエーションゾーン 湾口防波堤周辺地区
  - ④ 水産ゾーン 清水地区、赤土倉地区

## 港湾能力

現在の港湾計画における港湾能力の設定は、平成12年を目標年次として設定されたままになっている。平成12年以後の計画変更は必要なところだけの軽易な変更がなされたものであり、マスタープランそのものの改訂はなされていない

平成4年の港湾計画では、海上出入貨物量730万トン想定して計画が策定されており、永浜・山口地区に大規模な開発を計画していた。

なお、18年の海上出入貨物量の計画と実績の比率については、計画比41.2%となっていた。

図表 93 大船渡港計画実績対比表

取扱量	現行港湾計画 (平成4年計画)	平成元年実績	平成18年実績
外貿	120万トン	90万トン	46万トン
内貿	610万トン	400万トン	255万トン
合計	730万トン	490万トン	302万トン
入港最大標準船	4万トン級	—	—
旅客施設利用者	20万人	—	—

図表 94 計画中の整備事業

主な整備計画	平成4年計画	平成14年計画	現況
公共埠頭計画	永浜・山口地区 40,000トン級 水深13m岸壁 2バース(延長520m)	既計画どおり	着工済
	10,000トン級 水深10m岸壁 2バース(延長340m)	既計画どおり	着工済
	5,000トン級 水深7.5m岸壁 3バース(延長390m)	既計画どおり	着工済
	埠頭用地 17ha	既計画どおり	着工済
旅客船埠頭計画	茶屋前地区 20,000G/T級 水深9m岸壁 (延長240m)	既計画どおり	未着工
	5,000G/T級 水深6m岸壁 1バース(延長150m)	既計画どおり	未着工
	埠頭用地 3ha <廃止>	既計画どおり	既設
	10,000トン級 水深9m岸壁	—	—

	2 バース(延長 330m) 2,000トン級 水深 6m岸壁 2 バース(延長 210m) 2,000トン級 水深 6m岸壁 1 バース(延長 35m 専用) 埠頭用地 16ha	- - - - - -	- - - - - -
木材取扱施設 計画	永浜地区 15,000トン級 水深 10m 係船浮標 1 バース 2 基撤去	既計画どおり	着手済
マリーナ計画	湾口防波堤周辺地区 防波堤 390m 小型栈橋 3 基ほか	既計画どおり	着手済
土地造成及び 土地利用計画	永浜・山口地区 埠頭用地 20ha、工業用地 29ha、交通機能用地 3ha、 緑地 3ha 計 55ha	永浜・山口地区 埠頭用地 20ha、工業用地 29ha、 <u>交通機能用地 4ha</u> 、 緑地 3ha 計 56ha	着手済
	茶屋前地区 埠頭用地 3ha、港湾関連用 地 13ha、工業用地 53ha、 緑地 5ha 計 74ha	既計画どおり	-
その他	省略	省略	-

## 大規模地震対策計画

大船渡港の大規模地震対策計画は設定されていない。

### (5) 小本港

#### ① 沿革

小本港は岩手県三陸沿岸部の中央やや北側に位置し、久慈港と宮古港の中間に位置し、昭和 60 年に地方港湾に指定されている。小本港は耐火粘土をはじめとした鉱産資源、龍泉洞等の観光資源、三陸沖の漁業資源の 3 本柱からなる物流の拠点として、また、低迷する地域経済を打開するための開発拠点として重要な役割を果たすことを期待され、昭和 59 年に新規港湾として着工した。

最近、首都圏において良質な砕石の需要が増大しており、品質に優れ、量が豊富である地元産砕石の移出量が大幅に増加している。このような情勢に対処するため、平成 20 年を目標年次として港湾計画を改定し、地域振興湾として位置づけられている。

## ②施設一覧

図表 95

地区名	施設名	バース	メートル	備考
小本浜地区	岸壁 (-5.5m)	1	100	公共
	物揚場 (-4.0m)		80	

## ③港湾整備計画の概要

図表 96

内容	施設	数量	備考
計画施設	5,000 D/W	1	公共
	物揚場	1	公共
	船揚場	1	公共

## (6)八木港

### ① 沿革

八木港は、旧藩時代より三陸沿岸の寄港地であり、荒天時には非難のため寄港する船舶が多い。また、近海漁業の発展とともに地元で漁業を営む者が増加した。しかし、船舶の増加に伴い係留施設が不足したため、昭和4年に北港地区に公有水面埋立工事を実施し、引き続き昭和9年に南港地区に船溜りを建設して、現八木港の原形が完成した。昭和36年には物揚場、同泊地が完成し、同時に水産関係の陸上施設も充実し、南港の整備がほぼ完了した。以来、漁港的性格を有する地方港湾として発展してきたが、水産業の近代化に対応すべく港湾施設の新たな整備が要望され、昭和48年度より北港地区の施設整備に着手し、昭和56年度に全面供用となった。その後も港湾貨物の取扱量は増大したが、その大半が大型まき網船の利用によるもので、三陸沖の好漁場を背景にますます増大することとなり、昭和60年には、大型議漁船に対応した港湾の整備を図るために北港地区に漁船用大型岸壁-5.5mの建設に着手し、昭和63年に供用開始されるに至っている。中の最北端にある。県北第3の港湾である。付近一帯は良好な漁場であることから、古くから漁業を中心として繁栄した。また、旧南部藩の時代より荒天時の避難港的性格を有していた。

## ②八木港の現況

八木港の入港船舶の状況及び海上出入貨物の状況は次のようになっている。

入港船舶の年次推移表

図表 97

(単位:隻)

年	外航商船	内航商船	漁船	その他	合計
H12			3,243	5	3,248
H13			3,068	3	3,071
H14			3,342		3,342
H15			2,528	20	2,548
H16			2,669	4	2,673
H17			2,717		2,717
H18			2,471	2	2,473

図表 98

単位:総トン数(千)

年	外航商船	内航商船	漁船	その他	合計
H12			37	4	41
H13			33	7	40
H14			36		36
H15			26	3	30
H16			27	0	28
H17			31		31
H18			19	0	19

最近7年間の港湾の利用状況を示す入港船舶の状況は、ほとんどが漁船その他の船舶であった。

海上出入貨物の状況

次に、海上出入貨物量をみると、外貨はなく、毎年を取扱量は7~10千トン程度である。主な移出は水であり、移入は海産物である。また、コンテナの取扱いはない。

図表 99 八木港 海上出入貨物量 年次比較表

(単位;千トン)

年	外貨			内貨			合計
	輸出	輸入	計	移出	移入	計	
S52				0	0	0	0
53				0	1	1	1
54				0	0	0	0
55				0	11	11	11
56					7	8	8
57				3	14	18	18
58				4	15	19	19
59				4	14	19	19
60				4	9	13	13
61				2	14	16	16
62				2	16	19	19
63				7	12	19	19
H1				5	13	18	18
2				5	6	12	12
3				6	7	13	13
4				5	6	11	11
5				5	5	11	11
6				6	6	12	12
7				5	2	8	8
8				7	4	12	12
9				6	4	10	10
10				2	1	4	4
11				6	1	8	8
12				7	2	10	10
13				7	2	9	9
14				4	3	8	8
15				4	2	7	7
16				4	3	8	8
17				7	3	10	10
18				5	1	7	7

②施設一覧

八木港は、北港地区と南港地区の 2 つの地区からなる。各地区の有する主な施設は下表のようになっている。

図表 100

地区名	施設名	バース	メートル	備考
北港地区	岸壁(-5.5)	1	60	
	岸壁(-4.5)	3	180	
	物揚場(-4.0m)		270	
	船揚場		75	
南港地区	物揚場(-3.5m)		423.8	
	船揚場		15	

図表 101 海上出入貨物量の計画と実績 (平成 17 年実績 県資料から)

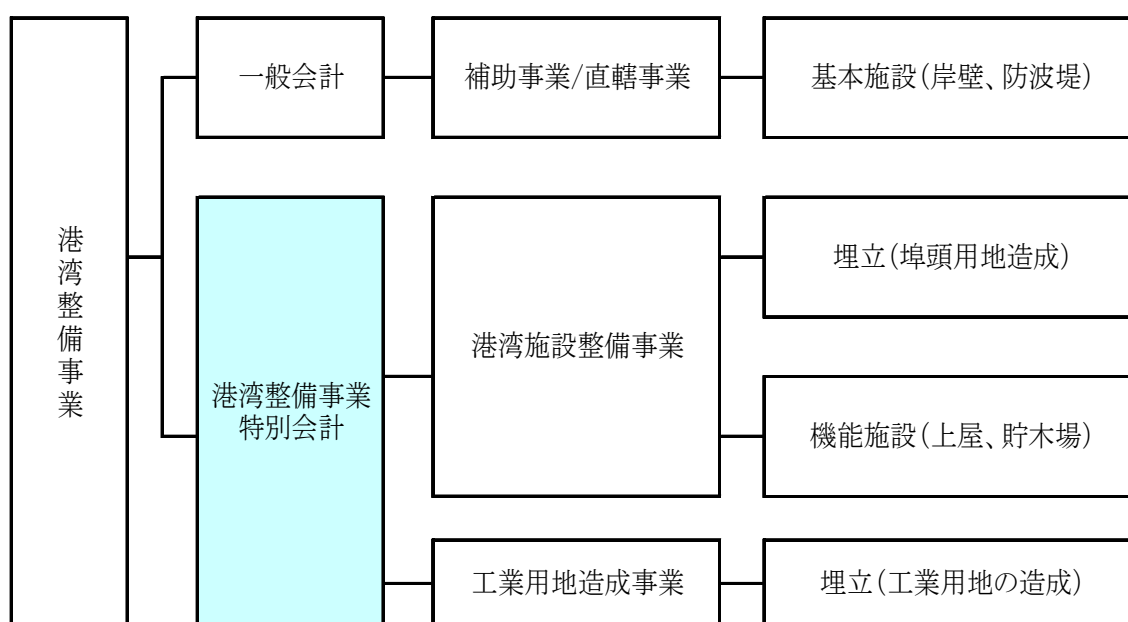
区分	実績貨物量	計画貨物量	計画比
公共岸壁	11 千トン	27 千トン	41%
専用岸壁	NA	NA	-



#### 4. 港湾整備事業特別会計の概要

##### 概要

港湾整備事業は、大きく「港湾施設」の整備と「埋立」事業の2つに区分できるが、その整備目的により、一般会計で実施するものと、港湾整備事業特別会計で実施するものとに区分される。一般会計で実施するものは、基本施設(岸壁、防波堤など)の整備事業であり、港湾整備事業特別会計で実施するものは、港湾施設のうち機能施設(上屋、貯木場など)の整備事業と埋立事業(埠頭用地および工業用地)であり、図示すると以下ようになる。



さらに、港湾施設と埋立の内容を示すと以下のようにになっている。これに、会計区分を併せて記載すると下表のようになる。したがって、港湾整備事業特別会計で取り扱う守備範囲は、港湾施設のうちの機能施設および埋立ということになる。

項目	区分	主な内容	会計区分
港湾施設	基本施設	外郭施設(防波堤、護岸等) 係留施設(岸壁、物揚場等) 臨港交通施設(道路等)	一般会計
	機能施設	荷捌施設(荷役機械、上屋等) 保管施設(野積場、貯木場等) 船舶役務用施設(船舶給水施設等)	港湾整備事業特別会計 (県:港湾施設整備事業)
埋立	埠頭用地	荷捌施設、保管施設、船舶役務用施設に係る用地	
	工業用地	工業用地	港湾整備事業特別会計 (県:工業用地造成事業)

(注)網掛部分が特別会計の対象部分である。

### (1) 仕組み

港湾整備事業特別会計は、地方財政法上、公営企業の一つとして位置づけられることから、その経費は、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることとなる。しかし、議会の議決を経たときには、一般会計からの繰入による収入をもって充てることができる(地方財政法第6条)。事業の仕組みとしては、まず、資金を借入して港湾整備事業を実施し、次に、その港湾施設の使用料または土地売却収入等をもってその元利償還金に充てるといった事業スキームとなっている。

#### 【地方財政法】

(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、…当該企業の経営に伴う収入(第5条の規定による地方債による収入を含む。)をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別な事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

**【地方財政法施行令】**

(公営企業)

第37条 法第6条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

～

七 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)

十二 宅地造成事業

**【岩手県港湾整備事業特別会計条例】**

(設置)

第1条 地方自治法第 209 条第2項の規定に基づき、港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋及び貯木場を使用させる事業に限る。)の円滑な運営とその経理の適正を図るため、岩手県港湾整備事業特別会計を設置する。

## 5. 決算概要

### (1) 平成17年度決算

平成17年度決算は次のとおり。

図表 102

(単位;百万円)

港湾施設整備事業				工業用地造成事業				合計			
歳入		歳出		歳入		歳出		歳入		歳出	
費目	金額	費目	金額	費目	金額	費目	金額	費目	金額	費目	金額
繰越金	6	繰出金	6	財産収入	338	繰出金	338	繰越金	6	繰出金	344
								財産収入	338		
使用料	11	管理費	11					使用料	11	管理費	11
使用料	169	利子	451	使用料	1	利子	53	使用料	170	利子	504
繰入金	292			繰入金	47			繰入金	339		
				諸収入	5			諸収入	5		
繰入金	1,388	元金	1,388	繰入金	3	元金	21	繰入金	1,391	元金	1,409
				諸収入	19			諸収入	19		
県債	747	整備費	747	県債	250	整備費	288	県債	997	整備費	1,035
				繰入金	38			繰入金	38		
計	2,614	計	2,604	計	699	計	699	計	3,313	計	3,304
県債残高		13,355		県債残高		2,881		県債残高		16,236	

港湾施設使用料による収入は、わずか 181 百万円しかなく、非常に低い水準である。前述したように使用料収入をもって元利償還に充てなくてはならないが、この金額では、当年度整備費及び管理料等の運用コストをすら負担できていない。運用コストである整備費を県債で負担している状態になっていて、財政を苦しめる不健全な状況にあり、公営企業を前提とする限り相当に問題となる水準である。

このように圧倒的に低い水準にある原因を明確にしておく必要があるが、原因としては、次のような点が指定できる。

- (i) そもそも事業化できる規模ではないこと。事業規模が小さすぎて採算ベースに乗らないこと。公営企業の論理で採算をはじくこと自体が困難な規模である。
- (ii) 当初の物量予測が甘すぎること。
- (iii) 事業化調査が不十分であった/あるいは調査が行われていない。

(2)平成18年度決算

平成 18 年度の決算は次のとおりであった。

図表 103

(単位;百万円)

港湾施設整備事業				工業用地造成事業				合計			
歳入		歳出		歳入		歳出		歳入		歳出	
費目	金額	費目	金額	費目	金額	費目	金額	費目	金額	費目	金額
繰越金	9	繰出金	9	財産収入	184	繰出金	69	繰越金	9	繰出金	78
								財産収入	184		
使用料	11	管理費	11	繰入金	4	管理費	4	使用料	11	管理費	15
								繰入金	4		
使用料	174	利子	405	使用料	1	利子	55	使用料	174	利子	460
繰入金	237			繰入金	50			繰入金	287		
諸収入	8			諸収入	5			諸収入	13		
繰入金	813	元金	1,317	繰入金	14	元金	35	繰入金	827	元金	1,352
県債	504			諸収入	22			諸収入	22		
県債	1,161	整備費	1,161	県債	245	整備費	185	県債	1,406	整備費	1,346
計	2,916	計	2,903	計	524	計	349	計	3,441	計	3,251
県債残高		13,703		県債残高		3,091		県債残高		16,794	

平成 18 年度は、県債発行高が元金償還金より大きくなっており、結果として県債残高が増加して、167 億 94 百万円になっている。

また、一般財源からの繰入金が繰出金を超過しており、一般財源からも持ち出しとなっている。このことは、財政を相当に圧迫していることを示す。借入金に相当する資金負担の増加は 15 億 94 百万円であり、県財政を圧迫している。その内訳は次のようになっている。

県債残高増加額	558 百万円
NET 繰入金増加額	1,036 百万円
計	1,594 百万円

なお、過去からの繰入金累計額は 356 億 95 百万円に達している。

### (3)平成 18 年度の収入の内容

平成 18 年度決算における、収入の内訳は以下のとおりある。

図表 104

区分	項目	金額(百万円)
港湾施設整備事業	野積場使用料(陸上貯木場を含む)	84
	上屋使用料	14
	占用料	80
	船舶給水施設利用料	6
	水面貯木場使用料	1
	計	185
工業用地造成事業	大船渡港土地売却収入	164
	久慈港土地売却収入	19
	計	184
合計		390

港湾施設整備事業における収入は、185 百万円と少額であり、事業採算が取れる水準になっていない。公営企業として特別会計を行い、「経営に伴う収入をもってその費用を賄う」には、あまりに事業収入が少ないといえる。経営努力によって賄っていける水準に遠く及ばない。

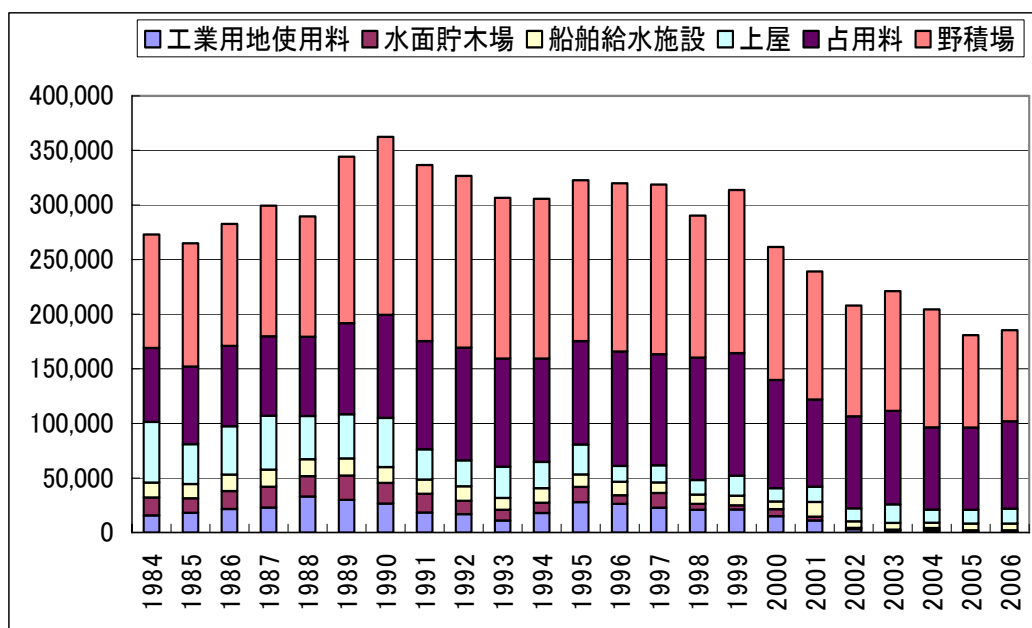
また、工業用地造成事業においても、思うように売却できないのが実情であり、184 百万円の売却収入にとどまった。

なお、収入の経年推移に関しては、次のとおりであり、収入が激減してきている。

図表 105 使用料収入等の経年推移表

(単位;千円)

西暦	工業用地使用料	水面貯木場	船舶給水施設	上屋	占用料	野積場
1984	15,844	16,379	13,508	55,666	67,643	103,996
1985	18,123	13,297	13,059	36,479	71,041	112,848
1986	21,560	16,551	15,012	44,347	73,584	111,583
1987	22,972	19,131	15,468	49,404	72,874	119,507
1988	33,100	18,603	15,582	39,536	72,468	110,224
1989	29,919	22,340	15,681	40,391	83,457	152,400
1990	26,648	18,898	14,421	44,987	94,450	162,957
1991	18,455	17,101	13,143	27,636	98,971	161,292
1992	16,839	12,242	13,427	23,737	103,170	157,258
1993	11,077	9,739	10,980	28,567	99,082	147,145
1994	17,895	9,436	13,451	23,983	94,631	146,308
1995	27,947	13,781	11,547	27,364	94,683	147,411
1996	26,340	7,979	12,210	14,469	104,852	154,045
1997	22,793	13,517	9,517	15,804	101,775	155,425
1998	20,810	5,373	8,579	13,302	112,310	129,900
1999	21,236	3,764	8,798	18,323	112,341	149,369
2000	14,967	6,572	7,003	12,027	99,246	121,804
2001	11,042	3,585	13,430	13,991	79,747	117,296
2002	3,208	1,087	5,992	11,834	84,388	101,446
2003	1,848	791	6,207	16,980	85,643	109,611
2004	2,171	2,008	4,814	12,030	75,364	107,941
2005	600	1,481	6,174	12,614	75,427	84,486
2006	780	1,387	6,118	13,659	79,911	83,524



## 6. 港湾整備事業特別会計について

岩手県において、港湾事業が一般会計から特別会計へ変更されたのは、昭和 59 年である。

昭和 59 年からの港湾整備事業特別会計の収支実績を追っかけてみると以下のようになっていた。

歳出規模は、平成 9 年をピークに大幅に縮小してきているものの、その後の財源も、その大部分が県債と繰入金で賄われており、県財政に負担をかけている状況が分かる。

ここで「繰入金」について検討してみると、「繰入金」とは、一般会計から港湾整備事業特別会計へ貸し付けた資金であり、逆に「繰出金」とは港湾整備事業特別会計から一般会計へ返済した資金であると言える。この「繰入金」と「繰出金」の差額、NET金額は、一般会計から実質的に特別会計へ資金投入している金額であり、特別会計にとっては借入金の性格を有する。

昭和 59 年から 23 年間にわたる「繰入金」の投入額の累計額は図表 89 のとおり 422 億 22 百万円になり、一方、一般会計へ返済した額の累計額は 65 億 27 百万円であり(図表 88)、NET投入額は 356 億 95 百万円になっている。



図表 106 過去の歳出推移

(単位;千円)

年度	歳出						
	管理費	施設整備	用地造成	繰出金	元金	利子	計
59	25,570	1,600,042	150,041	0	430,693	472,838	2,679,186
60	27,390	1,918,310	250,010	0	549,746	555,528	3,300,985
61	19,400	1,693,081	3,175,956	0	735,864	634,524	6,258,826
62	19,438	1,470,869	793,669	0	791,494	707,402	3,782,873
63	22,698	1,061,996	780,231	0	1,079,443	832,438	3,776,808
1	41,046	858,008	1,160,118	418,292	1,219,010	878,772	4,575,247
2	51,699	2,248,939	626,997	3,386,517	987,649	957,509	8,259,312
3	57,439	2,704,112	749,966	129,332	2,013,815	1,062,491	6,717,157
4	99,587	1,666,994	28,005	624,869	1,600,871	1,154,710	5,175,039
5	18,521	1,323,999	0	187,707	1,002,984	1,170,470	3,703,682
6	22,095	903,223	0	46,851	1,235,162	1,168,302	3,375,635
7	14,565	734,020	0	62,940	1,247,707	1,128,470	3,187,703
8	11,485	464,959	0	53,930	1,335,402	1,077,944	2,943,721
9	28,931	2,276,293	2,234,050	3,445	2,252,898	993,824	7,789,444
10	22,484	1,661,915	100,037	58,050	1,692,902	959,905	4,495,295
11	17,500	929,806	0	1,114,340	1,886,798	896,440	4,844,886
12	9,319	379,975	0	1,055	1,418,307	820,291	2,628,949
13	14,501	840,040	31,078	155	1,339,096	748,827	2,973,700
14	8,069	418,698	169,018	3,312	1,299,595	686,790	2,585,483
15	8,919	607,002	100,049	34	1,409,885	621,086	2,746,977
16	13,744	569,120	100,048	14,125	1,435,494	559,808	2,692,340
17	11,149	747,181	288,030	343,914	1,409,329	503,961	3,303,567
18	15,137	1,161,018	185,023	78,538	1,352,232	460,569	3,252,520
計	580,697	28,239,600	10,922,333	6,527,406	29,726,387	19,052,911	95,049,348

図表 107 過去の歳入推移

(単位;千円)

年度	歳入						計
	繰越金	使用料	財産収入	繰入金	諸収入	県債	
59	306	273,038	0	659,632		1,750,000	2,682,977
60	3,790	264,849	0	878,945		2,164,000	3,311,585
61	10,599	282,640	0	1,662,669	15,196	4,373,000	6,344,105
62	85,278	299,358	0	1,229,871	100,000	3,039,000	4,753,507
63	21,972	289,515	282,004	1,144,435	213,173	2,400,000	4,351,100
1	1,292	344,191	418,292	1,734,975	84,907	2,018,000	4,601,659
2	26,411	360,365	3,406,080	1,570,334	22,895	3,150,000	8,536,086
3	276,774	347,101	0	2,780,497	183,068	3,130,000	6,717,440
4	283	326,676	506,364	2,627,626	118,487	1,615,000	5,194,438
5	19,399	306,593	0	1,893,119	176,974	1,324,000	3,720,086
6	16,403	305,707	0	2,119,144	40,347	903,000	3,384,601
7	8,966	322,735	0	2,072,058	57,873	734,000	3,195,633
8	7,929	319,898	0	2,114,774	46,487	465,000	2,954,089
9	10,367	318,835	0	2,965,305	90,987	4,462,000	7,847,495
10	58,050	290,277	0	2,359,310	33,027	1,762,000	4,502,665
11	7,369	313,834	1,089,000	2,469,546	35,151	930,000	4,844,901
12	14	261,621	0	1,961,084	26,384	380,000	2,629,105
13	155	239,093	0	1,831,244	155,488	820,000	3,045,982
14	72,282	207,958	0	1,714,462	157,814	433,000	2,585,517
15	34	221,083	0	1,784,202	54,997	707,000	2,767,318
16	20,340	204,331	0	1,765,127	38,843	670,000	2,698,643
17	6,303	180,786	337,610	1,767,736	23,206	997,000	3,312,642
18	9,075	185,381	183,773	1,116,883	34,959	1,910,000	3,440,074
計	663,401	6,465,876	6,223,125	42,222,982	1,710,273	40,136,000	97,421,659

## 7. 港湾事業に係る借金について

港湾事業における、実質的に借金に相当するものについて検討する。

前項で確認したように「繰入金」と「繰出金」の差額、NET金額は一般会計からの借入金に相当し、その金額は 356 億 95 百万円に及んでいる。

さらに、借金に相当するものとして県債がある。平成 18 年度期末における県債残高は 167 億 93 百万円に及んでおり、港湾事業に係る借金は、これらの合計額 524 億 89 百万円となり多額に及んでいる。

### 港湾整備事業特別会計の借金の内訳

図表 108

債務	債務額
NET繰入金累計額	35,695,576
県債残高	16,793,771
(うち資本費平準化債)	(504,000)
計	52,489,347

## 8. 県債について

昭和59年からの港湾整備事業特別会計で起債している県債の発行/償還の状況は、以下のとおりである。平成18年度末現在で167億93百万円もの県債残高を保有していることになる。

これらの有利子負債である県債の金利の支払い状況を示すと次のようになる。

港湾整備事業特別会計になって23年間で実に190億52百万円もの金利を支払っている。

これは、1年間に8億28百万円もの負担になる。この期間の平均利率は、期中平均県債残高175億01百万円を用いて推計してみると4.73%となっている。

図表 109 県債残高推移

(単位:千円)

年度	期首残高	県債発行	元本返済	残高	期中平均残高
59	6,384,157	1,750,000	430,693	7,703,464	7,043,811
60	7,703,464	2,164,000	549,746	9,317,718	8,510,591
61	9,317,718	4,373,000	735,864	12,954,854	11,136,286
62	12,954,853	3,039,000	791,494	15,202,359	14,078,606
63	15,202,358	2,400,000	1,079,443	16,522,915	15,862,637
1	16,522,915	2,018,000	1,219,010	17,321,905	16,922,410
2	17,321,905	3,150,000	987,649	19,484,256	18,403,081
3	19,484,256	3,130,000	2,013,815	20,600,441	20,042,349
4	20,600,440	1,615,000	1,600,871	20,614,569	20,607,505
5	20,614,569	1,324,000	1,002,984	20,935,585	20,775,077
6	20,935,584	903,000	1,235,162	20,603,422	20,769,503
7	20,603,422	734,000	1,247,707	20,089,715	20,346,569
8	20,089,714	465,000	1,335,402	19,219,312	19,654,513
9	19,219,312	4,462,000	2,252,898	21,428,414	20,323,863
10	21,428,413	1,762,000	1,692,902	21,497,511	21,462,962
11	21,497,510	930,000	1,886,798	20,540,712	21,019,111
12	20,540,712	380,000	1,418,307	19,502,405	20,021,559
13	19,502,404	820,000	1,339,096	18,983,308	19,242,856
14	18,983,307	433,000	1,299,595	18,116,712	18,550,010
15	18,116,712	707,000	1,409,885	17,413,827	17,765,270
16	17,413,826	670,000	1,435,494	16,648,332	17,031,079
17	16,648,332	997,000	1,409,329	16,236,003	16,442,168
18	16,236,003	1,910,000	1,352,232	16,793,771	16,514,887
計	6,384,157	40,136,000	29,726,376	16,793,771	17,501,161

図表 110 金利支払額推移

(単位:千円)

年度	利子
59	472,838
60	555,528
61	634,524
62	707,402
63	832,438
1	878,772
2	957,509
3	1,062,491
4	1,154,710
5	1,170,470
6	1,168,302
7	1,128,470
8	1,077,944
9	993,824
10	959,905
11	896,440
12	820,291
13	748,827
14	686,790
15	621,086
16	559,808
17	503,961
18	460,569
計	19,052,911

## 9. 資本費平準化債について

平成 18 年度から資本費平準化債が創設されている。

資本費平準化債は、埠頭用地等の整備コストが多額にかかることから、整備に充当した地方債の償還に係る元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うために所要の措置が施されたものであり、その概要は以下のとおりである。

### ①. 制度化の背景

港湾整備事業債は、港湾管理者が行う埠頭用地等の整備財源となっているが、原則、供用後の施設使用料収入をもって元利金を償還することとなっている。しかし、施設の使用可能期間と比べて償還期間が短いため、各償還期間における償還資金について資金不足が必ず生じる構造になっている。

## ②. 効果

上記、構造的な資金不足への対応策として、当該年度の元金償還額と減価償却額との差額部分の財源を確保するために地方債として「資本費平準化債」を講じたこととなった。

このことにより、港湾整備事業債の償還に伴う支出を平準化させ、港湾管理者における海上ターミナルの運営の安定化を図ったものである。

## ③. 起債対象

起債対象となるのは、港湾施設の建設改良にかかる港湾整備事業債の元金償還金相当額から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額となる。

## ④. 償還期限

当該資産の耐用年数を超えない範囲で 30 年以内とされる。耐用年数は、施設の構造・用途ごとに地方公営企業法施行規則に基づいて設定されことになる。主な施設の耐用年数は以下のとおり。

図表 111 耐用年数表

上屋	31 年	鉄筋コンクリート造りの倉庫を準用
荷役機械	17 年	その他の機械及び装置(主として金属製のもの)
埠頭用地	50 年	一体となって整備される岸壁の耐用年数

## ⑤. 平成 18 年度の資本費平準化債発行概要

資本費平準化債では民間資金を使うことになっている。平成 18 年度の岩手県で起債した資本費平準化債は 504 百万円で、その引受機関は、岩手県信用農業協同組合連合会であった。資本費平準化債の概要は以下のとおり。

図表 112

起債額	504 百万円
約定利率	1.845%
償還期間	10 年
償還日	平成 29 年 4 月 27 日
支払利息総額	48,892 千円

平成 18 年度に発行した資本費平準化債の物件別内訳明細は以下のようになっていた。

図表 113

(単位:百万円)

港湾名	地区	種別	元金償還金	減価償却費	平準化費
大船渡	野々田	埠頭用地	66.3	54.2	12
	茶屋前	埠頭用地	29.1	14.1	15
釜石	須賀	埠頭用地	95.3	64.7	30
宮古	高浜	埠頭用地	83.0	27.4	55
	藤原	埠頭用地	149.7	78.2	71
		上屋	48.9	38.1	10
久慈	諏訪下	埠頭用地	193.8	116.2	77
	半崎	埠頭用地	315.1	80.9	234
計			981.2	473.8	504

(注)平準化債は少数点以下を切捨てて計算している。

減価償却費の計算は、地方債発行総額÷耐用年数×0.9

耐用年数は埠頭用地50年、上屋は31年を適用している。

## ⑥. 平成 19 年度以降の資本費平準化債発行可能額について

### (意見)

現在発行されている県債から繋ぎ資金として起債可能な資本費平準化債の額は、以下のようになっている。今後も、資本費平準化債の発行に依存することになると、債券の発行残高は、ますます増加していくことになる。資本費平準化債のメリットは、資産の利用可能期間と債務の弁済期間のバランスを計り、資金の弁済を楽にするところにある。しかし、当該資産から得られる収益の額が、その運用コストにも満たない本県の場合には、弁済資金が捻出できないことから、資本費平準化債を利用して形式的に償還期限を遅らせたとしても、資金的には金利負担が増大するだけであり、将来の資金繰りを益々苦しくすることになる。このため、資本費平準化債の発行に関しては慎重に行われるべきである。

起債年度	資本費平準化債発行可能枠
平成 19 年度	415 百万円
平成 20 年度	391 百万円
平成 21 年度	369 百万円
平成 22 年度	344 百万円
平成 23 年度	228 百万円

## 10. 港湾台帳の整備状況について

### (意見)

各港湾では、港湾設備に関して港湾台帳を作成して管理者としての努めにあたっている。

当該港湾台帳の主な記載例を示すと下記のとおりである。

図表 114

種類	野積場	
施設番号	H-2-1	
名称	茶屋前1号	
名称管理者名	港湾管理者(岩手県)	
面積	臨港地区内	47,344 m <sup>2</sup>
	臨港地区外	
主要用材	コンクリート舗装	
保管容量	記載なし	
主要取扱貨物名	原木	
建設年度	開始年度	記載なし
	終了年度	記載なし
事業費	総額	記載なし
	費目	記載なし
備考		

各港湾で港湾台帳を通査したところ、事業費を記録していないケースがほとんどであった。

公会計では、貸借対照表を作成する義務がないことから、残高を記録する仕組みが構築されていない。しかし、事業の採算性を把握し、県が保有している財産評価を行うといった場合には、ストックを記録した帳票が必要となる。

特に、港湾台帳に記録する用地や港湾設備は高額であり、将来に向けて正確な情報を確実に伝えていくことが望まれる。

そのためには、少なくとも港湾台帳への記載をしっかりと行なうことが必要である。

## 11. 港湾施設の管理状況について

### (結果)

各港湾では、港湾管理者として港湾施設の管理業務を行っている。

しかし、職員数が少なくなり、定期的に巡回して管理することが難しくなっている。

港湾施設の使用や占用の申請、許可等の業務に関しても、「申請」されたものを書類審査のみ行っているのが現状であり、日常的あるいは定期的に現場を巡回して適切な使用、占用、申請が行われているかを確認・管理することができないでいる。

このため、埠頭や野積場等で不当な利用や廃棄等が行われるケースが出ている。

管理部所は、申請書類等のチェックだけでなく、サプライズとして港湾施設を不意に視察、巡回、検査するなどの手段を講ずる必要があると考えられる。

### <久慈港>

久慈港の-4.5m2号岸壁背後の埠頭用地に久慈市営の公害防止施設(鰯、鯖等血水処理施設)が建設されており、専用施設として取り扱われている。港内視察を行ったところ、当該施設の周りには使い捨てになったドラム缶等が汚く廃棄、積上げられていた。これらのゴミを廃棄する行為は、県港湾施設管理条例第3条第2項、第3項に該当する違法行為であり、衛生的に施設を利用させるよう指導、監督を強化すべきである。

### 【参考】岩手県港湾施設管理条例

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、港湾施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 省略

第3条 港湾施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 港湾施設を損傷し、又は損傷するおそれがある行為をすること。
- (2) 港湾施設に竹木、土石、廃油、石炭から、ゴミ等を捨てること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、港湾施設の機能を妨げる行為をすること。



### <宮古港>

出崎埠頭と楸ヶ崎地区の交点の駐車場として使用させている用地において、廃車が放置されていた。また、壊れた家電品も廃棄され、まさにゴミ捨て場状態になっていた。

これらのゴミを廃棄する行為は、県港湾施設管理条例第3条第2項、第3項に該当する違法行為であり、衛生的に施設を利用させるよう指導、監督を強化すべきである。

### <宮古港>

神林地区に漁船が陸揚げされ保管されていたが申請は出されていなかった。神林地区にも作業小屋のような掘っ立て小屋が1棟建てられていたが、同じく申請がだされていなかった。

これらは、港湾施設の無断使用に相当するものと考えられることから、嚴重に抗議する必要があると共に、港内施設の巡回時にチェックし、撤去する必要がある。

## 12. 施設の利用状況について

### (意見)

岩手県における各港湾の施設の利用状況は、以下のようにまとめられる。

極めて、顕著なことは、稼働率が低いことである。釜石港 19.5%、大船渡港 13.8%、宮古港 16.6%、久慈港で 9.7%となっている。

特に、貯木場の利用率は圧倒的に低くなっている。これは、南洋材から北洋材への転換の影響を受けたことによるものである。北洋材の貯木は水面で行う必要がないことから、水面貯木場が利用されなくなった。

貯木場の利用率は、大船渡港永浜地区で 2.7%、宮古港神林地区で 3.7%となっており、ほとんど利用されていないといっても過言でない。

上屋に関しては、釜石港で2棟、宮古港で 4 棟しか保有しておらず、特に釜石港の2棟に関しては倉庫設備が老朽化していて、雨風を凌げればよいといった倉庫である。

これらの港湾施設の利用率を上げる施策を講じていくことが、最低限必要となっている。

## 釜石港の稼働率

図表 115

(単位; m<sup>2</sup>)

地区	施設名	面積	稼働実績			フル稼働	稼働率
			使用料	占用料	計		
須賀	第1 野積場	52,710	519,476	3414301	3,933,777	19,239,150	20.4%
須賀	第2 野積場	(未完成)	0	0	0	—	—
須賀	上屋	2,891	27880	0	27,880	1,055,215	2.6%
計		55,601	547,356	3,414,301	3,961,657	20,294,365	19.5%

## 大船渡港の稼働率

図表 116

(単位; m<sup>2</sup>)

地区	施設名	面積	稼働実績			フル稼働	稼働率
			使用料	占用料	計		
永浜・山口	野積場	(未完成)	0	0	0	—	—
永浜	貯木場	95,670	894,500	31,025	925,525	34,919,550	2.7%
野々田	野積場	30,892	1,658,821	633,823	2,292,644	11,275,580	20.3%
野々田	コンテナ専用野積場	(未完成)	0	0	0	—	—
清水	野積場	1,232	0	0	0	449,680	0.0%
茶屋前	野積場	139,352	8,569,822	1,724,321	10,294,143	50,863,480	20.2%
赤土倉	野積場	1,000	0	0	0	365,000	0.0%
山口	(ふ頭用地)	—	0	0	0	—	—
計		268,146	11,123,143	2,389,169	13,512,312	97,873,290	13.8%

宮古港の稼働率

図表 117

(単位; m<sup>2</sup>)

地区	施設名	面積	稼働実績			フル稼働	稼働率
			使用料	占用料	計		
藤原	第1 野積場	132,694	5,594,547	3,709,191	9,303,738	48,433,237	19.2%
藤原	第2 野積場	(未完成)	0	0	0	-	-
神林	貯木場	66,147	894,782	2,555	897,337	24,143,655	3.7%
高浜	野積場	75,197	594,441	284,153	878,594	27,446,905	3.2%
出崎	(港湾関連用地)	-	58,239	4,911,166	4,969,405	-	-
日立浜	野積場	3,555	0	858,845	858,845	1,297,575	66.2%
鉾ヶ崎	(ふ頭用地)	-	166,251	0	166,251	-	-
藤原	上屋	11,502	425,102	0	425,102	4,198,048	10.1%
計		289,095	7,733,362	9,765,910	17,499,272	105,519,420	16.6%

久慈港の稼働率

図表 118

(単位; m<sup>2</sup>)

地区	施設名	面積	稼働実績			フル稼働	稼働率
			使用料	占用料	計		
諏訪下	野積場	311,278	2,849,727	5,740,568	8,590,295	113,616,470	7.6%
半崎	野積場	110,101	3,868,761	2,360,485	6,229,246	40,186,865	15.5%
玉の脇	野積場	4,197	256,564	0	256,564	1,531,905	16.7%
計		425,576	6,975,052	8,101,053	15,076,105	155,335,240	9.7%

### 13. 工業用地の造成及び売却状況

岩手県の港湾事業における工場用地の造成状況と工業用地の売却状況をまとめると、以下のようになる。

図表 119 港湾別造成実績と売却状況

(面積;ヘクタール)

地区		完了年度	造成面積	既売却面積	売却率
久慈港	半崎地区	平成 2 年	19.2	12.5	65.4%
	諏訪下地区	平成 18 年	4.0	0.5	12.5%
宮古港	藤原地区	昭和 63 年	30.0	16.2	54.1%
釜石港	大平地区	昭和 47 年	8.3	8.3	100%
大船渡港	永浜・山口地区	造成中	11.7	NA	NA
	茶屋前地区	昭和 40 年	31.2	31.2	100%

(注)久慈港諏訪下地区は埠頭用地からの振替えた年を記載している。

各地区の造成後の売却状況は、以下のようになっている。

#### ① 久慈港半崎地区

(意見)

半崎地区の監査直前までの販売状況は以下のとおりとなっていた。

全体の土地売却割合は、65.4%となっているが、そのうち国家プロジェクトであった石油備蓄地下施設用地売却分を除いた工業用地だけの売却割合は49.4%となっている。平成17年度にようやくK社に港湾関連用地を工業用地へ用途変更して売却している。その後、K社の拡張に伴い売却してきているが、まだ、半数以上の用地が未売却となっており、積極的な販売活動が要請される。

図表 120

譲渡日	土地区分	譲渡先	譲渡面積	譲渡価格	譲渡金額
			(㎡)		(千円)
平成2年	危険物取扱施設用地	A公団	60,698	26,665	1,618,539
平成17年	工業用地	K社	34,450	9,800	337,610
平成18年	工業用地	K社	1,988	9,800	19,483
平成19年	工業用地	K社	2,536	9,900	25,114
平成19年	工業用地	K社	11,628	9,900	115,117
平成19年	工業用地	K社	13,997	9,600	134,378
合計			125,298		2,250,244

## ② 久慈港諏訪下地区

(意見)

当地区の工業用地の売却率は、12.5%となっている。

もともと、工業用地として造成した土地はなく、埠頭用地から工業用地へ変更して、民間食品会社へ売却している。久慈港諏訪下地区の工業用地は明らかに過大となっており、今後も積極的に用地売却を図ることが望まれる。

図表 121

譲渡日	土地区分	譲渡先	譲渡面積	譲渡価格	譲渡金額
			(㎡)		(千円)
平成19年	工業用地	L社	5,000	10,000	50,000
合計			5,000		50,000

(注) ;埠頭用地から工業用地へ振り替えている(40,000㎡)。

## ③ 宮古港藤原地区

(意見)

当地区の用地の売却率は 54.1%となっている。このうち工業用地の売却率は 48.6%となっており、まだ半分ちかい工業用地が売却できずにいる。最後に売却できたのが、平成 11 年であり、買い手がつかない状況で推移してきているが、できるだけ早期に売却できるように積極的な販売活動が要請される。

図表 122

譲渡日	土地区分	譲渡先	譲渡面積	譲渡価格	譲渡金額
			(㎡)		(千円)
昭和63年	港湾関連用地	A社ほか	14,100	20,000	282,004
平成1年	港湾関連用地	N社	3,300	20,000	66,016
平成2年	港湾関連用地/工業用地	M社ほか	75,764	20,000	1,515,295
平成3年	港湾関連用地	L社	3,160	20,000	63,201
平成11年	工業用地	G社	66,000	16,500	1,089,000
合計			162,324		3,015,518

## ④ 釜石港大平地区

当地区の工業用地は既に完売されていて特に問題なし。

図表 123

譲渡日	譲渡先	譲渡面積	譲渡価格	譲渡金額
		(㎡)		(千円)
昭和47年	K市	7,146	11,374	81,284
昭和48年	K市	10,225	12,541	128,232
昭和49年	K市/K組合	16,476	13,137	216,439
昭和54年	G社	49,618	15,000	744,273
合計		83,465		1,170,227

#### 14. 県所有の港湾に係る用地について

県所有の港湾に係る売却可能な用地は、工業用地と港湾関連用地があり、さらに、用地には埋立用地として開発されたものと、もともと陸地であった用地とがある。また、計画変更により埠頭用地から港湾関連用地へ振り返られた用地がある。

岩手県の港湾関連用地および工業用地のストック状況をまとめたものが次表である。

図表 124

区分	埋立	計画変更	財産区分	港湾名	地区名	民有地	県所有地面積
港湾関連 用地	埋立用地	なし	行政財産	宮古	高浜	無	20,156
				久慈	半崎	無	85,540
				久慈	諏訪下	無	11,639
				大船渡	茶屋前	有	3,091
		普通財産	宮古	藤原	無	売却済	
	当初から 陸地	なし	行政財産	大船渡	野々田	有	7,885
				宮古	出崎	有	59,256
			普通財産	釜石	須賀	有	4,268
工業用地	埋立用地	なし	行政財産	久慈	半崎	無	44,214
			普通財産	大船渡	茶屋前	有	売却済
				釜石	大平	無	売却済
				宮古	藤原	無	137,736
	有;埠頭用 地から	行政財産	久慈	諏訪下	無	35,000	
有;港湾関 連用地から	行政財産	久慈	半崎	無	22,084		

## 15. 港湾関連用地の管理状況

港湾関連用地については、民有地と近接していたり、一部売却済みであったりするため、用地台帳等による継続記録管理が必要である。今後の開発においても、登記関係書類と併せて用地台帳を作成して継続記録していく必要がある。

県の管理では、往々にしてストック残高の管理が弱く、現時点の財産が特定できないという問題が生じている。

## 16. 工業用地の造成原価

岩手県の港湾事業による工場用地の造成原価の把握方法と採算管理について検討を試みた。

### ① 宮古港藤原地区の造成原価について

岩手県の造成原価の計算方法は以下のようにになっていた。

造成原価の中には、県債で支払った場合の支払金利部分も含めて計上しており、健全な考え方によっていた。支払利息の原価性に関しては見解の分かれるところであるが、ここでは、採算管理の観点から原価に含めて考えている点、健全な考え方といえる。

図表 125 造成原価の計算

原価要素	金額 (千円)
工事費	3,321,490
管理費	7,068
漁業補償費	66,933
支払利息	1,527,675
造成原価総額	4,923,167
(㎡当たり原価)	(16,500 円/㎡)

当地区の開発面積は 300,062 ㎡であり、既に売却済みとなっている部分は 162,326 ㎡、未売却部分が 137,736 ㎡となっている。売却した部分の売却単価は平均で 18,576 円となっており、造成原価 16,500 円を上回っていた。最後に売却した土地は 66,000 ㎡と広大であったこともあり、売却単価は 16,500 円/㎡の造成単価にて売却されていた。しかし、造成原価総額 49 億 23 百万円のうち、今までに回収した金額は 30 億 15 百万円となっており、未売却の土地開発の部分が原価回収できておらず、未回収額は 19 億 08 百万円となっている。



## ②久慈港半崎地区の造成原価について

(意見)

宮古港藤原地区と同様に、久慈港半崎地区の造成原価を計算してみた。

図表 126 造成原価の計算

原価要素	金額 (千円)
工事費	2,470,360
管理費	2,317
漁業補償費	159,780
支払利息	1,136,280
造成原価総額	3,768,738
(㎡当たり原価)	(32,400 円/㎡)

当地区の開発面積は 116,540 ㎡であった。

既に売却済みとなっている部分は 72,326 ㎡となっており、未売却部分が 44,214 ㎡となっている。

売却した部分の売却単価は平均で 23,970 円となっており、造成原価 32,400 円を下回っていた。さらに、K 公団に売却した備蓄基地用の用地以外については、売却単価は 9,900 円/㎡になっており、赤字幅はさらに大きくなっていた。

造成原価総額 37 億 68 百万円のうち、回収した金額は 17 億 34 百万円となっており、未売却の土地開発の部分が原価回収できておらず、未回収額は 20 億 34 百万円となっている。

当該、用地売却において、売却価格については、県職員が評価算定した 9,900 円/㎡とされた。一方、造成原価は 32,400 円であるので、明らかに採算割れした物件になってしまった。

このような赤字となった原因について分析し、今後の開発に生かす必要がある。当該地区の開発が赤字になった原因に関しては、当初の計画が明らかに過大計画であり、石油地下備蓄を核にした巨大開発を夢見たことに原因があると考えられる。

### ③ 大船渡港永浜/山口地区の工業用地埋立開発について

(意見)

大船渡港永浜/山口地区の工業用地埋立開発事業は、総務省へ提出している『臨海土地収支実績及び計画』によれば、造成面積 117 千㎡、総事業費 33 億 88 百万円となっている。

添付された収支計画によると、当該事業の採算状況は以下のようになっていた。

- (1) 造成は平成 22 年に完了し、売却を開始する。
- (2) 造成地の販売計画は以下のとおり。5 年間で完売できる計画となっている。

図表 127 販売計画

譲渡日	土地区分	譲渡先(見込み)	譲渡面積	譲渡価格	譲渡金額
			(㎡)		(千円)
平成22年	工業用地	食品加工、港湾業者他	34,000	20,100	683,400
平成23年	工業用地	食品加工	34,000	20,100	683,400
平成24年	工業用地	水産加工他	24,000	20,100	482,400
平成25年	工業用地	水産加工他	15,000	20,100	301,500
平成26年	工業用地	そのほか	10,000	20,100	201,000
合計			117,000		2,351,700

- (3) 売却単価の妥当性に関しては、平成 18 年度の地価調査に基づき近隣の工業地(大船渡市盛町字二本杵を参照)によっている。造成予定原価は 23,900 円と見込まれており、採算割れとなる。
- (4) 地域開発事業債の償還終了を平成 30 年度としている。
- (5) 事業着手時(平成 9 年度)の国交省への提出書類と比較すると変更があったことが明らかになる。

項目	平成 9 年着手時	現在
販売予定単価決定方式	造成原価方式を採用	時価売却方式を採用
販売予定単価	24,700/㎡	20,100/㎡
販売総額	2,889 百万円	2,351 百万円
事業期間	平成 9 年～平成 14 年	平成 9 年～平成 21 年

平成 4 年度に改定された大船渡港港湾計画においては、県南地域を背後圏とする流通拠点として、また産業基盤としての物流機能を強化し、地域産業振興のための用地の確保が施策として掲げられた。永浜・山口地区の公共埠頭計画は、増大する海上出入貨物量と船舶の大型化に対応するためのものとして、-13m岸壁 2 バース、-10m岸壁 2 バース、-7.5m岸壁 3 バース(補助分)の整備が計画され、併せて背後埠頭用地を整備して、地域産業の振興に資するために工業用地の造成が図られた。

しかし、先に見てきたとおり、海上出入貨物量は予測では大幅に増加するはずであったものが、現実には大幅に減少してしまった。しかし、当初の見込みが大きくはずれたにも拘らず、見直し作業は行われずに開発は進められており、既に相当部分が造成され、来年度には一部供用されるところまで工事は進んでおり、このままでは、うやむやのうちに開発が完了してしまう見込みである。

今後どうするかの問題であるが、残りの工事を凍結し、工業用地へ進出する企業を募集し、残工事に關して自費開発させる等の対応も考えられ、来年度に向けて慎重かつ迅速な対応が要請される。

## 17. 占用料について

港湾施設を工作物の設置のため、又は物件置場のため占用しようとする者は、知事の許可が必要である(岩手県港湾施設管理条例第8条)。許可を受けた者は下表に従った占用料を納付して占用することになる(岩手県港湾施設管理条例12条)。

図表 128 占用料

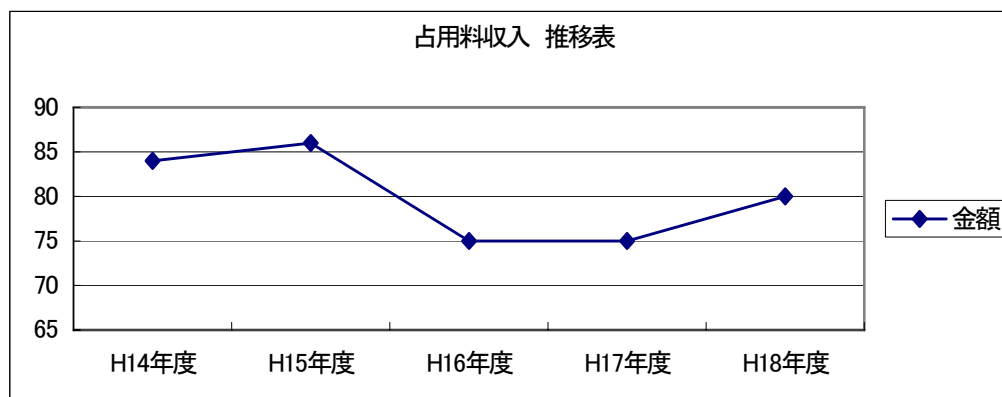
区分		金額
工作物を設置する場合	水管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物	1年までごとに1mまでごとに 140円
	電柱、街灯その他これらに類する工作物	1年までごとに1本ごとに 770円
	その他の工作物	1月までごとに1㎡までごとに 100円
工作物を設置しない場合		1月までごとに1㎡までごとに 100円

過去5年間の占用料収入の推移は以下のようになっている。

図表 129

(単位:百万円)

区分	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	84	86	75	75	80



### 占用料の改定状況(推移)

占用に係る主な料金の改定状況をまとめてみると以下のようなになった。

占用料の改定は港湾整備事業特別会計への移行後、消費税の導入時と消費税率アップ時にしか行われておらず、実質的に料金の見直し改定は行われていない。

公的機関の料金の設定の考え方には、コスト回収を図る料金設定方式と、利用者側の要求に応じた料金設定方式の2つの考え方がある。特別会計では、獲得した収益でコストを賄うことが大原則であることから、コスト回収を図る料金設定が必要となる。しかし、一方、他県との競争の側面があることから、他県、特に東北均衡の料金設定を考量しながら意思決定することになる。

他県との、港湾業務関係の料金を比較したものが次表である。

各県の料金体系が相違するので、単純な比較はできないものの、岩手県の料金水準はかなり高い水準にあると言える。このことが、昭和59年以来、料金の改定をしていない理由の一つと考えられる。

しかし、常に利用者のニーズにあったサービスを提供するためには、コストに見合ったサービス料金を徴収することが不可欠であり、利用者の意向を確認しながら、料金改定できるようにすることが望まれる。

図表 130

年度	工作物を設置する場合			しない場合(円/ 月、㎡)	改定理由等
	水管(円/年、m)	電柱(円/年、本)	その他(円/月、㎡)		
56	40	100			
57	40	100			
58	40	100			
59	40	100	30	30	
60	40	100	30	30	
61	40	100	30	30	
62	40	100	30	30	
63	40	100	30	30	
64	40	100	30	30	
65	40	100	30	30	
66	40	100	30	30	
67	40	100	30	30	
68	40	100	30	30	
69	40	100	30	30	
70	40	100	30	30	
71	40	100	30	30	
72	40	100	30	30	
73	40	100	30	30	
74	40	100	30	30	
75	40	100	30	30	
76	50	240	100	100	道路占用料の改定
77	50	240	100	100	
78	50	240	100	100	
79	50	240	100	100	
80	50	240	100	100	
81	74	430	100	100	道路占用料の改定
82	74	430	100	100	
83	74	430	100	100	
84	100	550	100	100	道路占用料の改定 (港湾整備事業特別会計へ移行)
85	100	550	100	100	
86	100	550	100	100	
87	100	550	100	100	
88	100	550	100	100	
89	100	550	100	100	
90	120	680	100	100	道路占用料の改定
91	120	680	100	100	
92	120	680	100	100	
93	120	680	100	100	
94	120	680	100	100	
95	120	680	100	100	
96	120	680	100	100	
97	140	770	100	100	道路占用料の改定
98	140	770	100	100	
99	140	770	100	100	
00	140	770	100	100	
01	140	770	100	100	
02	140	770	100	100	
03	140	770	100	100	
04	140	770	100	100	
05	140	770	100	100	
06	140	770	100	100	

## 18. 使用料について

港湾施設(岸壁、係船浮標、上屋、野積場、貯木場、船舶のための給水施設)を使用しようとするものは、知事の許可を受けなければ利用することができない(岩手県港湾施設管理条例第7条)。許可を受けた者は、使用料を納付して使用することになるが、港湾整備事業特別会計に計上される使用料は、岸壁、係船浮標(一般会計分)を除いたものとなる。

図表 131

施設名	金額	
上屋  (薫蒸設備を利用する場合)	使用日数 15 日まで 1 日当たり 15 円 75 銭/m <sup>2</sup>	
	使用日数 15 日超～30 日まで 1 日当たり 31 円 50 銭/m <sup>2</sup>	
	使用日数 30 日超 超過 1 日当たり 47 円 25 銭/m <sup>2</sup>	
	上記合計額に取扱量 1 トンまでごとに 136 円 50 銭を加えた金額	
水面貯木場	使用日数 30 日までは 1 日当たり 63 銭/m <sup>2</sup>	
	使用日数 30 日超 超過 1 日当たり 95 銭/m <sup>2</sup>	
野積場、陸上貯木場  (舗装)	使用日数 15 日まで 1 日当たり 3 円 15 銭/m <sup>2</sup>	
	使用日数 15 日超～30 日まで 1 日当たり 3 円 78 銭/m <sup>2</sup>	
	使用日数 30 日超 超過 1 日当たり 4 円 41 銭/m <sup>2</sup>	
	(舗装なし)	使用日数 15 日まで 1 日当たり 1 円 58 銭/m <sup>2</sup>
		使用日数 15 日超～30 日まで 1 日当たり 2 円 36 銭/m <sup>2</sup>
		使用日数 30 日超 超過 1 日当たり 3 円 15 銭/m <sup>2</sup>
船舶のための給水施設	給水 1 トンごとに (執務時間内)水道料金+157 円 50 銭	
	給水 1 トンごとに (執務時間外)  (水道料金+157 円 50 銭)×1.3	

なお、使用料に関して、以下の事項に該当する場合には、使用料を減免することができる(岩手県港湾施設管理条例第13条)。

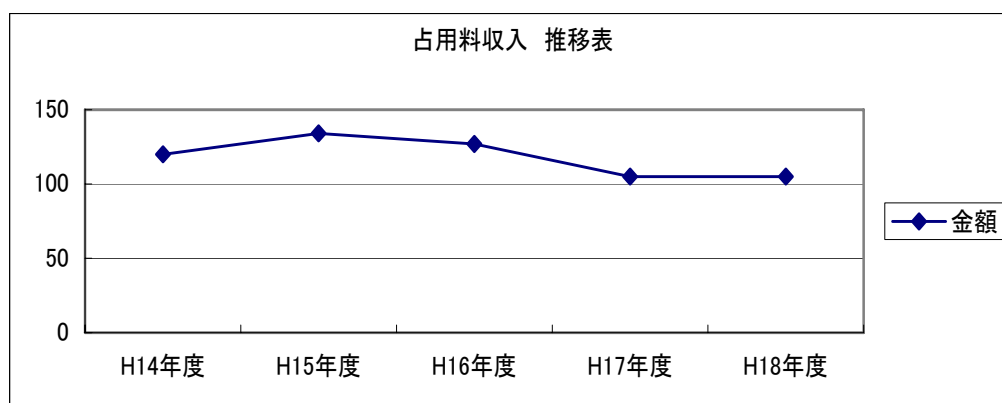
- (1) 国又は地方公共団体が公用又は公共用のために、自ら岸壁を使うとき。
- (2) 上記以外に、公益上特に必要があると知事が認めたとき。

過去5年間の使用料収入の推移は以下のようになっている。

図表 132

(単位:百万円)

区分	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	120	134	127	105	105



### ① 上屋使用料

岩手県の港湾で上屋を保有して、使用料を徴収している港湾は、釜石港と宮古港の2港湾だけである。釜石港の上屋施設は2棟であるが、いずれも老朽化が相当に進んでおり、その利用率は僅か 2.6% となっていた。

宮古港藤原地区の上屋施設は 4 棟である。このうち、1棟は薫蒸倉庫であるが、薫蒸倉庫としては使われていなかった。薫蒸する場合には、外でシートを掛けて行っているとのことであった。

この薫蒸施設は、ここ数年使われたことがなく、その必要性が疑わしいと認められる施設であった。

## ②使用料の改定状況

主な使用料金の改定状況は以下のとおりとなっていた。

港湾整備事業特別会計に移行して以来、消費税の導入および消費税率アップの時にしか料金は改定されていない。

図表 133

年度	貯木場(30日まで一般)	野積場(舗装済15日まで)	上屋(15日まで)	船舶積水施設(執務時間内一般)	改定理由
56			2.00	30.00	
57			2.00	30.00	
58			2.00	30.00	
59			2.00	30.00	
60			2.00	30.00	
61			2.00	30.00	
62			2.00	30.00	
63			2.00	30.00	
64			2.00	30.00	
65			2.00	50.00	原価ベース
66			2.00	50.00	
67	0.08		2.00	70.00	原価ベース
68	0.08		2.00	70.00	
69	0.08		2.00	70.00	
70	0.08	2.00	4.00	70.00	原価ベース・他県考
71	0.25	2.00	4.00	70.00	原価ベース
72	0.25	2.00	4.00	70.00	
73	0.25	2.00	4.00	水道料+40	原価ベース
74	0.25	2.00	4.00	水道料+40	
75	0.25	2.00	4.00	水道料+40	
76	0.35	3.00	6.00	水道料+50	原価ベース・他県考
77	0.35	3.00	6.00	水道料+50	
78	0.35	3.00	6.00	水道料+50	
79	0.35	3.00	6.00	水道料+50	
80	0.35	3.00	6.00	水道料+50	
81	0.60	3.00	15.00	水道料+100	他県考量
82	0.60	3.00	15.00	水道料+100	
83	0.60	3.00	15.00	水道料+100	
84	0.60	3.00	15.00	水道料+150	(港湾整備事業特別会計移行)他県
85	0.60	3.00	15.00	水道料+150	
86	0.60	3.00	15.00	水道料+150	
87	0.60	3.00	15.00	水道料+150	
88	0.60	3.00	15.00	水道料+150	
89	0.62	3.09	15.45	水道料+154.5	消費税課税
90	0.62	3.09	15.45	水道料+154.5	
91	0.62	3.09	15.45	水道料+154.5	
92	0.62	3.09	15.45	水道料+154.5	
93	0.62	3.09	15.45	水道料+154.5	
94	0.62	3.09	15.45	水道料+154.5	
95	0.62	3.09	15.45	水道料+154.5	
96	0.62	3.09	15.45	水道料+154.5	
97	0.63	3.15	15.75	水道料+157.5	消費税率アップ
98	0.63	3.15	15.75	水道料+157.5	
99	0.63	3.15	15.75	水道料+157.5	
0	0.63	3.15	15.75	水道料+157.5	
1	0.63	3.15	15.75	水道料+157.5	
2	0.63	3.15	15.75	水道料+157.5	
3	0.63	3.15	15.75	水道料+157.5	
4	0.63	3.15	15.75	水道料+157.5	
5	0.63	3.15	15.75	水道料+157.5	
6	0.63	3.15	15.75	水道料+157.5	

上屋の使用料を東北地方の他県と比較してみたものが、次表である。

他県と比して、平均以上の料率になっているといえる。



## 他県比較（上屋使用料）

図表 134

県別	上屋		
	15日まで	15日超～30日まで	30日超
岩手県	15.75円/日、㎡	31.50円/日、㎡	47.25円/日、㎡
青森県	17.85/日、㎡		
秋田県	12.70円/日、㎡	25.41円/日、㎡	38.11円/日、㎡
宮城県	12.00円/日、㎡	24.00円/日、㎡	
山形県	13.85円/日、㎡	27.71円/日、㎡	41.57円/日、㎡
福島県	19.00円/日、㎡		38.00円/日、㎡
東北 平均	15.19円/日、㎡	24.25円/日、㎡	34.46円/日、㎡

図表 135

### 19. 採算状況について

岩手県における各港湾の施設の採算状況は、次表のようにまとめることができる。

顕著なことは採算性が低いことである。これは、利用状況が低いことにもよるが、もともと採算に合わない事業モデルになっているからに他ならない。

釜石港 12.2%、大船渡港 46.5%、宮古港 21.6%、久慈港で 11.2%となっており、採算が極めて低くなっている。

なお、採算性をはじく上で便宜的に次のような取扱いとした。年間コストの計算は減価償却見合額(起債額の 90%を耐用年数で除した額)に年間支払利息負担額の合計額とした。年間収入には、占用料と使用料の合計額とした。採算性は年間収入÷年間コスト×100 として求めている。

採算ラインをキープした地区が 2 地区あった。

大船渡港茶屋前地区と宮古港の日立浜地区である。大船渡港の茶屋前地区は大船渡港のメイン埠頭であり、相当の収入額を稼いでいる。本来、他地区のモデルになるべき地区であると言える。日立浜地区はエリアが小さいところであるが、施設の稼働率も高いことから採算ラインをキープしている。

しかし、一方採算割れしている地区が大多数である。既に利用者が決まって開発した地区はそれほど

でもないが、開発により新規需要を呼び起こす計画のところは、ほとんどが破綻している。

<釜石港>

図表 136

(単位;千円)

地区	施設名	耐用年数	年間コスト	年間収入	採算率
須賀	第1 野積場	50	97,370	12,248	12.6%
須賀	第2 野積場	50	(42,134)	(未完成)	-
須賀	上屋	31	12,823	1,213	9.5%
計			110,193	13,461	12.2%

<大船渡港>

図表 137

(単位;千円)

地区	施設名	耐用年数	年間コスト	年間収入	採算率
永浜・山口	野積場	50	(158,880)	(未完成)	-
永浜	貯木場	50	20,170	996	4.9%
野々田	野積場	50	92,012	22,306	24.2%
野々田	コンテナ専用野積場	15	(3,813)	(未完成)	-
清水	野積場	50	1,984	626	31.6%
茶屋前	野積場	50	23,066	40,661	176.3%
赤土倉	野積場	50	1,230	9	0.7%
山口	(ふ頭用地)	50	656	90	13.7%
計			139,118	64,688	46.5%

<宮古港>

図表 138

(単位;千円)

地区	施設名	耐用年数	年間コスト	年間収入	採算率
藤原	第1 野積場	50	133,148	31,076	23.3%
藤原	第2 野積場	50	(4,592)	(未完成)	-
神林	貯木場	50	8,638	1,207	14.0%
高浜	野積場	50	42,232	3,769	8.9%
出崎	(港湾関連用地)	50	4,642	3,013	64.9%
日立浜	野積場	50	2,058	2,895	140.7%
鉾ヶ崎	(ふ頭用地)	50	-	2,654	-
藤原	上屋	31	73,535	12,447	16.9%
計			264,253	57,061	21.6%

<久慈港>

図表 139

(単位;千円)

地区	施設名	耐用年数	年間コスト	年間収入	採算率
諏訪下	野積場	50	200,942	25,846	12.9%
半崎	野積場	50	146,388	12,768	8.7%
玉の脇	野積場	50	4,476	778	17.4%
計			351,806	39,392	11.2%

## 20. 船舶給水委託料について

船舶給水の委託料は、給水 1 回ごとの料金に給水量 1 トンまでごとの料金を加算して算出される(勤務時間内の場合)。過去 5 年間の港湾ごとの委託業者と委託料をまとめたものが下表である。

岩手県においては、船舶給水業務は長期間にわたって同一業者と随意契約によって行われている。

図表 140

場所	業者名	方法	H14	H15	H16	H17	H18
大船渡港	A社	1回	2,100.00	1,911.00	1,911.00	1,911.00	1,911.00
野々田地区		1トン当たり	102.90	94.50	94.50	94.50	94.50
大船渡港	B社	1回	2,100.00	1,911.00	1,911.00	1,911.00	1,911.00
茶屋前地区		1トン当たり	102.90	94.50	94.50	94.50	94.50
釜石港	C社	1回	1,995.00	1,995.00	1,785.00	1,690.50	1,701.00
		1トン当たり	78.75	78.75	78.75	73.50	71.40
宮古港	D社	1回	2,415.00	2,415.00	2,415.00	2,310.00	2,215.50
		1トン当たり	42.00	42.00	42.00	42.00	39.90
久慈港	E社	1回	1,837.50	2,047.50	2,047.50	2,047.50	2,047.50
		1トン当たり	78.75	87.15	87.15	87.15	87.15
小本港	F社	1回	-	-	3,570.00	3,517.50	-
		1トン当たり	-	-	178.50	173.25	-

### ① 委託料の積算基準の相違について

委託料の積算方法については、各港湾ごとに異なる方法で積算されていた。

### ② 給水業者の選定について

(意見)

大船渡港の給水業者の選定は、野々田地区と茶屋前地区のそれぞれの地区ごとに選定している。

野々田地区をA社が、茶屋前地区をB社が業務するようになっている。それぞれの地区において各社を選定した理由として、「従来から大船渡港において当該業務に携わっており、大船渡港の港湾施設及び港湾の事情にも精通している。また、事務所が給水場所に近く、休日、祝日、昼夜の給水業務にも対応できることから、同人に当該業務を委託することが得策であると思料される。以上のことから、地方自

治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約としたい。」とされている。

しかし、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」となっており、給水業務が当該規定による競争入札に適しない業務とする理由にはなっていない。

毎年A社、B社の見積額が同額となっていることも不自然であり、競争原理が十分に働いているか疑問である。

## 21. 整備費について

### <大船渡港>

#### ① 大船渡港永浜・山口地区中仕切護岸(A・B工区)工事

図表 141

(千円)

当初契約額	301,350
最終契約額	307,546
請負者	K社
当初契約年月	平成18年6月27日
最終変更契約	平成19年3月2日
工期	平成18年6月28日～平成19年3月20日

当該工事は、A、B工区の中仕切護岸（矢板式）工事であり、F工区の中仕切護岸（矢板式）工事と併せて、港湾機能施設整備事業（376,000千円）となっている。

当該工事については、捨石沈下により所要の天端高が確保されなくなる可能性が出てきたことから、本体工と上部工の同年度の施工を避け、上部工を延期することとなった。それに伴い捨石、防砂シート敷設等についても減じられることとなった。

このため減額分をD工区の基礎捨石工へ振替へられた。なお、D工区の増加額は、46,733千円（設計内訳書ベース）となっている。

しかし、当該工事は条件付一般競争入札されたものである。仕様変更が当該工区内の変更ではなく、D工区の作業へと振り替えられてしまっている点に問題があり、本来は当該工事の減額処理を行ない、D工区分は別途工事として取り扱うべきであったと考えられる。

図表 142

主な変更項目	実施設計	変更設計	差引変更
施工延長(m)	154	219	65
本体捨石(m <sup>3</sup> )	10,557	12,602	2,045
防砂シート(m <sup>2</sup> )	4,542	0	-4,542
汚濁防止膜(m <sup>2</sup> )	1,660	5,060	3,400

② 大船渡港野々田地区リーファーコンセント電源設備工事

図表 143

(千円)

当初契約額	48,957
最終契約額	57,248
請負者	0社
当初契約年月	平成18年7月25日
最終変更契約	平成18年12月13日
工期	平成18年7月25日～平成19年1月10日

当該工事は、大船渡港・釜山港国際貿易コンテナ定期航路の開設に伴うコンテナ施設の整備事業で、水産物などの冷凍食品の取扱いができるリーファーコンセント電源設備16口を整えたものである。

当該工事は工期が迫ってきたにもかかわらず、コンテナヤードの全体レイアウトが定まらず、レイアウトが定まらない中、発注されたものであり、発注後に仕様変更となった工事である。

主な変更は、レイアウト変更によるリーファーコンテナ架台の設置や型枠の増額によるもので、結果的に総額8,290千円の増額となっていた。

### ③ 大船渡港永浜・山口地区埋立(ポンプ土取)工事

(意見)

図表 144

(千円)

当初契約額	209,790
最終契約額	236,359
請負者	S社
当初契約年月	平成18年6月22日
最終変更契約	平成19年3月28日
工期	平成18年6月23日～平成19年2月27日
翌年度への繰越額	60,002

当該工事は、永浜・山口地区埋立工事に係るもので、当初はポンプ土取り 194,100 m<sup>3</sup>であったものに、魚市場前の浚渫のためのグラブ土取 4,800 m<sup>3</sup>を追加工事としている。

当該グラブ工事は、もともとの入札の対象とした工事仕様には入っていない工事であり、仕様変更という形で後から追加、変更されたものである。県では、仕様変更による追加工事を一定金額割合まで認めているが、認められる範囲はあくまでも同一工事内に限られるべきであり、別途工事にまで拡大して取り扱うべきではない。この他にも、当初の仕様にはない工事が追加されていたケースが散見された。



## vi. 土地先行取得事業特別会計

### 1. 制度の目的及び概要

土地先行取得事業特別会計の設立目的・関係省庁・関連法令は以下のとおりである。

#### ① 設立目的

・「国庫債務負担行為に基づく用地先行取得制度」(以下「用地国債」という。)を活用し、国土交通省所管の国庫補助事業の実施に必要な用地を取得するために設けられたものである。

本県は、本特別会計の明確な経理を行うことを目的とし、「岩手県土地先行取得事業特別会計条例」を制定している。

また、本特別会計において土地開発基金の運用益にかかる歳入歳出予算の経理を行っている。

※ 地方公共団体が用地国債を活用する場合、特別会計を設けることが義務付けられている。(昭和 51 年 5 月 11 日計用発第 16 号建設事務次官通達「国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を先行取得する場合の取扱いについて」)

#### ② 関係省庁

・ 国土交通省:国庫債務負担行為による補助事業の交付申請省庁

#### ③ 関連法令

法律

- ・ 財政法(国庫債務負担行為)
- ・ 地方自治法(基金)

条例

- ・ 岩手県土地先行取得事業特別会計条例(昭和 44 年 7 月 4 日条例第 38 号)
- ・ 土地開発基金条例(昭和 44 年 7 月 4 日条例第 39 号)

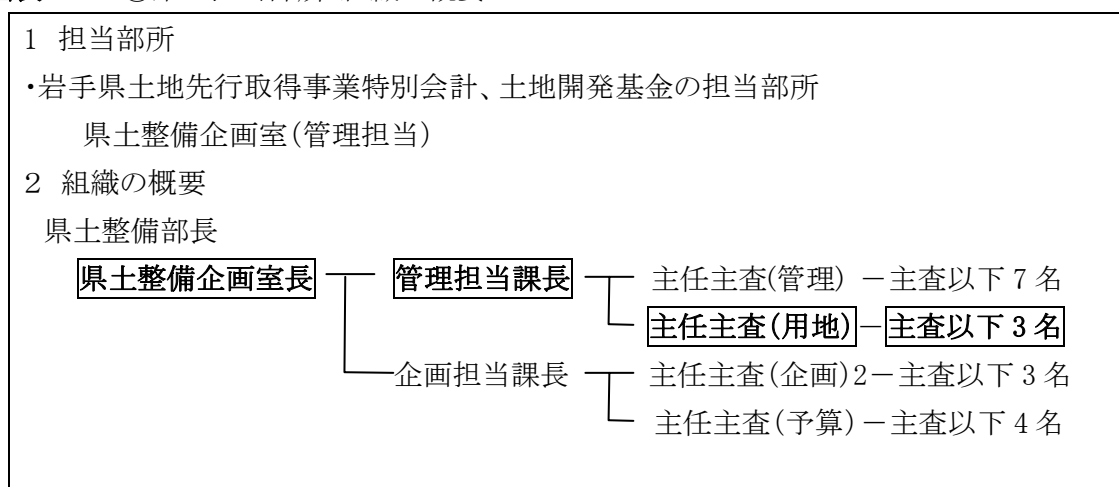
主要通達

- ・ 昭和 44 年 2 月 17 日自治地第 16 号自治省財政局長から各都道府県知事・指定都市市長あて通達「土地開発基金等の設置について」
- ・ 平成 51 年 5 月 11 日計用発第 16 号建設事務次官通達「国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を先行取得する場合の取扱いについて」

## 2. 県の特別資金の状況

岩手県の担当部所・組織と歳入歳出の状況は以下のとおりである。

図表 145 ①県の担当部所・組織の概要



図表 146 ②歳入・歳出の概要

<歳入>	
基金運用収入	: 土地開発基金の繰替運用による利子収入
財産売払収入	: 補助事業施行者(一般会計)への財産の売払収入
一般会計繰入金	: 一般会計から特別会計に対する繰入金
繰越金	: 前年度からの繰越金
県債	: 土地取得事業に必要な資金調達(百万円単位)
<歳出>	
基金管理運営費	: 基金の管理事務費
公債費(元金)	: 既取得土地に係る償還元金
公債費(利子)	: 既取得土地に係る償還利子
土地取得事業	: 土地取得等に要する経費

## 3. 予算とフローからみた状況

下記に平成 15 年度から平成 19 年度までの当該特別会計の歳入と歳出の推移および公債費の推移ならびに土地取得・借入金の償還・償却のフローを記載している。予算状況とフローから当該特別会計は実質的には、県の用地取得部門である補助事業施行者と用地売却者の間のスルー会計であるといえる。

また、図表 148 の事業名からわかるように近年当該特別会計を利用する事業はダム建設等であり、件数も年にあって 1 件となっている。

図表 147 (1)平成 15～19 年度の歳入・歳出の推移

(単位:千円)

	款	事業内容	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
歳入	財産収入	基金運用収入	6,052	4,830	2,776	1,418	312
		財産売払収入	456,884	414,569	418,942	363,415	388,288
	一般会計繰入金	一般会計繰入金	1,115	683	2,197	565	108
	繰越金	前年度繰越金	53	179	11	12	1
	県債	補助事業用地取得	231,000	0	575,000	644,000	322,000
	計			<b>695,104</b>	<b>420,261</b>	<b>998,926</b>	<b>1,009,410</b>
歳出	管理事務費	基金管理運営費	6,050	4,999	2,778	1,417	313
	公債費	元金	451,632	411,200	417,300	360,800	369,900
		利子	5,024	4,051	3,257	1,780	5,594
	土地取得事業	土地取得事業	232,220	0	575,579	645,400	334,902
	計			<b>694,925</b>	<b>420,250</b>	<b>998,914</b>	<b>1,009,397</b>

※ 15～18 年度は決算、19 年度は当初予算

図表 148 (2)平成 15 年～19 年度の公債費の推移

(単位:千円)

事業名		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
H11 築川ダム	償還額	103,872								103,872
	再取得	101,329								101,329
H13 遠野 第二ダム	償還額	204,080	206,267	208,139						618,486
	再取得	200,694	203,395	206,131						610,220
H14 遠野 第二ダム	償還額	148,704	152,671	154,225	156,113					611,713
	再取得	154,861	152,869	154,547	156,250					618,527
H15 遠野 第二ダム	償還額		56,313	58,193	58,956	59,534				232,996
	再取得		58,305	58,264	59,001	59,603				235,173
H17 津付ダム	償還額				147,511	144,093	145,018	147,526		584,148
	再取得				148,164	144,090	145,010	147,521		584,786
H18 津付ダム	償還額					171,867	183,204	183,616	182,886	721,573
	再取得					184,595	184,304	184,004	183,709	736,612
H19 木賊川	償還額						105,737	111,274	111,690	328,701
	再取得						111,708	111,599	111,708	335,015
計	償還額	456,656	415,251	420,557	362,580	375,494	433,959	442,416	294,576	3,097,618
	再取得	456,884	414,569	418,942	363,415	388,288	411,022	443,124	295,417	3,119,333

図表 149 (3)土地取得フロー

事務手続	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国庫債務負担行為による国庫補助事業用地の先行取得に係る交付申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業施行者は、土地先行取得に係る実施計画を策定し、国土交通省に補助金等の交付申請を行う。</li> <li>・ 土地先行取得者は、土地先行取得事業特別会計予算要求書を作成し、予算要求を行い、議会の議決を得る。</li> <li>・ 土地先行取得者は、国土交通省から先行取得に係る実施計画の承認又は補助金等の交付決定があったときは、土地先行取得事業特別会計に計上した予算により、土地所有者と契約を締結し用地補償費を支払い、公共用地を取得する。</li> <li>・ 土地先行取得者は、土地の先行取得に係る経費(用地補償費、委託料、事務費、利子支払額等)が確定後、市中銀行等に対し、借入手続きを行う。</li> </ul>
② 県予算による予算措置	
③ 土地の先行取得	
④ 資金の調達	

図表 150 (4)土地売払い・県債償還フロー

事務手続	内 容
① 公共事業用地の再取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業施行者は、土地先行取得者が公共用地を取得した翌年度以降、国庫債務負担行為に基づき予め定めた期間で、土地先行取得者から公共用地を取得する。(一般会計から特別会計への予算の振替、特別会計から一般会計への土地の引渡し)。</li> <li>・ 土地先行取得者は、補助事業施行者に対し、公共用地の売払いを行って、売払収入等を財源に市中銀行等に借入金を返済する。</li> </ul>
② 県債の償還	

図表 151 (5)土地の活用フロー

事務手続	内 容
① 公共事業用地の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業施行者は、土地先行取得者から取得した公共用地等を活用して事業を展開する。</li> </ul>

#### 4. 結果または意見

土地先行取得事業特別会計については、県の用地取得部門である補助事業施行者と用地売却者  
の間をスルーするだけの会計であり、裁量的な土地の先行取得等を行っておらず、結果または意見とし  
て記載すべき問題点は発見されなかった。

## vii. 流下水道事業特別会計

### 1. 流域下水道事業の概要

「都市計画法第 13 条第 1 項第 11 号」では、市街化区域および区域区分が定められていない都市計画区域については、「少なくとも道路、公園及び下水道を定めるもの」とされており、下水道は道路、公園とならび健康で文化的な生活および機能的な生活活動を確保するために必要不可欠な都市施設である。

下水道事業には、生活排水等の汚水を管渠で集め処理を行い河川等に排出する「汚水処理事業」と降雨時の雨水を管渠で集め河川等に排出し水害を防止する「雨水処理事業」がある。

また、下水道法により、下水道は「公共下水道(狭義)」、「流域下水道」および「都市下水路」の三つに大別され、さらに下水道に類するものとして、「農業集落排水事業」、「地域下水道」および「合併処理浄化槽」等の汚水処理事業がある。

下水道は、その機能としては、河川、湖沼及び海域等の公共用水域の水質環境基準の達成及びそれら流域における生活環境の改善等を図るための施設である。施設は管渠、ポンプ場及び終末処理場より構成され、これらの施設が 2 以上の市町村の区域にわたっている場合、その設置及び管理は、下水道法第 25 条の 2 第 1 項に基づき、原則として都道府県が行うこととされている。

一方、市町村は計画区域内の下水を排除するために、流域幹線管渠に接続する枝線管渠からなる流域関連公共下水道を設置、管理している。流域下水道は、この流域関連公共下水道と一体的に整備を行うことにより効果を生じる事業である。

岩手県の流域下水道事業は、昭和 49 年度に都南処理区において事業に着手したのが始まりである。また、昭和 55 年度に都南処理区で供用開始され、昭和 62 年度に花北処理区、平成 2 年度に一関処理区、平成 4 年度に胆江処理区と順次供用を開始した。

岩手県の計画では平成 32 年度末で処理人口 646,000 人を見込んでおり、平成 18 年度末現在で 432,741 人(事業進捗率 67.0%)となっている。

都南処理区、花北処理区、胆江処理区は北上川上流流域下水道であり、一関処理区は、磐井川流域下水道となっている。

図表 152 から図表 155 に関連市町村のほか 4 処理区の平成 18 年度末現在での計画と現況を記載している。

管渠(かんきょ)延長は、各処理区で概ね計画どおりであり、処理人口の平成 18 年度末の実数も事業認可と比較しては、各処理区とも、75%から 85%程度の水準であり、概ね事業認可に沿った水準となっている。

図表 152 都南処理区の計画と現況

項目	全体計画	事業認可	平成 18 年度末
関連市町村	盛岡市、雫石町、矢巾町、滝沢村		
処理面積	12,742ha	7,476ha	5,593ha
処理人口	388,000 人	310,380 人	258,394 人
処理能力	215,100 m <sup>3</sup> /日最大	174,300 m <sup>3</sup> /日最大	154,800 m <sup>3</sup> /日最大
管渠延長	82,340m	79,990m	73,406m
処理方式	標準活性汚泥法		
汚水排除方式	分流式(盛岡市一部合流式)		

図表 153 花北処理区の計画と現況

項目	全体計画	事業認可	平成 18 年度末
関連市町村	花巻市、北上市		
処理面積	7,597ha	5,504ha	3,567ha
処理人口	138,300 人	132,340 人	104,600 人
処理能力	75,800 m <sup>3</sup> /日最大	68,400 m <sup>3</sup> /日最大	34,110 m <sup>3</sup> /日最大
管渠延長	42,690m	42,690m	42,690m
処理方式	標準活性汚泥法		
汚水排除方式	分流式		

図表 154 胆江処理区の計画と現況

項目	全体計画	事業認可	平成 18 年度末
関連市町村	奥州市、金ヶ崎町		
処理面積	3,858ha	2,360ha	1,781ha
処理人口	69,500 人	53,990 人	46,770 人
処理能力	40,100 m <sup>3</sup> /日最大	34,800 m <sup>3</sup> /日最大	19,200 m <sup>3</sup> /日最大
管渠延長	20,720m	19,490m	19,490m
処理方式	標準活性汚泥法		
汚水排除方式	分流式		

図表 155 一関処理区の計画と現況

項目	全体計画	事業認可	平成 18 年度末
関連市町村	一関市、平泉町		
処理面積	2,108ha	958ha	712ha
処理人口	50,200 人	31,219 人	22,977 人
処理能力	28,000 m <sup>3</sup> /日最大	17,200 m <sup>3</sup> /日最大	9,500 m <sup>3</sup> /日最大
管渠延長	8,922m	8,922m	8,922m
処理方式	標準活性汚泥法		
汚水排除方式	分流式		



## 2. 流域下水道事業特別会計

### (1) 歳入・歳出の状況

岩手県の流域下水道事業特別会計は、昭和55年度から、流域下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的として設置された(岩手県流域下水道事業特別会計条例第1条)。最近5年間の歳入と歳出の内訳は図表156にあるとおり、歳出の管理費・建設費・公債費に見合いとなる分が歳入となるため、削減が不可能な公債費を除くと、流域下水道事業特別会計の中で管理費・建設費の管理が重要となる。

図表 156 流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

単位：千円

歳入内訳		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
負担金	管理費	2,937,714	2,498,121	2,604,650	2,617,888	2,625,929
	建設費	851,640	1,002,340	851,640	891,875	886,015
	公債費	435,820	430,340	384,784	378,066	426,949
	小計	4,225,174	3,930,801	3,841,074	3,887,829	3,938,893
行政財産使用料	管理費	324	316	314	311	336
国庫補助金	建設費	4,202,666	3,319,514	2,363,850	2,363,770	2,353,410
繰入金	管理費	101,463	325	752	42,056	54,676
	建設費	15,860	7,340	7,640	7,875	14,015
	公債費	1,275,633	1,407,654	1,459,012	1,615,802	1,448,765
	小計	1,392,956	1,415,319	1,467,404	1,665,733	1,517,456
繰越金		1,925,317	1,568,330	866,309	1,103,923	1,399,188
諸収入	管理費	65,519	72,655	79,137	35,779	44,855
	建設費	0	0	0	30,175	3,343
	公債費	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276
	小計	69,795	76,931	83,413	70,230	52,474
県債		1,629,000	1,355,000	788,000	799,000	844,000
合計		13,445,232	11,666,211	9,410,364	9,890,796	10,105,757

歳出内訳		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
管理費	管理事業	2,193,519	2,369,787	2,397,743	2,281,338	2,494,349
	償還金、利子及び割引料 <sup>※1</sup>	279,605	368,895	755	387	2
	公課費 <sup>※2</sup>	59,910	0	0	68,697	54,676
	繰出金	102,771	176,765	93,463	141,666	334,523
	小計	2,635,805	2,915,447	2,491,961	2,492,088	2,883,550
建設費		7,487,019	6,041,131	3,946,549	4,001,377	4,063,167
公債費	元金	1,036,329	1,151,492	1,193,845	1,295,992	1,208,647
	利子	717,750	691,833	674,086	702,151	671,343
合計		11,876,903	10,799,903	8,306,441	8,491,608	8,826,707

※1 償還金、利子及び割引料のうち国庫補助返還金、市町村維持管理負担金返還金及び歳計金相互利用利子のみを計上

※2 公課費のうち消費税及び地方消費税のみを計上

(意見)地方公営企業法の適用について

下水道事業については、都道府県レベルの地方公営企業法の適用はないが、政令指定都市等の市町村レベルでは、下水道事業について地方公営企業法の適用が多くある。

流域下水道事業は、県の事業の中でも企業性が強く、公営企業法の適用は有用なものと考えられる。

3. 管理費

管理費の財源は、ほぼ市町村維持管理負担金で賄われている。本県の維持管理負担金の算出方法は、水量従量制をとっており、次の式により負担金額の算出を行っている。

【維持管理負担金単価】×【終末処理場流入水量】

また、管理費の会計は、4つの処理区ごとに分別管理しているため、維持管理負担金単価についても図表 157 に示すとおり処理区ごとに異なっている。

なお、各市町村が岩手県に納入する維持管理負担金は住民からの下水道使用料で賄うこととなっている。

負担金単価は平成 19 年度で比較した場合、供用開始年度や処理人口といったスケールメリット等の問題もあって、都南処理区の 43 円/m<sup>3</sup>から一関処理区の 141 円/m<sup>3</sup>と約 3.3 倍の開きがある。

図表 157 処理区別維持管理負担金単価一覧表 単位:円/m<sup>3</sup>

流域下水道名	処理区名	供用開始年月日	負担金	S55	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	
北上川上流流域	都南	S55. 4. 1	負担金単価	45. 8			47			45					
			うち資本費		3. 86		8. 46			9. 65					
	花北	S62. 4. 1	負担金単価		75		77		88			103			
			うち資本費												
	胆江	H4. 10. 1	負担金単価								80			86	
			うち繰入金回収												
磐井川流域	一関	H2. 4. 1	負担金単価					100			114			131	
			うち繰入金回収												

供用開始年月日	負担金	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
S55. 4. 1	負担金単価	46	53			50			45			43		
	うち資本費	9. 65	7. 17			8. 57			5. 98			7. 99		
S62. 4. 1	負担金単価	105						90						
	うち資本費	4			20						25			
H4. 10. 1	負担金単価	88	95				105			115				
	うち繰入金回収									21				
H2. 4. 1	負担金単価	134						141						
	うち繰入金回収										9			

流域下水道特別会計では、平成 15 年度以降赤字補填を目的とする一般会計からの繰入は行っておらず、過年度の赤字補填用繰入金についても、都南処理区は既に回収済みであり、花北処理区は平成 21 年度、胆江処理区は平成 22 年度までに回収完了予定となっている。

一関処理区では平成 18 年度より回収を開始しているが、回収期限は設定されていない。

#### (1) 浄化センターの管理委託契約

各処理区には浄化センターとして、都南浄化センター（都南処理区）、北上浄化センター（花北処理区）、水沢浄化センター（胆江処理区）ならびに一関浄化センター（一関処理区）がある。

これらの浄化センターの管理委託契約は WTO 案件であり、金額的にも大きく、一般競争入札が行われている。

これらの案件については、予定価格は公表されていない。

都南浄化センター、北上浄化センター及び水沢浄化センターの管理委託契約は、各浄化センターの供用以来、同じ業者が落札している。

#### (意見)

当該浄化センターの管理委託契約では、入札落選者が、業務履行保証人になるケースが散見された。

一般の工事契約では、従前では、入札落選者による保証行為は談合の温床になるとして、岩手県をはじめ廃止している。

上記のような規模の大きな浄化センターの管理業務を実施可能な業者が限られることは理解できるが、一般の工事契約と同様に談合の防止のため、入札落選者による保証行為は廃止されることが望まれる。

#### 4. 建設費

##### (1) 流域下水道事業特別会計の建設事業の概要

補助対象事業、補助対象外起債対象事業、補助対象外起債対象外事業ならびに受託事業の建設費の財源内訳は、図表 158 のとおりである。

図表 158 建設事業

①補助対象事業	②補助対象外起債対象事業	③補助対象外起債対象外事業	④受託事業
国庫補助金 (1/2又は2/3)	市町村負担金 1/2	市町村負担金 1/2	市町村受託事業 負担金
市町村負担金 (1/4又は1/6)	起債※ 1/2	一般会計繰入金 1/2	
起債※ (1/4又は1/6)			

※起債は百万円単位であるため、端数が生じた場合は一般会計繰入金で対応

平成 18 年度決算では、建設費の事業費 4,063 百万円のうち、補助対象事業が 4,055 百万円と 99.8% を占めており、平成 17 年度以前についても同様の傾向であった。

## (2) 入札・契約制度の概要

一般的に、地方公共団体の公共工事などの入札にあたっては、制度上の不備により業者間の談合や官製談合といった不正が行われてしまうおそれがある。また、多くの地方自治体では、地元建設業者・土木業者等の保護のため、入札への参加を地元業者に限定する等の措置がとられ、業者選定の透明性・業者間の競争が十分ではなく、契約額が高止まりしてしまうおそれがある。

このような地方公共団体の入札・契約制度の特性によって、平成18年12月の全国知事会では入札改革の一環として指名競争入札を事実上廃止するなどの指針を決めている。岩手県においても随時、入札契約制度の改善が行われてきた。

### ①. 契約の前提

地方公共団体が、建設・土木工事等の請負契約を行う場合には、地方自治法第234条により、一般競争入札が原則となっている。例外的に政令で定めた場合には、指名競争入札や随意契約といった他の方法により契約を締結することができることされている。

一般競争入札は、広く誰でも契約の相手方になりうる機会を保証し、地方公共団体にとって有利な相手方を選択することができることから、競争性・透明性が高く原則的な方法とされているが、一方で、十分な履行能力を有する者が必ずしも落札するとは限らず、加えて、低廉入札による手抜き工事のおそれがあり、地方公共団体が思わぬ損害を被る可能性があり、また、入札までの事務処理期間が長く、機動的・即応的な発注に支障をきたす恐れがあることなどを根拠に他の契約方法が認められている。

## ②. 入札・契約制度の概要

監査対象年度中(平成 18 年 4 月 1 日現在)の岩手県が発注する公共工事の入札・契約制度の概要は下記に示すとおりである。

平成 17 年 9 月においては、公正取引委員会の排除勧告に伴う入札制度改善に関する当面の措置として下記の事項を実施している。

- イ. 受注希望型指名競争入札における指名者数の上限を 20 者から 30 者とした。
- ロ. 通常指名競争入札における原則指名者数を 10 者から 20 者とした。
- ハ. 予定価格の事前公表(試行)対象範囲を設計金額にかかわらず全ての入札方式に拡大するとともに、工事費内訳書等の積算資料を徴収することとした。
- ニ. 本庁発注の受注希望型指名競争入札を中心に電子入札の対象範囲を拡大した。
- ホ. 低入札価格調査制度の基準の見直し
  - ・ 直接工事費の失格基準の見直し
  - ・ 一般管理費等への失格基準の新設
  - ・ 配置技術者の増員の見直し

【1. 平成 18 年 4 月 1 日現在】

入札・契約方式	対象となる工事
一般競争入札	予定価格が 24 億 1 千万円以上の工事
条件付一般競争入札	設計額が1億円以上一般競争入札対象額未満の工事
受注希望型指名競争入札	設計額が5千万円以上の工事
通常型指名競争入札	設計額が5千万円未満の工事
随意契約	競争入札を行うより有利に契約ができる工事や、相手方が特定される等により競争入札になじまない工事

1 一般競争入札

予定価格が特定調達の対象となる金額以上の工事について、一般競争入札方式を採用している。

特定調達の対象となる金額は、平成 18 年 4 月 1 日現在 24 億 1 千万円以上となっている。

(1) 入札参加申請

一般競争入札に参加を希望する場合は、個別工事案件ごとに当該業種の工事への参加資格の認定を受け  
たうえで、公告を行った工事の入札参加資格申請書を公告に記載する受付機関に対して提出することになる。

(2) 当該業種の工事への参加資格の認定

岩手県知事が一般競争入札を行う工事については、毎年度当初(通常5月)に告示する「特定調達契約に係  
る一般競争入札に参加する者に必要な資格等」に基づき、個別工事案件ごとに、当該業種の工事への参加資  
格の認定を受ける。

また、医療局長や企業局長が入札を行う工事については、それぞれの発注機関で公告し、受付を行う。

2 条件付一般競争入札

設計額が1億円以上一般競争入札対象額未満の工事については、条件付一般競争入札方式を採用している。

(1) 入札参加申請

条件付一般競争入札に参加を希望する場合は、県営建設工事請負資格者名簿に登録したうえで、公告を行  
った工事の入札参加資格申請書を公告に記載する受付機関に対して提出する。

(2) 県営建設工事請負資格者名簿への登録

県営建設工事請負資格者名簿は、奇数年の2月に受付を行い、受付年度の翌年度から2年間有効となる。ま  
た、偶数年については、追加受付が行われる。追加された者の、名簿の有効期間は1年間である。

(4) 条件付一般競争入札の「条件」について

条件付一般競争入札においては、入札参加にあたって次の条件を付けている。

ア 県営建設工事請負資格者名簿に登録していること。

イ 建設業者の主たる営業所の所在地によって、地域の限定を付けていること。

<一般的な工事の場合>

- ・設計額1億円以上5億円未満の工事の場合は岩手県内に主たる営業所を持つ者
- ・設計額が5億円以上の場合、工事ごとに検討して地域の条件を付ける場合がある。

ウ 発注する工事の内容によって、会社としての過去の施工実績、配置を予定する技術者の資格・免許及び過去の施工経験、建設業の許可区分等の条件を付ける場合がある。

### 3 受注希望型指名競争入札

設計額が5千万円以上1億円未満の工事については、対象工事の概要、参加資格要件等を前公表し、入札参加希望者から申請を受け付け、入札参加資格要件を充足する者の中から指名を行う、受注希望型指名競争入札方式を採用している。

入札参加を希望する者は、申請に当たり県営建設工事請負資格者名簿に登録されていることが必要となる。

#### (1) 対象となる工事

設計金額5千万円以上1億円未満のすべての工事を対象とする。ただし、現に有効な県営建設工事請負資格者名簿に登録されている県内業者が10者に満たない業種は対象とせず、通常型指名競争入札により発注する。

#### (2) 入札参加資格要件

受注希望型指名競争入札においては、次のような入札参加資格要件を付している。

ア 県営建設工事請負資格者名簿に登録していること。

イ 建設業者の主たる営業所の所在地によって、地域の限定を付けていること。

ウ 発注する工事の内容によって、会社としての過去の施工実績、建設業の許可区分等の条件を付ける場合がある。

#### (4) 指名者の決定

受注希望型指名競争入札については、指名者の上限を30者としている。

そこで、多数の者が申請した場合は、指名されない者が生ずる場合がある。

指名に当たっては、地理的条件を優先しつつ、受注希望型指名競争入札参加申請書に記載された、過去における工事実績、専任配置技術者状況などを総合的に勘案して選定する。指名者とならなかった者については、おって理由が通知される。

また、別に指名理由書が、入札執行後に入札結果の閲覧場所で公表される。

### 4 通常型指名競争入札

設計額が5千万円未満の工事について、入札参加希望者からの申請によらない通常の指名競争入札方式を採用している。

指名競争入札に参加を希望する者は、前提として県営建設工事請負資格者名簿に登録されていることが必要となる。

指名競争入札では、県営建設工事請負資格者名簿に登録されている者の中から、発注する工事の業種・格付に基づいて指名者を選定する。

指名者の選定については、「県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の指名基準」に基づいて、原則として20者を指名している。



### ③. 業者の選定の状況

条件付一般競争入札と受注希望型指名競争入札については、上記に示すとおり、入札に参加するには、「県営建設工事請負者資格者名簿」に登録をすること等が要件となっている。すなわち、岩手県に地盤があることが要件となっており、地元業者の保護が図られている。

指名競争入札については、県全体の業者のデータベースより、下水道関連業者を抽出し、点数・実績を基準に選定している。点数・実績を基準に業者は選定されているものの、「県営建設工事請負者資格者名簿」より県が業者を選定しており、地元業者の保護が図られている。

### ④. 落札率等の分析

以下の図表 159 から図表 165 は平成 18 年度の流域下水道特別会計の県営工事台帳から、監査人が抽出・集計を行ったものである。

流域下水道事業の県営工事については、図表 159 と図表 160 にみられるように、金額的には 8 割が条件付一般競争入札によって契約が行われている。

また、図表 161 に見られるように条件等があるものの、一般的には入札の間口が広い条件付一般競争入札の入札者の平均が 4.9 者と指名競争入札の 13.2 者よりも少なくなっている。

平均落札率は、図表 161 にみられるように、随意契約が 98.7%、指名競争入札が 90.2%、条件付一般競争入札が 87.2%と競争の程度の順番で低くなっている。

図表 159

設計額ベースでの各入札等の金額と全体に占める割合

	設計額(千円)	各入札等の割合
条件付一般競争入札	7,422,666	81.2%
指名競争入札	1,696,695	18.6%
随意契約	26,085	0.3%
計	9,145,446	100.0%

※設計額は変更契約前の設計額である。

図表 160

請負額ベースでの各入札等の金額と全体に占める割合

	請負額(千円)	各入札等の割合
条件付一般競争入札	6,473,943	80.6%
指名競争入札	1,529,818	19.1%
随意契約	25,740	0.3%
計	8,029,501	100.0%

※請負額は変更契約前の設計額である。

図表 161

入札等別の設計額、請負額、平均落札率ならびに入札者の平均

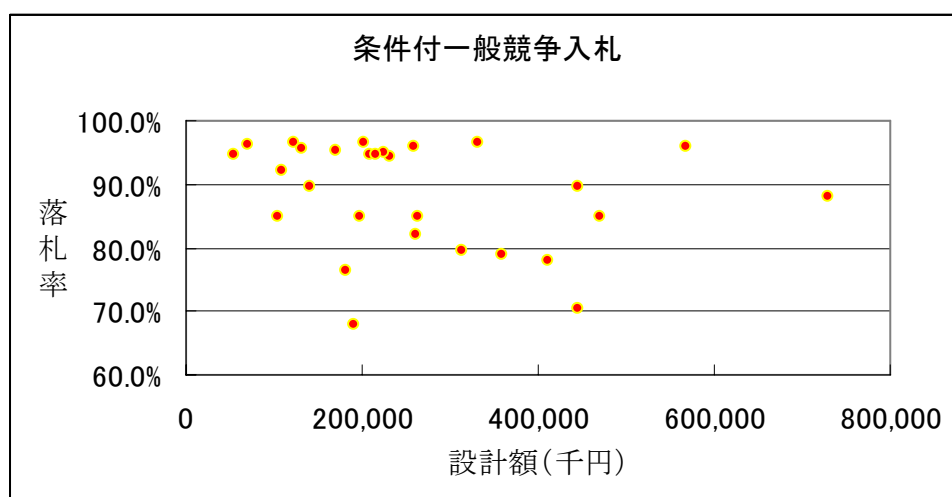
	設計額平均(千円)	請負額平均(千円)	平均落札率	入札者の平均(者)
条件付一般競争入札	265,095	231,212	87.2%	4.9
指名競争入札	47,130	42,495	90.2%	13.2
随意契約	8,695	8,580	98.7%	2.3

※設計額および請負額は変更契約前の設計額である。

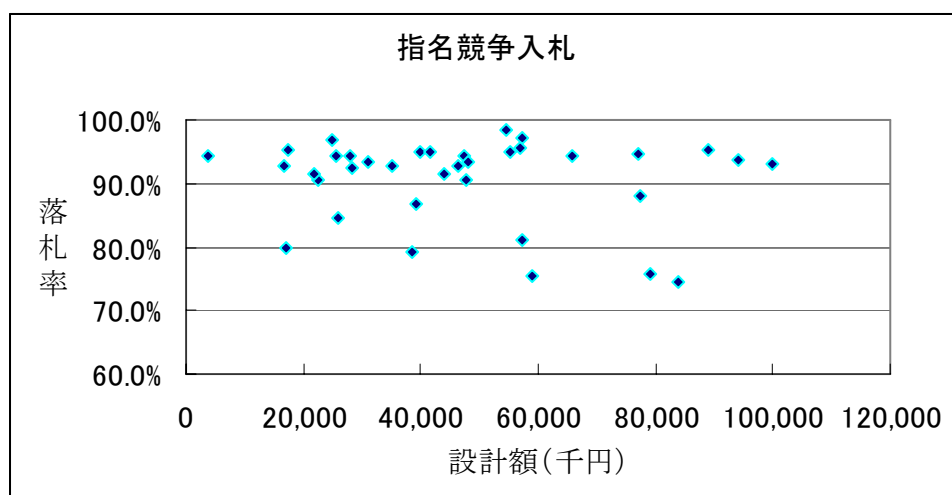
図表 162 では、条件付一般競争入札の設計額と落札率の関係を、図表 163 では指名競争入札の設計額と落札率の関係をグラフ化している。

条件付一般競争入札では、90%以下の落札率の契約が相当あるのに対して、指名競争入札では、90%以下の落札率の割合は、条件付一般競争入札に比べて少ない。

図表 162

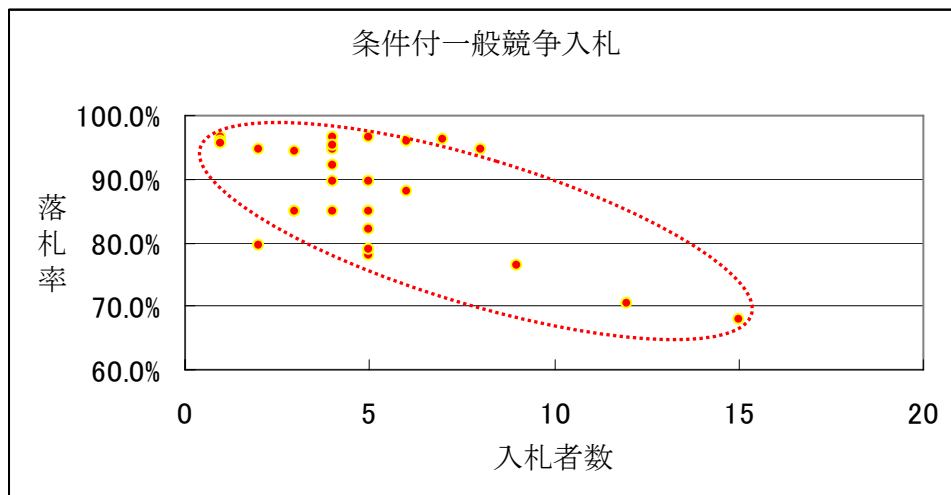


図表 163

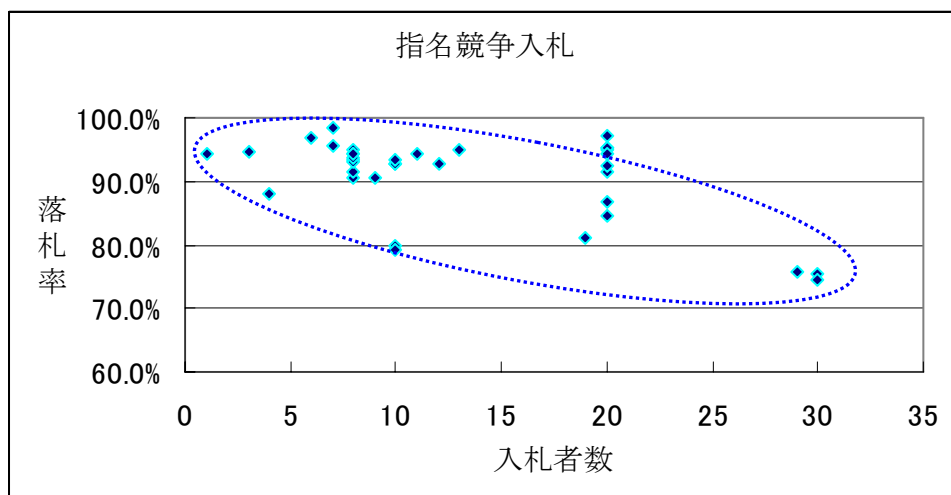


図表 164 および図表 165 では、条件付一般競争入札と指名競争入札の入札者数と落札率の分析を行っている。条件付一般競争入札と指名競争入札も、入札者数が多いほど、落札率が低くなる傾向が見てとれる。

図表 164



図表 165



## 一般競争入札の対象工事の拡大

### (意見)

流域下水道事業の工事契約を見る限り、より競争性の高い条件付一般競争入札のほうが、指名競争入札に比べて落札率が低く、また、入札者が多いほど、落札率が低くなる傾向が見てとれる。その意味で、より競争性の高い入札制度の推進が望まれる。

特に、一般競争入札は、地方公共団体において、原則的な入札方法であり、平成18年12月に開催された全国知事会の入札改革の指針もあることから、競争性、公正性および透明性を確保するため、一般競争入札の対象工事の拡大を図り、入札金額の低減をはかっていくことが望まれる。

## 5. 公債費

公債費は、一般会計繰入金及び市町村負担金が主たる財源となっている。公債費のうち概ね7割程度は、地方交付税交付金の算定措置対象経費であるため、岩手県では残り3割の交付税未措置分を市町村から回収すべき経費である資本費として管理している。

現在資本費は、都南処理区(平成33年度回収完了見込)及び花北処理区(平成37年度回収完了見込)では回収を行っているが、胆江処理区及び一関処理区では回収を行っていない。

ただし、胆江処理区及び一関処理区においても管理費に係る赤字補填用繰入金の回収が完了次第、順次資本費の回収を行っていく予定となっている。

## 6. 財団法人 岩手県下水道公社

平成 18 年度において岩手県は、都南処理区・花北処理区・胆江処理区・一関処理区の各処理区で、財団法人岩手県下水道公社に流域下水道管理補完業務の委託を行っている。

財団法人岩手県下水道公社は、平成 17 年度までは、上記各処理区の管理業務を岩手県から包括的に受託していた。

財団法人岩手県下水道公社の法人の概要等は以下のとおりである。

### (1) 法人の概要

法人の名称	財団法人 岩手県下水道公社
設立年月日	昭和62年4月1日
事務所の所在地	盛岡市東見前3-10-2

### (2) 基本財産・資本金等

項目	金額		うち県の出資等額		県の出資等比率	
基本財産・資本金	10000	千円	5000	千円	50	%
基金	0	千円	0	千円	-	%
合計	10000	千円	5000	千円	50	%

### (3) 役職員の状況

役員数	合計 1名	うち県派遣 0名	うち県OB 1名
職員数	合計 32名	うち県派遣 14名	うち県OB 6名

### (4) 設立目的

公社は、下水道に関する知識の普及、啓発等を行うとともに下水道施設の維持管理業務の受託を行うなど下水道に関する施策に協力し、もって県民の快適な居住環境の改善及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

## (5)事業内容

- ・下水道に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- ・下水道技術者の研修に関すること。
- ・下水道技術の調査研究に関すること。
- ・流域下水道施設の維持管理業務の受託に関すること。
- ・下水道の技術支援業務の受託に関すること。
- ・下水道排水設備責任技術者認定業務に関すること。
- ・その他前条の目的を達成するために必要な事業。